

913.4

H615

N

頭書

保元物語

全

カ
ハ
シ
カ
シ
カ
シ

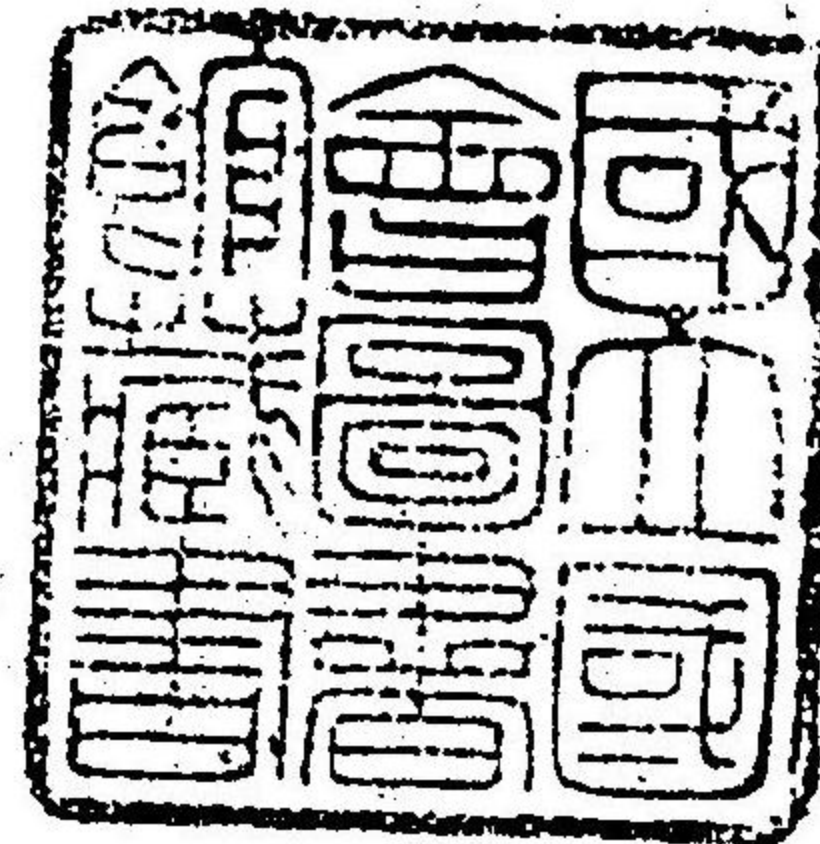
913.44 H 6152 N

書頭 保元物語の序

吾が國古代の歴史の皆漢文を以て修められたり。漢文の文字莊重にして章句冗長ならず。卷冊浩博を要せずして。數百年間の紀事其の中に備るの便あり。然れども漢文の性質。常に簡古を貴び繁縟を嫌ふの傾向あるをもて。之を作るもの。動もすれば其の大綱を擧げて以て細目を遺すの弊あり。唯細目を遺すのみならず。大綱と雖事端煩雜なるか。或は字句過長なるものあれば。務めて之を約め之を省き。以て其の規矩に従ふ。是古人謂ふ所の靴を度りて足を削るものにして。文法の束縛に由り。其の語るべきものをも語らず。其の傳ふべきものをも傳へず。十を百に存し百を千に存し。後人をして其の際に憾みなからしむる能はず。然れども古の時文章と名くべきの唯漢文あるのみなれば。是又已むを得ざるの事といふべきのみ。平安遷都より八九十年を経て。假名文字の使用漸自在を得。方今謂はゆる國文なるもの始めて出でたり。蓋國文の性質たる。大要は勿論。微細の事をも寫し。偏長の章句をも用ひて。かつて妨げなきのみ

保元物語序

金港堂



913.44
H6152
N



337263

ならず。反つて是を以て其の文意を達し。其の妙所を盡くすことを得るなり。然るを當時の風習。國文を作るを婦女の業とし。而して男子の上奏公文に論なく。序文記録の類に至るまで。必漢文を以て之を録し。敢て其の便不便を問はざりき。されば當時編纂の歴史たる文徳實錄三代實錄の如きも。亦日本紀以下の歴史の如く。盡漢文をもて修められたり。是より以後は人只力を和歌に盡くし。文章に至りては漫然として復顧るものなく。謂はゆる漢文歴史も終に之を續ぐものなし。然るに是に反して。曩に婦女子に一任したる國文は。其の間非常の發達をなし。當時作り出でたる草紙物語の如きは。景物を記し人情を寫すに於いて。神を極め微を盡くし。後の文章家をして瞻若として其の企て及ばざるを歎せしむ。惜しいかな其の作大方作り物語にして。其の記す所。宮中遊宴の狀にあらざれば。男女唱和の事に過ぎず。文妙といふと雖。亦只游戲三昧なるのみ。偶榮華物語の如き實事を記したるものあるも。紀事の區域文章の體裁。全く草紙物語と異なることなければ。或は是を以て編史の材料に供ふべきも。未是を以て真正の歴史といふを得ざるなり。之を要するは平安遷都より鎌倉幕

府の時に至るまで。大凡四百年の間。續日本紀以下の漢文歴史相尋いで出でたるも。未かつて一部の國文歴史あらざるなり。其の之あるは實に此の書を以て嚆矢とす。蓋此の書は鎌倉幕府の時に成れるものにして。漢文を用ひずして善く漢文の莊重を學び。國文を用ひて善く國文の輕弱を避け。別に一面の新文體を開きて以て其の才を馳聘す。之を上六國史に比するに。其の出色の巧拙誠に雲泥の別あるを愛ゆ。されば是より以降平家物語の如き。源平盛衰記の如き。太平記の如き。神皇正統記の如き。互に簡潔浮誇の異なるなきに非ざるも。未かつて此の書に基かざるものあるなし。後世儒術盛んなるに及び。再漢文歴史行はれ。作者務めて是等の諸書を譯述したるも。其形容情致。遠く原書に及ぶ能はず。然のみならず當時教法の有り様。言語の使ひ様。衣服甲冑弓矢の製り様の如き。凡其の時代と人品とを畫き出すべき良具。皆之を現し出すと能はず。唯古代歴史と文に巧拙あるのみにして。簡略疎放の弊に至りては全く一なり。故に國史を作るは國文に如くはなく。國文を作るは是等の諸書に法るゝ如くはなし。予近頃此の書を讀みて。心大に曉る所あり。因つて保元物語以下太

平記に至るまでの四五書を校正し。之ヲ註釋を作りて以て閱覽に便す。是世間の學者漢文歴史に安んぜず。草紙物語に僻せず。此の書を見て以て當時の眞情を知り。此の文を讀みて以て自家の蕪思を養はんことを欲してなり。

明治二十四年五月

香亭迂人 中根淑識す

保元合戦記序

夫易曰。觀乎天文察時變。觀乎人文化成天下矣。是以政道當理。則風雨順時。國家豐饒也。君臣合體。則四海泰平。凶賊無起。君上有政違。則國乱民苦。臣爲下禮背。則家失身滅。或恣爲奪國位乱天下。黎民依之愁。或猥依諍事官職傾國家。群臣爲之悲。遂使雖揚旗於戰場。不蒙天道許。雖廻謀於軍旅。不免王法攻。故驅骸於外土塵。皆貽名於後代嘲自古至今誰獨不然云有乎。

右舊序ハ世間行ハるゝ所の片假名本平假名本共に是あり。但し本史作者の作る所なりや。將後人の加ふる所なりや。今知る能はず。参考保元物語には。其の引く所の異本皆此の序なく。唯岡崎本のみ假字をもて之を載せたることを記せり

頭保元物語

凡例

一 保元平治の二書は源平盛衰記と共に。古くより葉室大納言時長の作といひ傳へたり。今竊に之を按ずるに。保元平治の一人の手に出でたることは。決して疑ふべからずと雖。盛衰記に至りては全く別人の手に成りたること明らかし。蓋保元平治の文は質直にして虚飾少く。盛衰記の文は浮華にして横實に乏し。決して一様の觀をなす能はざるなり。若し字句と用語とに就いて之をいへば。保元平治は動もすればさる程にを以て文を起せども。盛衰記はかつて之を用ひず。是は多く宣ふおはしますの詞を用ふれども。彼は時ありて稀に之を用ふ。是には力なしといふを。彼には力及ばずといひ。是には方樣とのみいふを。彼にハ方樣事樣是樣などいふの類猶多し。然のみならず其の事實に至りても。各相同じからざるものあり。例へば爲朝を捕らふるものと是には佐土兵衛

重貞とし。彼には佐土左衛門重實とし。布引瀧にて雷の爲に死したるものを。是には難波三郎経房に作り。彼には難波六郎経俊に作り。頼長の子息四人。是ふは四箇國へ流罪の事に記し。彼には四人共に土佐に流されたることに記せり。而して義経鞍馬を出でて奥州に至るまでの事實。及び義経頼朝に謁見の場所等に至りては。彼此互に相違あり。是其の書の同一人の手に成らざるを證すべし。

一新古事談には。大和の國多武峯の公驗僧正一本には源驗とあり保元平治の二書を作り出で。因縁舞ひの名人鳥丸久泉若節附けしたるを。大納言經實二條院に奏上したること見ゆ。平治の亂は二條帝の時に起りたるも。同書には二條帝崩御より三十餘年後の事をも記したれば此の説亦從ひ難し。

一此の書世に行はるゝもの片假名本平假名本の二種あり。平假名本は誤謬甚多くして讀むに堪へず。片假名本は古くより傳來のもの

なるべけれども。漢文訓讀の如く反り字多く。其の上古書の風として送り假名至つて乏しければ。人皆之を讀むに苦しめり。故に今普通の片假名本を本とし。其の反り字を直寫し。送り假名を加へ。且假名違ひをも改めて以て讀者よ便す。然れども其の文章に至りては敢て妄りに一字も増減せず。

一参考保元平治物語は諸本中の最善き本なり。同書は水府の人今井弘濟内藤貞顯前後相尋いで義公の命を奉じ。異本五部と引用書數十部とを以て其の異同を辨じたるものなり。されば大日本史以下通語の如き日本外史の如き。皆是に據りて以て其の疑ひを決したり。予も亦此の書を校正するに方り。年月代數名字等の誤りあるものは。参考本に據りて之を改め。一々其の由を註す。但し姓名の息津と興津神原と蒲原秦野と波多野。及び助經と資經維重と維繁助安と佐康の如き訓讀相通するものは。不都合あるに非ざれば未必しも之を改めず。是本書の註釋を主として。考證を主とする

に非ざるを以てなり。

一此の時代の詞是より以前と稍其の意味を異にするものあり。譬へばめのは乳母の義なるを。此の頃は男子の守り役にも用ひ。ゆゑしきと思ましくしきの義なるを。雄々しきの代りに用ふるが如し。然れども猶いろふを扱ふの義に用ひさすを然れども義に用ふる等。古意を失はざる語法多し。

一左を弓手右を馬手といひ。遁けてを延びてといひ。先に立つるを先を打たすといふの類は。皆武者詞と知るべし。其の外射られてを射させて。撃たれてを撃たせてといへるも。受け身になるを嫌ひて。我が方より然さするやうにいへるものなり。

一歴史を讀むには。先當時國家の大勢及び地理官制。其の他各種の要點を解し置らざれば。猶暗燈に就きて物を観るが如く。判然其の精彩を見る能はず。故に今通解數條を作りて下に記す。讀者先是を熟覽して。而して後本文を閱讀せられんを希ふ。

書頭 保元物語

通解

一平安遷都後天皇六七代を経て。藤原氏漸政權を專ふし。遂に天子の廢立までも其の意の儘なるに至りしを。後三條帝出で給ひて其の權再王室に歸したり。然るに其の後白河帝院中に於いて久しく政務を執られ。鳥羽帝又是に倣ひ給ひしより。數十年間政權轉じて院中に移りき。保元の亂の後白河帝御初政の時なれども。鳥羽帝崩御後十日計りの中に起りしことなれば。内外の形勢猶同帝御在世の時と異なることなし。

一保元平治の頃は未武家割據の兆しあらざる時なれば。六十餘州盡く王土ならざる所なかりしかど。總に藤原氏權を執りてより其の田園天下に蔓り。然のみならず源平世々の將帥諸叛者を討じて功田を賜はり。或は子孫を傳へ或は世々に傳へ。或は諸國の守となりて其の土田を購ひたるも寡からざるべし。彼の多くの子弟郎等を

養ひ置きて。かつて不足を告げたることなきによりても。其の歳入の莫大なること明かなり。されば當時朝廷の歳入は。遷都後數十年の間どの殆半を減ずるに至りたるべし。而して藤原氏の富みは王室に次ぎ。源平二氏の富みは職田位田の有無に拘らず。少くとも後世の二三十萬石の諸侯に比すべきものと推し量らるゝなり。一保元の頃は藤原氏漸衰へたれども。關白以下の顯職は猶其の專有物にて。平治以後の如く全く其の權なきに非ず。然れ共其の實力に於いては。源平二氏の外他に是あるものなし。故に當時藤原氏は權ありて力なく。源平氏は力ありて權なしといふべし。一源平氏人臣に降りて後は世々武事を務め。萬一叛者等あれば。朝廷常に大將中將以下の武官を闕き。二氏の文官なると武官なるとに闕せず。之を用ひて以て事を辨ず。保元の亂の如きも。義朝の下野守清盛の安藝守なるに。是等を以て其の將帥とす。以て二氏の郎等家人多きこと。他の諸氏と異なるを見るべし。

一吾が國奈良の朝より佛法漸盛りになり。平安遷都の後の更に甚しく。位益貴ければ之を信すること益篤し。故に天皇位を禪れば法皇となり。大臣職を罷むれば入道となり。以て其の道に歸依す。凡水旱兵革受禪生誕の事に至るまで。必名僧大徳と命じて種々の祈禱を行ひしめ。以て効驗ありとなす。其の他英雄豪傑の事も死するものも。終り又臨みて必佛を念じ。力盡くれれば必髮を剃りて降を乞ふ。佛法人心を支配するの大いなる是を以て推知すべし。一平安の京の初め最澄空海の二名僧出でしかば。世々の天皇大臣大方天台眞言の二宗を奉せられたり。中就く比叡山の王城鎮護の爲に開き。且其の地も亦甚近きゆゑ。僧侶大勢力ありて儼然一個の武家の如し。而して其の常に争ふ所。宗旨の如何も由るゝ非ずして。私欲の達すると達せざるとあり。一歴史を讀むゝ其の土地の形勢を知ること甚肝要なり。京都の南一方の開きて餘の三方の山は包まれ。東山の近く北山西山の凡

三里程あり。南に宇治河東は賀茂河西南は桂河ありて。後互は落ち合ひ國の南方に流る。

當時の内裏及び市街の後世の自異なり。先今の千本通りを朱雀通りといひて。内裏より南へ通ずる大通り也。外廓羅城門正面あり。其の中左右は東寺西寺あり。東寺は今尙存せり。扱内裏の今の一條通りと千本通りと切り合ふ處の南は當り。四方は十餘門を開き。規模至つて大いなり。今の堀河の其の東掘り紙屋川は其の西掘りなり。全市街の大きさは東は賀茂河に至り西は今の山内村邊に至り。北の一條通り南の東寺の邊に至る。其の區畫全く碁盤目にして。東西の通り。内裏の北を一條とし南を二條とし。是より三條四條と順を追ひて羅城門の北に至る。今と位置異なることなし。此の大通りの間更にはと並行したる小路三四筋つゝあり。南北の通りも朱雀通りの左右は數十筋ありて是と並行す。而して種々の役所及び諸官人の第宅此の間に散在すと雖。謂とゆる

太政官八省諸寮司。大方内裏諸門の中はあり。畢竟後世の内裏の古の京都の東北隅にして。其の市街の古の市街の東の方半分計りと知るべし。猶委しきこと附録の圖より山りて之を曉るべし。

一此の時代の官制。先上は太政官ありて天下の政事を總括に。其の官は太政大臣左右大臣大中少納言參議大少外記左右の大中少辨左右の大少史及び史生官掌各若干人あり。次ぎは中務式部治部民部兵部刑部大藏宮内の八省あること今の諸省の如し。其の官人の何れも卿大少輔大少丞大少録等あり。而して諸寮諸司大凡二十六七ありて。各省は分ち隸す。譬へは圖書寮陰陽寮等の中務省は屬し。大學寮は式部省は主税寮は民部省は囚獄司は刑部省は屬するが如し。此の外猶別は左右京職修理職勘解由使鑄錢司等の類あり。又書中に屢散見したる藏人といふ。朝廷の藏人所は伺候する天子近習の役なり。檢非違使といふ今の警視廳は略似たるもので。其の中の佐尉等の罪人をも捕らへ糺彈をも司るなり。

右の外院は院廳あり皇后は皇后職あり太子は春宮坊あり親王關白大臣家は政所ありて。其の役々之を司る。又宮中より仕ふる婦人にも。諸山の貴き僧法師にも。夫々の官ありと知るべし。武官は左右近衛府に大中少將將監將曹等あり。左右衛門府及び左右兵衛府に督佐尉等あり。此の外に左右馬寮と兵庫寮とありて。頭以下の役々之を司る。

諸國は國を大上中下の四等に分ち。各守介様目及び郡司等を置きて之を治め。又邊要鎮撫の爲に。陸奥に鎮守府を置き。將軍副將軍等を以て之を統べ。筑前に太宰府を置き。帥及び大少貳を以て之を鎮めしむ。

右八省以下寮司使府及び國衛等の官を知るには。四分といふことを心得ること至つて便なり。四分とは何れの役所も必四等の官あることなり。則卿頭大夫正督守は皆かみと訓みて其の長官。輔助亮佑介佐は皆すけと訓みて其の次官。丞允尉様進は皆じょうと訓

みて其の書記官。錄屬目志は皆さくわんと訓みて其の屬官なり。或は是と異なるものあるも。聊此の四つを増減したるに過ぎず。一官職の事は略前よりいへるが如くなれども。是より數十年前以來。既に其の實を失へること多し。第一當時の權守といへるは。遙授にて京都に居る參議中將少納言藏人など之を兼ね。名は國名を帯ふれども。絶て其の國事に與らぬものなり。又國司は其の國にありて政務を執り。古は其の任期及び年々上京の時期すら定りありしを。此の時代には多く介以下のものに放任して。己れは多く京都に居たり。保元平治の乱の如き。俄に起りたるにも拘らず。諸國司の多く京都に居合はせたるにても知るべきなり。一古の位と今の少し異なる所あり。則一位より三位までは正從の二つに分ち。四位より以下九位まで。更に正從を上下に分ち。合はせて三十階とす。但し九位の九位といはずして。正の方を大初位といひ。從の方を少初位といふ。

一 氏の大抵地名より出でたるものなり。則相摸の大庭山内。武藏の豊嶋河越秩父。信濃の木曾望月などの如き。推して知るべし。中に本藤原氏にて。其の居る所の國名其れ勤むる所の官名を合とせたるもあり。則近江なるを近藤伊勢なるを伊藤。齋宮寮を勤むるを齋藤木工寮を勤むるを工藤といふが如し。

一 此の時代の通稱の後世の程猥りならず。譬へば平氏にて長男は平太二男は平二三男の平三。源氏なれば源太源二源三といふ。又何氏にては太郎二郎三郎四郎と兄弟順に名け。或は太郎の子にて太郎なれば小太郎と名け。又其の子太郎なれば又太郎彌太郎など名く。されば六彌太といひ小平六といひ大彌太といひ彌中太といふの類も。皆謂はれありて附けたる名なり。

書頭 保元物語

目錄

卷之一

- 後白河院御即位の事 (第一篇)
- 法皇熊野御參詣并びに御詫宣の事 (第二篇)
- 法皇崩御の事 (第三篇)
- 新院御謀叛思し召し立つ事 (第四篇)
- 官軍方々手分けの事 (第五篇)
- 親治等生け捕らるゝ事 (第六篇)
- 新院御謀叛露顯并びに調伏附けたり内府異見の事 (第七篇)
- 新院爲義を召さるゝ事附けたり賴丸の事 (第八篇)
- 左大臣殿上洛附けたり著到の事 (第九篇)
- 官軍召し集めらるゝ事 (第十篇)
- 新院御所各門々固めの事附けたり軍評定の事 (第十一篇)

將軍塚鳴動并びに彗星出づる事 (第十二篇)
主上三條殿行幸の事附けたり官軍勢汰への事 (第十三篇)
卷之二

白河殿義朝夜撃ちに寄せらるゝ事 (第十四篇)
白河殿攻め落す事 (第十五篇)
新院左大臣殿落ち給ふ事 (第十六篇)
新院御出家の事 (第十七篇)
朝敵の宿所焼き拂ふ事 (第十八篇)
關白殿本官に歸復の事附けたり武士に勸賞を行はるゝ事 (第十九篇)
左府御最後附けたり大相國御歎きの事 (第二十篇)
勅を奉じて重成新院を守護し奉る事 (第二十一篇)
謀叛人各召し捕らるゝ事 (第二十二篇)
重仁親王御出家の事 (第二十三篇)

爲義降参の事 (第二十四篇)
忠正正弘等誅せらるゝ事 (第二十五篇)
爲義最後の事 (第二十六篇)
義朝弟共誅せらるゝ事 (第二十七篇)

卷之三

義朝幼少の弟悉失はるゝ事 (第二十八篇)
爲義の北方身を投げ給ふ事 (第二十九篇)
左大臣殿の御死骸實檢の事 (第三十篇)
新院御遷幸并びよ重仁親王の御事 (第三十一篇)
無鹽君の事 (第三十二篇)
左府の君たち并びに謀叛人各遠流の事 (第三十三篇)
大相國御上洛の事 (第三十四篇)
新院御經沈めの事附けたり崩御の事 (第三十五篇)
爲朝生け捕り流罪に處せらるゝ事 (第三十六篇)

爲朝鬼が島に渡る事并びに最後の事 (第三十七篇)

頭保元物語卷之一

香亭 中根 淑 註釋

後白河院御即位の事 (第一篇)

皇定さし僧徒佛道
 を併めて眞空に至
 るを定に入るこい
 ふより取りて名稱
 天子位を禪りて後
 法體にあり給ふの
 稱 世に父
 子相繼ぐないふ
 藤茨子の藤原
 を尊したるなり
 閑院ハ二條西
 洞院にあり藤原
 家の家筋多き四五
 種々の名稱を付け
 て分つたり
 八月十六日養孝に
 よりて十七日に改
 りて藤原の御
 位を藤原給ふこ

爰より鳥羽禪定法皇と申し奉るは。天照太神四十六世の御末。神武天
 皇より七十四代の帝なり。堀河天皇第一の皇子。御母は贈皇太后宮
 藤茨子閑院大納言實季卿の御娘なり。康和五年正月十六日に御誕生。
 同じき年の八月十七日皇太子に立たせ給ふ。嘉承二年七月十九日堀
 河院隠れさせ給ひしかば。太子五歳にて踐祚あり。御在位十六箇年
 が間。海内靜かにして天下穩なり。寒暑も節を過たず。民屋も誠に
 豊かなり。保安四年正月二十八日御歳二十一にして御位を遁れて。
 第一宮崇徳院に譲り奉り給ふ。大治四年七月七日白河院隠れさせ給
 ひてより後は。鳥羽院天下の事を知し召して政を行ひ給ふ。忠ある
 者を賞しおのしめますこと。聖代聖主の先規に違はず。罪ある者をも

天子の第一の皇子、二宮三宮、皆之に従ふ。白河院ハ堀河院の御父、大慈大悲云々ハ觀音の誓ひに合ふこと、参考により保元を保延に改め、四月を五月に改む、春宮ハ太子、参考により七月を二十七日に改む、御恙ハ御病氣、参考により七月を三月に改む、御師の下させハ御剃髪のこと、宿善云云の二句は年來の御願ひによりて法林になり給ふをいふ、眞實報恩ハ眞に佛の恩に報ゆること、御惱みハ御病氣、清涼殿ハ主上の清

赦し給ふこと。大慈大悲の本誓又叶ひおはします。されば恩光又照らされ徳澤お潤ひて。國も富み民も安かりき。保延五年五月十八日美福門院の御腹に皇子御誕生ありしかば。上皇殊に悦び思し召して何しか春宮に立て給ふ。永治元年十二月二十七日三歳まで御即位あり。依つて先帝をバ新院と申しける。先帝異なる御恙も渡らせ給ひぬに。押し下し給ひけるこそ淺ましけれ。依つて一院新院父子の御中快あらずとぞ聞えし。誠に御心ならず御位を去らせ給へり。歸り即かせ給ふべき御志しにや。又一宮重仁親王を位も即け奉らんとや思し召しけん。叡慮計り難し。永治元年三月十日鳥羽院御飾り下させ給ふ。御年三十九。御齡も未盛なるに玉體も恙なくおはしませせも。宿善内も催し。善縁外も顯れて。眞實報恩の道も入らせ給ふぞ目出たき。然るも久壽二年の夏の比より近衛院御惱みればしが。七月下旬にハ早憑み少き御事にて。清涼殿の庇の間も遷し奉る。されば御心細くや思し召しけん。御製に斯く

の御殿なり、

女院ハ御母儀、即美福門院、一定ハ必の意、

打ち籠められては暗れつらならぬ御住まひ、待賢門院ハ藤原璋子、

兎皿ハ人の身の上悪しかれと神佛に祈ること、

「蟲の音の弱るのみかは過ぐる秋を。惜しむ我が身を先消えぬべき。終に七月二十三日に隠れさせ給ふ。御年十七。近衛院是なり。尤惜しき御齡なり。法皇女院の御嘆き理りにも過ぎたり。新院此の時を得て。我が身こそ位に歸り即かすとも。重仁親王ハ一定今度之位に即かせ給はんと待ち請けさせおはしませり。天下の諸人も皆斯く存じける處も。思ひの外も美福門院の御計らひにて。後白河院其の時は四宮とて打ち籠められておしせしを。御位も即け奉り給ひしかば。高きも賤しきも思ひの外も事も思ひけり。此の四宮も故待賢門院の御腹にて。新院と御一腹なれば。女院の御爲には共々御繼子なれども。美福門院の御心に。重仁親王の位に即かせ給はんことを猶嫌み奉らせ給ひて。此の宮を女院もてなし進らせ給ひて。法皇にも内申させ給ひけるなり。其の故ハ近衛院世を早くせさせ給ふことは。新院兎阻し奉り給ふとなん思し召しけん。是に依つて新院の御恨み一入増さらせ給ふも理りなり。

法皇熊野御參詣并び御詫宣の事 (第二篇)

熊野ハ紀伊の國にあり、家津御子と速玉之男神と熊野夫須美神とを合はせ祀る。現當ハ現在と未來、先達ハ山伏しの巫立ちたるもの、供奉ハ御供、瑞相ハ其前表、權現ハ佛菩薩が假りに神に現れて、此の世に出でたる名目なり、勸請ハ神下しなすること、巫ハ神に仕へて神の口寄せなすもの、般若妙典ハ般若經を讀みていふ、五体ハ身と手足、肝胆を碎き、俗に骨を折るといふこと、御詫宣ハ、神が人に附き

爰に久壽二年の冬の比。法皇熊野へ御參詣あり。本宮證誠殿の御前まで。現當二世の御祈念ありし。夢現どもあらず。御寶殿の中より童子の御手を指し出して。打ち返し打ち返しせさせ給ふ。法皇大さに驚き思し召して。先達並びに供奉の人々を召して。不思議の瑞相あり。權現を勸請し奉らばやと思し召して。正しき巫やあると仰せければ。山中無双の巫を召し出す。御不審の事あり占ひ申せと仰せければ。朝より權現を下し進らすに。午の時まで下りさせ給はねば。古老の山伏し八十餘人。般若妙典を讀誦して祈極良久し。巫も五體を地に投げ。肝胆を碎きければ。諸人目を清まして見る處も。權現既下りさせ給ひけるにや。種々の神變を現トて後。巫法皇に向ひ進らせて。右の手を指し揚げて打ち返し打ち返し。是は何に申す。誠に權現の御詫宣なりと思し召して。御坐を退らせ給ひて。御手を合はせ申す所是なり。さて如何すべく候ふと申させ給へば。

て言を述ぶること、手の裏を反す如く、太平の忽に亂世なること、定業ハ前世より其の人に定りたる運といふ程のこと、切目王子とは、熊野へ参る途中何々王子といへる社八十餘ある中の一つなり、被ハ木の名なり、熊野ハ木をいふこと多し、水葱をなぎといへば、此の水の葉水葱に似たるならんともいへど、盛衰配の熊野の事をいふ所に、櫓の字をなぎと讀ませ、或ハ櫓(なら)を熊野にていたせといふよてなき、又同音に切目の水葱の葉を稻荷の社の杉の枝に賜はり、重ねて黒目に着くことあり、古ハ參詣の時、三つの山の本宮新宮那智をいふ、奉幣ハ神に幣(ぬさ)を奉ること、眞言ハ天竺の語を其のまゝ用ふる經文、法樂ハ祭り終りて後、更に神佛を樂しましむるために設くる樂をいふ、臨終生念云々ハ、死に就くとき、佛を念じて極樂に生まるること。

法皇崩御の事 (第三篇)

斯くて今年ハ暮れななり。明くる四月二十七日改元あつて保元とぞ

御不豫の樂しまさるの儀にて、御病氣のこさなり、樂病前編の定業を見るべし、参考によりて十三日を十二日に改む、成菩提院ハ御所の名なり、僧老同穴ハ、共に老いて同じく塚穴に入ることを、皆詩經の文字なり、法体になりて佛の誓めを受け給ふときの導師を、御戒の師といふ、菩提院として佛道といふ、有爲無常ハ人の所行の定めなきこと、生者必滅ハ生けるもの、必死するもの、婆羅双樹ハ天竺の木の名、四方共に一双をなすゆゑ此の名あり、滅度の如來の

申しける。此の比より法皇御不豫の事あり。偏に去年の秋近衛院先立たせ給ひし御歎きの積りよやと世の人申しけれども。業病請けさせ給ひけるなり。日又随つて重らせ給へば。月を追ふて恐み少く見ぬさせおひしませば。同じき六月十二日美福門院鳥羽の成菩提院の御所にて。御飾り下させ給ひ。現世後生を恐み進らせ給ふ。近衛院も先立ち給ひぬ。又僧老同穴の御契り淺からざりし法皇も。御惱重らせ給ふ。御歎きの餘り又思し召し立つとぞ聞えし。御戒の師は三瀧上人觀空を參られける。あはれなりし事共なり。法皇は權現御詔宣の事なれば。御祈りもなく御療治もなし。只一向御菩提の御勤めのみなり。七月二日終つて一院隠れさせ給ひぬ。御年五十四。未六十にも満たせ給はねば。猶惜しかるべき御命なり。有爲無常の習ひ。生者必滅の掟。始めて驚くべきあられぬども。一天暮れて月日の光りを失へるが如く。萬人歎きて父母の喪又逢ふ過ぎたり。釋迦如來生者必滅の理りを示さんとて。婆羅双樹の下にて假り滅度を

なくなり給ふこと、人天ハ人間と天部の神、五十二類ハ、人天を始めとして鳥獸虫魚など五十二ないふ、涅槃經の疏に委し、龍顏ハ天子を龍に譬へたるなり、有待ハ物に由りて形を成すものをいふ、地水火風合して人と成るが如し、天竺四姓の中、帝王の種を刹利といひ農民の種を首陀といふ、妙覺ハ眞の道を開れること、因果ハ今いふ原因結果のこと、舍利弗ハ釋迦の弟子、後花光佛とされり、

唱へ給ひしかば。人天共に悲しみき。彼の二月中の五日の入滅には五十二類愁への色を顯し。此の七月二日の崩御に。九重の上下悲しみを含めり。心無き草木も愁へたる色あり。況年來近く召し使ひれし人々。何計りの事をか思ひけん。増して女院の御嘆き申すも中思なり。玉簾の内に龍顏に向ひ奉り。金盞の上に玉體に及び給ひしに。今は燈の本より伴ふ影もれりしませす。枕の本には古を戀ふる御涙のみを積りける。古き御袂空しき床も残りて。御心を碎く種と爲り。古の面影は常に御身に立ち添ひて。忘れ給へる御事をなき。有侍の御身の。貴賤も高卑も異なることなく。無常は境界ハ。刹利も首陀も替らねば。妙覺の如來猶因果の理りを示し。大智舍利弗又先業を顯すことなれば。凡下の驚くべきにあらねども。去年の御嘆きに今年の御悲しみの重りけるを如何せんと思し召しける。

新院御謀叛思し召し立つ事(第四篇)

斯かる御愁への折り節。新院の御心中覺束なしとぞ人申しける。さ

仙洞の院の御所を
仙居に替へていふ
東三條の院の御所
のある所、東
西姉小路と南北西
洞院との辻、高松
殿あり、頃日内裏
大破せしゆゑ、主
上假りに此にれば
しなり、少
監物の中務省の役
人なり、器
役に立つ人物、
外戚の母方、
参考によりて安
否を高卑に改む、
是のハ新院自
指し給ふ詞、
先帝ハ即近衛院、
下に仁親王の四
字ありしを削る、
御心の行かせ
給ふ思ひのまゝ、
なること、宇
治左大臣、宇治に
居らるゝなして此
の稱あり、關
白の父を大關と稱

れば仙洞も噪がしく禁裏も静りならざるに。新院の御方の武士東三
條に籠り居て。或ハ山の上より登り木の枝に居て。姉小路西洞院の内
裏高松殿を窺ひ見る由聞えしかば。保元元年七月三日。下野守義朝
も仰せて東三條の留主に候ふ少監物藤原光貞并びに武士二人召し捕
つて子細を問ひぬる。一院御不豫の間。去んぬる比より御謀叛の聞え
あるのみならず。軍兵東西より参り集り。兵具を馬に負ひせ車も積
んで持ち運び。其の外怪しき事多かり。新院日來思し召しけるに。
昔より位を継ぎ譲りを受くること必嫡孫に由らねども。其の器を
撰び。外戚の高卑をも尋ねらるゝまでこそあれ。是は只當腹の寵愛
と云ふ計りを以て近衛院に位を押し取られて。恨み深くて過ぎし處
に。先帝隠れ給ひぬる上。重仁親王こそ帝位に備り給ふべきに。
思ひの外に又四宮に越えられぬること口惜しけれ。と御憤りありけ
れば。御心の行かせ給ふ事とて。近習の人々に如何にせんするぞ
と常に御談合ありけり。宇治左大臣頼長と申すに。知足院禪閣殿下

す、法林なれハ禪
閣といふ、殿
下ハ本太子を呼び
奉る稱なれど、後
に攝關にて稱
す、天皇皇后に陸
下太子に殿下とい
ふハ、相對して呼
び奉る詞なるを、
後世ハ尊稱の如く
に用ふ、参考
によりて三男を二
男に改む、左
右には容易になり、
和漢ハ和漢の
學問なり、自
他ハ即和漢、
蘇ハ符なり、天
り降したる世を圖
蘇といふ、其の符
に應じて執政とな
ス意にてかくいふ、
法性寺の傍に
住めるを、藤
原忠通をかく稱す、
参考によりて
樂々の中を閑中に
改む、全經ハ

忠實公の二男にてればします。入道殿の公だちの御中に。殊更愛子
にておのしませしけり。人がらも左右及ばぬ上。和漢共に人に勝れ
禮儀を調へ自他の記録に暗からず。文才世々知られ。諸道に淺深を
探る。朝家の重臣攝縁の器量なり。されハ御兄の法性寺殿の詩歌に
巧みにて。御手跡の美しくおはしますをハ賤り申させ給ひて。詩歌
は閑中の弄びなり。朝家の要事に非ず。手跡は一旦の良なり。賢臣
必しも是を好むべからずとて。我が身は主と全經を學び。信西を師
として。鎮に學憲を籠りて。仁義禮智信を正しくし。賞罰勳功を別
ち。政務をきりとほしにして。上下の善惡を記されければ。時の人
惡左大臣とぞ申しける。諸人加様に恐れ奉りしりども。眞實の御心
向けは極めて麗しくおはしまして。怪しの舍人牛飼ひなれども。御
勘當を蒙る時。道理を立て申せば。細々と聞し召して。罪なれば
御後悔ありき。又禁中陣頭にて公事を行はせ給ふ時。外記官史等を
諫めさせ給ふに。過たぬ次第を辨へ申せば。我が僻事と思し召す時

數多の儲君佛書、
きりこぼし 雖通しなるべし、
 平家物語に善惡は
 雜糞を通すて隠
 れなしとあり、蓋
 善も惡も漢中の雜
 の如く必露る、意
 なり、されば此の
 政務云々は、政事
 の善惡を明かにす
 ることなるべし、
 惡左大臣とは
 兄君を貶り詩歌手
 跡を隠しむゆゑに
 いふ、必しも惡人
 さいふ意は非ず、
 此の外惡僧などい
 ふも、荒き僧とい
 ふことなり、
 怪しの舎人は卑し
 き召し使ひ人、
 勸當の法に考へ
 て罪を當つること
 より、轉じて放逐
 のことにも用ふ、
 陣頭さ役人
 禁裏に出仕して列

の。忽たちまち折れさせ給ひて。御ご意狀を遊ばして彼等かたがに給ふ。恐れをな
 して給はらざる時は。我われが能く思し召す意狀なり。只給ひ候へ。
 一の上の意狀を以下の臣下取り傳ふる事。家の面目めんぼくにあらまやと仰
 せられければ。畏りて給はりけるとかや。誠まことは是非明察しはいめいさつに善惡無二
 にれいしませ故なり。世も是をもてなし奉り。禪問殿下も大切の人
 に思し召しけり。久安六年九月二十六日。氏長者うぢのちやうぢやうに補し。同じき七
 年正月十日。内覽うちらんの宣旨蒙らせ給ふ。攝政關白せつせうかんぱくを關せきして三公内覽の
 宣旨せんじは予始めなるど。人々傾かたむき申されければ。父の殿下の御計ごけいら
 ひの上うへ。君も強つよく仰せらるゝ子細こさいもなし。此の大臣とても必しも
 世を知し召すまじきにもなければ。諸臣しよじんも是を許し給ひけり。法性
 寺殿じどうだんは只關白の御名計りにて。餘所の事の如く。天下の事あまたは於いて
 いろはせ給ふ事もなかりしうべ。殊ことは御憤ごふんり深くて。當今位たうこんゐに即つか
 せ給ひて世淳素よじゆんそ又歸るべくい。關白の辭表納じへいさうるか。又内覽うちらん氏長者關
 白につけらるゝか。兩様共に天裁てんさいに在りど。頻りに申させ給ひけり。

座する處をいふ、
 外記官史がいきくわんしの共
 に太政官の書記な
 り、諫めは其
 の非を論ずること、
 意狀は今の誤
 り謬文、我が
 能く思し召す云々、
 左府の詞なり、
 關白かんぱくを一人と
 いふ、是を除けて
 は左大臣が第一也
 是、是を一の上と
 いふ、是を一定を
 惡問に改む、
 參考より久壽を
 久安に改め、正月
 の上へ七年を稱ひ、
 十九日を十日に改
 む、一族中位
 高きものを長者と
 なす、以前は宣下
 に及ばざりしを、
 此の時特別にて宣
 下したり、内
 覽は御政務の文書
 を拜見すること、
 宣旨は勅詔、

此の關白殿かんぱくだんの萬よろなだらかにおはしませば。人皆譽め用ひ奉れり。關
 白殿と左大臣殿とと御兄弟の上ごあにがたのうへ。父子の御契約ごけいぎやくよて禮儀深くおはし
 ましければ。後には御中ごちゆう惡しくぞ聞えし。されば左大臣殿思し召
 しけるは。一院いっゐん隠れさせ給ひぬ。今新院の一宮重仁親王を位ゐと即つけ
 奉りて。天下を我われが儘ままに取り行はいやと思ひ立ち給ひければ。常に
 新院へ参り御殿居ありければ。上皇も此の大臣を深く御憑ごたよりみありて
 仰せ合あひせらるゝこと惡にくなり。或る夜新院左大臣殿に仰せられける
 ば。抑昔おさむを以て今を思ふ。天智てんちは舒明の太子なり。孝徳天皇の王
 子其の數かずおひしましゝくも。位に即つき給ひき。仁明にめいの嵯峨第二の
 皇子みこ。淳和天皇の御子達を閑ひまきて祚そを踐ふみ給ひき。花山けざんは一條いちじゆうに先
 立ち。三條さんじゆうの後朱雀に進み給ひき。我が身德行みんぎやうぎやうなしと雖いへ。十善じゆぜんの餘
 黨たうたうに應へて先帝の太子と生まれ。世澆薄よせうはくなりと雖いへ。萬乘ばんじやうの寶位ほうゐを忝かたじけな
 くす。上皇の尊號そんがう又連るべくと。重仁じゆうにこそ人數にんずに入るべき處に。文
 にも非ず武にもあらぬ四宮に位を越えられて。父子共に憂へうれふ沈しづむ

三公は太政大臣、左右大臣、人々傾き申されは、舉りていふ義、此の大臣は頼長を指す、いはばせは取り扱ふ義、當今は現今の天子、天裁は天子の御裁斷、なだらかは、心寛やかにて烈しからぬこと、天智は第三十八代の天子、舒明は三十四代、孝徳は三十四代、仁明は五十四代、嵯峨は五十二代、淳和は五十三代、花山は六十五代、一條は六十六代、三條は六十七代、後朱雀は六十九代なり、後朱雀にても通ずれども、恐らくは後一條なるべし、後一條は六十八代なり、十香は不殺生不偷盜不邪淫などの十箇條、參考によりて餘君を餘齋に改む、此は前世に十香を修めたる功徳にて、太子と生まれたるなり、万葉は天子のこと、支那の周の世には、軍のとき天子は軍車万葉を出すゆゑ、

然りと雖故院ればしましつる程は力なく二年の春秋を送れり。今舊院登遐の後には。我天下を奪はんこと何の憚りかあるべき。定めて神慮にも叶ひ人望も背かじものをと仰せられければ。左府元より此の君代を取らせ給は。我が身攝籙に於いて疑ひなしと悦びて。尤思し召し立つ處然るべしとぞ勤め申されける。新院此の御企てなりければ。鳥羽の田中殿を出でさせ給ふべき由を仰せられける。何と聞き分けたる事なけれども。何様事の出で來べきよこそとて。京中の貴賤上下。資財雜具を西東へ運び隠す。門戸を閉ぢ人々の兵具を集めければ。この如何に。縦新院國を奪はせ給ふとも。仙院晏駕の後。僅に十箇日の中に此の御企て宗廟の御計らひも計り難く。凡慮の推す所然るべうらず。此の程の雲の上には星の位靜か。境の中よ波風も收まりたる御代に斯く切つて續いだる様は騒がしく亂るゝことの悲しさよと人々歎き合へり。

くいふ、參考によりて十日を登遐に改む、選は遠なり、遠き天に登るといふことにて、天子の崩御をいふ、左府は左大臣なり、三公は自宅に役所を置くゆゑに稱す、仙院は仙洞、鳥羽院を指す、愛媛の天子崩じて宮車風に出でざるを、臣子の心にて八時に出で給ふかと思ふより、崩御をかくいふ、駕は車に馬を附くること、宗廟は伊勢大神宮なり、雲の上には云々は、北極を中にして其の周圍内を紫微垣といひ、中に帝皇后太子三台などの星あるをもてかくいふなり、假名本によりて隠しきを隠がしく改む、

官軍方々手分けの事 (第五篇)

陸奥新判官は、陸奥守にて檢非違使尉を兼ねたるなり、以下皆此の例なり、新判官は判官中の新參、南庭は御所の前の廣庭、少納言入道は信西がこと、檢非違使は今の辭職、宇治路は大和伊賀の方を防ぎ、淀路は攝津河内の方を防ぎ、栗田口は近江の方を防ぐ、久々目今の久々井なるべし、愛宕山の北にあり、大江の山は今の老いの坂

内裏にも此の由聞ければ。同トき五日。召されて參る武士と誰々ぞ。先下野守義朝陸奥新判官義康安藝判官基盛周防判官季實隱岐判官維繁平判官實俊新藤判官助經。軍兵雲霞の如く召し俱して。高松殿に參じけり。彼等を南庭に召されて。少納言入道を以て。去んぬる二日一院崩御の後。武士共兵具を調へて。東西より都へ入り集ること道も去り敢ず。以ての外の狼籍なり。弓箭を帶せん輩を。一に召し捕つて參上すべき由仰せ下さる。各庭上に跪いて是を承る義朝義康は内裏に候ひて君を守護し奉れ。其の外の檢非違使は。皆關々へ向ふべしとて。宇治路へは安藝判官基盛。淀路へは周防判官季實。栗田口へは隱岐判官維繁。久々目路へは平判官實俊。大江山へは新藤判官助經承つて向ひけり。今夜關白殿并びに大宮大納言伊

なり、是の共に丹波の方を防ぐなり、宣下の勅詔の下るこゝ、白背の狩り衣云々は、水色の狩り衣を縫ひ下に着るなり、狩り衣ハ羽織り程のものにて、袖のゆき長く括りあり、襟ハ被布の如く右の肩へ回して留むるなり、上折りしたる鳥帽子ハ、背を冠るために、立て鳥帽子の上を折りたるなり、白星は背の星を銀にて作りたるなり、切り文は鷲の羽の白黒切れたる文あるもの、二所條ハ條を二所づゝ寄せて巻きたるなり、直背ハ兵士一同甲冑を帯したるをいふ、物の

通卿以下公卿参上て議定ありて。謀叛の輩皆召し捕つて流罪すべき由宣下せらる。春宮大夫宗能卿は鳥羽殿へ候はれけるを召されければ。風氣とて参内せられず。明くれバ六日。檢非違使共關々へ越えけるに。基盛宇治路へ向ふに。白背の狩り衣に。淺黄絲の鎧ひに。上折りしたる鳥帽子の上に。白星の背を著。切り文の矢に。二所條の弓持ち。黒馬に黒鞍置いてぞ乗つたりける。其の勢百騎計りよて。基盛大和路を南へ發向するに。法性寺の一の橋の邊にて。馬上十騎計り。直背にて物の具したる兵上下二十餘人。都へ打つてぞ上りける。基盛は何れの國より何方へ参する人とぞ問ひせければ。此の程京中物騒の由承る間。其の子細を承らんとて。近國に候ふ者の上洛仕るにて候ふと答ふ。盛基打ち向つて申しけるに。一院崩御の後武士共入洛の由御聞に及ふ間。關々を固めに罷り向ふなり。内裏へ参る人ならば。宣旨の御使ひよ打ち連つて参じ給へ。然らずんバ得こそ通し申すまじけれ。斯く申すは桓武天皇十三代の御末刑部卿忠

具ハ鎧ひ腹巻き小手などの類、上洛ハ京都を周の洛陽に擬へ、上京ハ上洛といふ、参考よりて十代ハ十三代に改む、稱ハ今の紺の如き色、古ハ播磨の飾磨より絹布を出せり、直衣ハ前にいへる狩り衣に同じけれ、襟ハ今の衣服の如く胸にて合はせ、左右に長き紐ありて結び合はせたり、藍白地を黄に返しは、白地に藍にて紋形を置き、其の上へ一面に黄を掛けたるなり、此は此の率にておこしたる鎧ひをいふ、鎧を繋ぐ巻きて、其の上より全軀を漆にて塗りたるな

盛が孫。安藝守清盛が次男安藝判官基盛。生年十七歳とぞ名のつたる。大將と思しき者。禍の直衣に。藍白地を黄に返したる鎧ひ著て。黒羽の矢負ひ。塗り籠め藤の弓を持ち。黄土器毛なる馬よ具鞍置いて乗つたりけるが進み出で。身不肖に候へども形の如く系圖なきにしも候はず。清和天皇十代の御末。六孫王八代の末孫。攝津守頼光が舍弟大和守頼親が四代の後胤。中務丞頼治が孫。下野權守親弘が子よ宇野七郎源親治とて。大和の國與郡に久しく住して。未武勇の名を落さず。左大臣殿の召しに依つて新院の御方よ参するなり。源氏は二人の主取ることなければ。宣旨なりとも得こそ内裏へは参るまじけれとて打ち過ぎければ。基盛百餘騎の中よ取り籠めて撃たんとしけるを。親治ちとも騒がず。弓取り直して散々に射るに。平氏の郎等矢場に射落されてひるむ處を。得たりやおととて。十騎の兵戀を双べて驅けたりければ。平家の兵叶はトとや思ひけん。法性寺の北の端れまでぞ引いたりける。

り、黄土器毛ハ、黄赤なる毛色に黄の勝ちたるなり、貝鞍ハ音貝の鞍、不肖ハ父と似ざる不束もの、能、形の如くハ左の如くといふが如し、 参考によりて九代を十代に七代を八代と頼信を頼朝と改む、奥郡ハ奥の郷ともいふ、吉野川の北岸よて宇智郡と属す、宇野といふ地ハ其の郷の中であり、耶等ハ侍共といふ程のこと、元ハ官位なく人に屬するもの、稱なれども、後ハ必しも然らず、矢場ハ矢の通ふ場所をいふ、後ハ急速の意を用ふ、 得たりやおひハ、心得たりと掛け聲して敵に對するなり、

親治等生け捕らるゝ事 (第六篇)

さる程に高松殿にり。基盛既に兇徒と合戦すと聞ぬければ。兵我も我もと馳せ来る。基盛高き所に打ち上つて下知せられける。敵ハ只其の勢にて續く者もなし。御方多勢なれば。各組んで一々に搦め捕つて見参に入れよ伊賀伊勢の者共。と申されければ。伊藤齋藤弓手馬手より馳せ寄つて。一騎が上ハ五六騎七八騎落ち重れば。親治武く思へども力なく。自害にも及ばず生け捕られにけり。誠に王事監きことなき謂われにや。宗徒の者共十六人搦め捕つて。基盛射向けの袖に立ちたる矢共折り懸け。郎等數多手を負ふせ。我が身も朱になつて参内仕り。此の由を奏聞して又宇治路へぞ向られける。親治をバ北の陣を渡して。西の獄より入れられける。主上御威の餘り

見参に入れよハ、天子の御覽に入れよなり、伊賀伊勢の者共とは、基盛の祖父忠盛以前は、此の二國の間に居りしや、國人多く従ひ居たるなり、王事云ハ、王家のことハ堅くして破ることなきをいふ、詩經の詞なり、宗徒は重なる人、

射向けの袖は鏡ひの左の袖、弓射る時向くる方ゆゑに、

に。其の夜除目行はれて。正下四位も成されけり。聞書にハ宇野七郎親治以下十六人の兇徒搦め進らする賞なりとぞ注されける。北の陣は内裏の北にある朔平門なり、一に縫殿陣ともいふ、もてて武士の番する處を陣といふ、渡しては罪人又ハ罪人の首を引き回しにせること、四の獄ハ右京の牢屋にて内裏の西にあり、此の頃ハ京都を左京右京と二つに分けて治めたり、除目は官を任する政なり、常ハ春秋二度あるのみなれど、是は臨時に行ひたるなり正下四位は正四位下といふに同じ、此の上に基盛をの三字を加へて見るべし、 問書ハ除目の宣言を記したる書面の名なり、是は如何の功よりて何を賜はる由を書き入ることなり、

新院御謀叛露顯并びに調伏附けたり内府異見の事 (第七篇)

春宮大夫は太子宮中一切の事を司る官なり、其の身は備を指す、角振り準は二つの神社、参考に角をかくと訓みて振準と撰げたるはわろし、千卷の泉は枕の草紙にある千卷の井なり、此の處社泉などを擧げて、邸中のさまをいふ、阿闍梨は梵語譯して軌範といふ、僧官なり、

さる程に同じき八日關白殿下大宮大納言伊通卿春宮大夫宗能卿参内して。来る十一日左大臣流罪の由定め申さる。謀叛の事既に露顯も依つてなり。其の故ハ左府東三條も或る僧を籠めて秘法を行はせ。内裏を咒阻し奉らるゝ由聞えて。下野守義朝に仰せて其の身を召されければ。東三條殿に行き向つて見るに。門戸を閉ぢて敲けども開けず。依つて西表の南の小門を打ち破つて入りぬ。角振り準の社の前を過ぎて。千卷の泉の前に壇と立て。行ふ僧あり。相模阿闍梨勝尊とて。三井寺の住侶なり。宣旨を參れ。と云へども音もせず。兵

藏人は天子の御近習役、是は治部大輔を兼ねたるなり、一臈は第一の藏人、之を極臈ともいふ、臈は年功を経たる蔵、是も判官を兼ねたるなり、撫物は人の形を紙にて作り身を無で、祈禱者に送り被ひなするもの、
 慶宿は七曜星と二十八宿、其辰の好き時、冥衆影向、目に見えぬ天の神など、其の方へ影を寫して向はるゝ、
 御氣色は新院の喜ひ給ふこと、
 聖亮云々は、文徳帝の御子惟喬惟仁立つを争ひ、力士を出して相撲せしむ、叡山の聖亮惟仁のため祈り、

二人寄つて左右の手を引つ立つれども、腕を屈めて延べず。恰力士の如くなり。其の儀ならば法に任せよ。と云ふ程ころわれ。兵數多かり。取つて伏せて是を搦め。本尊并びに左大臣の書狀等相俱して將て参る。藏人治部大夫雅頼一臈判官俊成承つて子細を問ふ。別の儀なし。關白殿と左大臣殿との御中和平の由を祈禱申すと云々。されども左府書狀顯然なり。其の狀に曰はく。

御撫物事承候畢。誓天感地。應曜宿良辰。於賞罰嚴重。冥衆影向地。被脩無雙深秘法事。尤以神妙之由。御氣色所候也。我聞惠亮碎頭腦。備清和帝祚。尊意振智劍。加刑罰將門。不及人力所。冥顯之擁護如此。然者發猛利誠心。致丁寧懇志。何不成就素意哉。爰以歸伏怨敵。相從群臣謀。奈何背禮法乎。早慰鬱念。此時也再耀映光禪房事。更不可有疑者也。恐々謹言。

七月二日

頼長

明王院相模阿闍梨御房

御返事

腦を破りて火に投じしは、惟仁の方勝ちを得たり、惟仁は清和帝なり、尊意は將門謀のとき、觀山にて祈りなせり、曾劍は、大智慧劍とて、智の判断あるを劍に喩ふ、冥は此の世の外、顯は此の世、鳥悉沙塵も金剛童子も、共に五大尊明王中の一、聖天は諸天部中の神、供は物を供へて祈る意なり、平馬助は平氏にて馬寮の助を勤め居るなり、参考により美濃を佐渡に改め家憲を行國に改む、前司は前に國司を勤めたるなり、太政官の史は六位なるを、此の入五位

件の法は鳥悉沙塵金剛童子聖天供とぞ聞えし。さてこそ新院御謀叛の事顯れけれ。其の上平馬助忠正故佐渡前司行國が子多田藏人頼憲等を。軍の大將軍の爲に左府語らくる、由聞えけれ。主上治部大夫雅頼に仰せて。彼等を召されけれ。即大夫史師經やがて忠正頼憲が許に行き向つて召すに。此の程は宇治殿に候ふとて参らず。鳥羽殿は今日故院の七日に當り給ひければ。大夫史師經も仰せ附けて。田中殿まで御佛事行ゆる。新院の一所に渡らせ給ひながら御幸もなければ。人彌怪しみをなす所に。剩すさへ都へ御出であるべき由仰せ下されけれ。左京大夫教長卿申されける。舊院晏忍の御中陰をだに過ぎさせ給はで御出での條。世以て怪しみをなすべし。且の冥の照覽をも如何か御憚りなかるべきと諫め申されけれ。叶ふまじき御氣色なりしか。教長卿思ふ計りなくて。徳大寺内大臣實能公の許に行き。斯かる御計らひこそ候へと聞えしか。内府大きに驚かせ給ひて。左府の申し勤めらるゝ由内々聞えしかども。

なるゆゑ大夫史さ
いふなるべし。
御幸は上皇又は
皇后などの御出に
いふ、左京大
夫は左京職の長官、
参考によりて
季長を教長と改む
以下皆然り、
中陰は中有ともい
ひて、七、七、四十九
日まで未他に生ま
れざる間をいふ、
冥の字の解前
にあり、落字ある
やうなれども然ら
ず、盛衰記にも、
く使ひたるは慶あ
り、思ふ計り
なくしては、よき
分別なくしてなり、
参考によりて
徳大寺の上の兄の
字を削る、
なきは益なきの意、
邊地粟散は日
本が東方にありて
島々多きゆゑにい

誠しうらす侍りしに。あられ詮なき御企てかき。末代と云ひながら
さすが天子の御運は凡夫の思ふ處も非ず。天照太神正八幡宮の御計
らひなり。吾が國邊地粟散の界と雖。神國たるも依つて。總じてハ
七千餘座の神。殊にハ三十番神朝家を守り奉り給ふ。歴代の先朝皆
弟甥を卑しと思し召せども。位を越えられ世を取られ給ふこと。今
に始めぬ例なり。御運をバ天と任せて御覽せん。猶御心行かせ給
はずは。恐らくは御出家などもありてこそ傍に引き籠らせ給へぬ。
中就く一院崩御の御中陰をだに過ぎさせ給はずして出御ならんこと
素意及び難し。定めて御後悔あるべし。と内々御氣色を伺ひて洩ら
し奏聞仕らるべき由申されければ。教長歸參して此の旨披露ありけ
れば。院夫のさる事なれども。我此の所に在りては事に逢ふべき由
女房兵衛佐が告げ知らする子細ある間。其の難を遁れん爲に出づる
なり。全く別の意趣に非ずとて敢て御承引もなければ。重ねて申す
よ及ばず。七月十日大夫史師經、平忠正源頼憲二人召し進らすべき由

ふ、三十番神
ハ、三十日を割り
合ひて朝家を守る
神々なり、拾芥抄
に出づ、素意
及び難しは、兼ね
ての御志し遂げま
じなり、女房
ハ部屋ある程の身
分の女をいふ、房
は部屋なり、
兵衛佐は重仁親王の母、禁中及び院中の女房は、皆官名を名せず、
太政官の使ひ、十一日は参考の諸本及び恩管抄の九日とあるが宜しかるべし、参考には此の九日をも疑ひたれども、之を十日と見る
ときは、其の夜中直に平始りたれば、此の間に爲禊を召す暇なきなり、前文の七月十日の事なれば差し支へなかるべし、如法
は全く又ハ誠になごの義を見るべし、盛衰記には、如法曉のことなれば、如法夜中のことなれば、如法危く見えければ、如法雑紙なり
などあり、其の外も猶多く用ひたり、
齋院は天子の御娘又は女王にて賀茂の神に仕へらるゝもの、此の御所の
場所ハ賀茂河の東にて、今の聖護院森の西と知るべし、
行啓ハ皇孫親王などの御出にいふ、啓ハ路を開きて行く意、

の宣旨を官使に持たせて。宇治へ行き向つて左大臣殿に告げ奉れば。
即時に召し俱して参るべき由。御返事申され給ひけり。新院は十一
日の如法夜更けて。田中殿より白河の前齋院の御所へ御幸なる。依
つて齋院の行啓とぞ披露ありける。御供にハ左京大夫教長卿左馬權
頭實清山城前司頼輔左衛門大夫平家弘其の子に光弘などぞ候ひける。
兵衛佐は重仁親王の母、禁中及び院中の女房は、皆官名を名せず、
太政官の使ひ、十一日は参考の諸本及び恩管抄の九日とあるが宜しかるべし、参考には此の九日をも疑ひたれども、之を十日と見る
ときは、其の夜中直に平始りたれば、此の間に爲禊を召す暇なきなり、前文の七月十日の事なれば差し支へなかるべし、如法
は全く又ハ誠になごの義を見るべし、盛衰記には、如法曉のことなれば、如法夜中のことなれば、如法危く見えければ、如法雑紙なり
などあり、其の外も猶多く用ひたり、
齋院は天子の御娘又は女王にて賀茂の神に仕へらるゝもの、此の御所の
場所ハ賀茂河の東にて、今の聖護院森の西と知るべし、
行啓ハ皇孫親王などの御出にいふ、啓ハ路を開きて行く意、

新院爲義を召さるゝ事附けたり頼丸の事 (第八篇)

其の比六條判官爲義と申まは。六孫王より六代の後胤。伊豫入道頼
義が孫。八幡太郎義家が四男なり。内裏より召されければ。如何
思ひけん泰らざりしかば。増して上皇の召しにも従はずしてありし
が。餘りよ白河殿より度々召されければ。泰るべき由申しながら未
泰らず。依つて教長卿六條堀河の家に行き向ひて。院宣の趣きを宣

實は義家の二男義親の子なるを、義家養つて子としたるなり。上皇は天子位を禪り給ふ後の稱、即新院なり。心にくは、其の人物の頼しきこと、参考によりて男を叔父に改む。南都は奈良、大衆は大勢の僧徒、栗栖山は近江の國にあり。冠者は元服して程立たぬ若者の稱、ばらは若の訛り、殿ばら殿ばら法師ばら皆然り。無調練は慣れぬこと、爲義此の時六十一歳なるに、七旬に及び、ふいふ、當時の言ひ方なり、治承六十二の時、詞に、入道既に七

ひければ。忽ち變改して申しけるは。爲義、義家跡を繼いで。朝家の御守りにて候へば。君心にくし、思し召さるゝは、理りにて侍れども、我と手を下したる合戦未仕らば。但し十四の年、叔父美濃前司義綱が謀叛を起し。近江の國甲賀山に立て籠り候ひしを。承つて發向し侍りしかば。子共は皆自害し。郎等共は落ち失せて。義綱の出家仕りしを、搦め進じ候ひき。又十八歳の時。南都の大衆朝家を恨み奉る事ありて。都へ攻め上る由聞えしかば。罷り向つて防げと仰せ下さるる間。俄事にて侍る上。折り節無勢、まて僅に十七騎にて。栗栖山に馳せ向つて。教萬騎の大衆を追ひ返し候ひき。其の後は自然の事出で来る時も。冠者ばら差し遣ひして静め候ひき。是爲義が高名、非ず。されば合戦の道無調練なる上。齡七旬、及び候ふ間。物の用にも立ち難く候ふ。依つて此の程内裏より頼りに召され候ひつれども。所勞の由を偽り申して參せず。都べて今度の大將軍痛み存せり子細多く侍り。聊宿願の事ありて八幡に參籠仕りて候ふに。論し侍

旬に及んで、いひ頼政死する時七十七なるに、齡八旬といひたること、盛衰記に見ゆ、西洋の世紀をいふに同じ、痛み存するは氣掛りなるなり。八幡は男山八幡なり、以下皆然り。夢幻泡影は身のもろきことな、いふ、如は有るが如く無きが如きこと、泡は水の沫、金剛殿若は二つの經の名、はかなき、假りその意、おめたりは怖るること、坂東は信濃上野の界なる碓氷峠より東南をいふ、不用は物事に心を置かず、一向に據はぬこと、盛衰記にも天性不用の人といへる詞

りき。又過ぐる夜の夢に。重代相傳仕つて候ふ月、數日數源太が産衣八龍澤瀉薄金楯無し膝丸と申して。八領の鎧ひ候ふが。辻風に吹かれて四方へ散ると見て侍る間。旁憚り存じ候ふ。枉げて今度の大將をば。餘人に仰せ附けられ候へとぞ申されける。教長重ねて宣ひける。如夢幻泡影は金剛般若の名文なれば。夢ははかなきことなり。其の上武將の身として。夢見物忌みなと餘りにおめたり。披露に附いても憚りあり。争か參られざらんと申されければ。さ候は、爲義が子共の中に。義朝ころ坂東生立ちの者にて。合戦お調練仕り。其の道賢く候ふ上屬き従ふ處の兵共皆然るべき者共にて候へども。夫の内裏へ召されて參り候ふ。其の外の奴ばらと。勢なとも候はぬ上。大將なと仰せ附けらるべき者とも覺え候はず。八郎爲朝冠者こそ。力も人に勝れ。弓も普通よ越えて。餘りに不用候ひしうば。幼少より西國の方へ追ひ下して候ふが。此の程罷り上りて候ふ。是を召されて軍の様をも仰せ下され候へと申されけるを。其の様をも

あり、院宣は西の九州の總稱、爲朝九州に居たるを以て此の稱あり、伊庭は東近江にて彦根の南の方にあり、青柳は大垣の西にあり、判官代は院中の官、諸大夫之に任ず、代の子ハ意味なし、白河院の時より院中に北面の武士を置かれたり、上北面ハ五位下北面ハ六位と知るべし、神泉苑は都の中にある池なり、禽獸中の勝れたるものを逸物といふ、群を出でたる禽なり、被き上げは頭に戴きて出づること、長覆輪は鞘の金物を及差共ニ長く掛けたるなり、

參じてこそ申し上げらるべきも。居ながら院宣の御返事と如何あらん然るべからずと宣ひければ。誠ニ其の義ありとて打ち立ちければ。四郎左衛門頼賢五郎掃部助頼仲賀茂六郎爲宗七郎爲成鎮西八郎爲朝源九郎爲仲以下六人の子共相具して。白河殿へぞ参りける。新院御威の餘りに。近江の國伊庭の莊美濃の國青柳の莊二箇所を賜ひつて。即判官代に補して上北面に候すべき由能登守家長して仰せられ。鶴丸と云ふ御劔をぞ下されける。此の御佩刀を鶴丸と名けらるゝ事は。白河院神泉苑に御幸成つて。御遊の次いでに鶴を使はせて御覽じけるに。殊ニ逸物と聞ゆし鶴が。二三尺計りなる物を被き舉げては落し。被き上げては落し。度々しければ。人々怪しみをなしけるに。四五度に終に喰ひて上りたるを見れば。長覆輪の太刀なり。諸人奇異の思ひをなし。上皇の不思議に思し召し。定めて靈劔なるべし。是天下の珍寶なるべしとて。鶴丸と附けられて。御秘藏ありけり。鳥羽院傳へさせ給ひけるを。故院又新院へ進らせられたりしを。今

り、すべて器物の縁を取るを覆輪といふ、上皇は白河院、参考によりて久を又に改む、最後は死と決したるなり、嫡子は嫡子より嫡子へ繼ぐこと、雜色は足輕程のもの、朝家のとは異なり、器量に体格などないふ、絲革などにて鍔ひを綴り合はすを威すといふ、牛の精は牛の魂、

爲義より賜ひける。誠ニ面目の至りなり。爲義今度の最後の合戦と思ひければ。重代の鎧ひを一領づゝ五人の子共に着せ。我が身は薄金をぞ着たりける。源太が産衣と膝丸とは。嫡々に傳ふることなれば。雜色花澤して下野守の許へぞ遣はしける。爲朝冠者は器量人に勝れて。常の鎧ひの身に合はざりければ着ざりけり。此膝丸と申すは。牛千頭が膝の皮を取り威したりければ。牛の精や入りけん。常ニ現じて主を嫌ひけるなり。されば塵などを拂はんとて。精進齋して取り出しけるとなり。斯かる希代の重寶を。敵となる子の許へ遣ひしける親の心ずあはれなる。

左大臣殿上洛附けたり著到の事 (第九篇)

さる程より左大臣殿は。御輿にて醍醐路を経て。白河殿へ入らせ給ふ。御供には式部大輔盛憲弟の藏人大夫經憲前瀧口泰助安等なり。御車には。山城前司重綱菅給料業宣二人を乗せられて。御出の體にて宇治より入り給へば。夜半計りに基盛が陣の前をぞ遣り通しける。重

給料の賄ひ役なるべし、参考よりて奮を給ふ改む、犬を飼ふ食物を打ち飼ひといふ、
 紀信は楚の軍漢の高祖を祭陽に圍みたる時、代りて死したる人、
 参考によりて葦車を高祖車に改む、武者所は下北面の伺候する所ゆゑ、北面といひたるを同じ、
 人は樂人、追善は死者を供養すること、洛陽を周の都と嘗へていふ、川の北を陽といひ南を陰といふ、山は反對なり、
 参考によりて存意を尊意に改む、
 燕巢は上は危きこと、左傳の語なり、折伏は忿怒を主と

綱業宣白河殿又恭着して。おな恐し鬼の打ち飼ひに成りたりつると。悸いて下りたりける。漢の紀信高祖の車に乗つて敵陣へ入りし心にと。似も似ざりけりどぞ人々申しける。去んぬる九日田中殿より内裏へ御書あり。御使ひに武者所の近尙なり。是と俗人の近方子なり。其の御文又曰はく。

御晏駕之後者。抛萬事致追善孝志。改舊儀陵廢。可有政道之處。路次嗽々鬪戰。洛陽騒々爭競。彼併似不願尊意。猶歎燕巢幕上。如何早翻折伏攝取之新義。被致仁德。天下靜謐而無爲無事。就冥顯可有加護歟。不宣謹言。

七月九日

即内裏より御返事あり。

禪札以令拜見之處。尋事之濫觴。倭人不敵之結構歟。古人云。德尊時者治天下亂時者取之。倭者亡國利也。如何非筆所宜。謹言。

七月九日

して人を服するること、攝取は柔和を主として慈恵を行ふこと、参考によりて天下の下の之を削る、
 不宣は書翰の終りに、意味を盡すまじと謙遜して書く詞、佛門に歸依せられたる方の御書ゆゑに札といふ、
 濫觴は初めといふ義、孔子家語に、江は岷山に始る、其の源流を濫ぶべしとあり、
 不敵は胆太きもの、結構は無きことを作り拵ふること、
 亂時取之は、天下亂る、ときは己むを得ず力にて取るをよしとす、然るときは倭者は第一に除くべきものなりとの意、されど是は古人の詞とは思はれぬなり、
 四位少納言とは、少納言は五位相當ゆゑに斷りたるなり、
 右馬權頭第二十二條には左馬權頭とあり今之に従ふ、
 勅解由は諸國の諸司權守より進獻するし成を保成に成憲を盛憲に改む、
 文章生は今の文學士の如きもの、
 中宮は皇后と同僚のもの、
 中古以來皇后中宮を並べ置くことあり、
 朝延より附くるなり、
 侍長は侍ひの取り締り役、下の皇后宮侍長も似たるものなり、
 勾當は大臣家の重職なり、
 親王家の別當の如くにへたるなり、
 註したるは若到簿に記したるなり、

此の御返事を今夜左大臣殿に見せ申し給ふと云々。新院の御方へ参りける人々に。左大臣頼長公左京大夫致長卿近江中將成雅四位少納言成隆山城前司頼資美濃前司保成備後權守俊通皇后宮權大夫師光左馬權頭實清式部大輔盛憲藏人大夫經憲皇后宮亮憲親能登守家長信濃守行通左衛門佐宗康勘解由次官助憲桃園藏人頼綱下野判官代正弘其の子左衛門大夫家弘右衛門大夫頼弘大炊助度弘右兵衛尉時弘文章生安弘中宮侍長光弘左衛門尉盛弘平馬助忠正其の子院藏人長盛次男皇后宮侍長忠綱三男左大臣勾當正綱四男平九郎通正村上判官代基國六條判官爲義左衛門尉頼賢を始めとして父子七人。都合其の勢一千餘騎とぞ註しける。

官軍召し集めらるゝ事 (第十篇)

宰相は參議の唐名なり。權右少辨は太政官にて權威ある役なり。交名は名を連れてきたるもの、院の御筆ゆゑ官も姓もなきなり。めのは元來乳母の養なれども、後には男の守り役にも用ふ、故に乳母を傳に改む。宰吏は役人といふふと、諸衛の左右の近衛衛門兵衛の六府、官人は武官ならぬもの、六府判官は六府の中より檢非違使を兼ねるもの、兵杖は武器、公家は公卿のふと。

さる程に内裏より左大將公教卿藤宰相光頼卿二人御使ひよて。八條鳥丸美福門院へ参り。權右少辨帷方を以て。故院の御遺誠を申し出さる。此の兵亂の出で來らんすることをば兼ねて知し召しけるまや。内裏へ召さるべき武士の交名を記し置りせ給へるなり。義朝義康頼政季實重成維繁實俊助經信兼光信等なり。安藝守清盛は多勢の者なれば。尤召さるべけれども。一宮重仁親王は。故刑部卿忠盛の養君にてましませば。清盛の御傳子なれば。故院御心を置かせ給ひて。御遺誠にも入れ給ひざりしを。女院御謀を以て。故院の御遺誠に任せて内裏を守護し奉るべしと御使ひありければ。清盛舎弟子共引き具して参りけり。諸國の宰吏諸衛官人六府判官。各兵杖を帶して候じけり。公家には關白殿下内大臣實能左衛門督基實伏見源中將師仲などを参られける。

新院御所各門々固めの事附けたり軍評定の事(第十一篇)
新院の齋院の御所より北殿へ遷らせ給ふ。左府は車にて参り給ふ。

北殿の位置は、北ハ春日通り、南ハ大炊御門通りと知るべし。此の南通りに左右二門あり。射拂を取ることを射拂とんする。射拂は、するを除きたると同じ意味なり。候はんす候はんすらんなど皆同じ。此の頃の詞なり。西河原表は、北殿の西は賀茂河の河原ゆゑにいふなり。矢次ぎ早ハ、矢を續け射ることの早きなり。矢束は矢の長さなり、矢は握り致にて置くゆゑいふ。所を置かすハ、場所を譲らぬ意にて、不通なること、不幸しては不幸ものとして勘當

白河殿より北。河原より東。春日の末ま在りければ。北殿とぞ申しける。南の大炊御門表に。東西二門あり。東の門をば平馬助忠正承つて。父子五人并びに多田藏人大夫頼憲都合二百餘騎にて固めたり。西の門をば六條判官爲義承つて。父子六人して固めたり。其の勢百騎計りに過ぎざりけり。是こそ猛勢なるべき。嫡子義朝に附いて多分は内裏へ参りけり。爰は鎮西八郎爲朝と。我と親も連れまじ。兄にも具すまじ。高名不覺も紛れぬ様も。只一人如何も強からん方へ差し向け給へ。縦千騎もあれ萬騎もあれ。一方の射拂はんするなりとぞ申しける。依つて西河原表の門を固めける。北の春日表の門をば左衛門大夫家弘承つて。子共具して固めたり。其の勢百五十騎とぞ聞ゆし。抑爲朝一人として殊更大事の門を固めさること。武勇天下に許されし故なり。件の男器量人に越え。心飽くまで剛にして。大力の強弓。矢次ぎ早の手利きなり。弓手の肘馬手に四寸延びて。矢束を引くこと世に越えたり。幼少より不敵にし

するに、諸國の檢非違使罪人を捕ふるを以て之を追捕使ともいふ。總追捕使を夫を總括するなり。菊池原田の共に九州の大族なり。香椎宮の筑前にあり。上卿は大臣か大中納言の中に、重立ちて除目叙位又は奪官などのことを扱ふ人。外記は太政官の書記。宰府は筑前の太宰府。忽諸はなにかしるにすること。緒を諸に改む。繪言は天子の詔り、禮記にある文字なり。梟をとり食ふが如く暴虐なること。執途は文書を取り大ぐこと。

て。兄にも所を置かず。傍若無人なりしうば。身も添へて都も置きなば悪しうりなるとて。父不孝して十三の歳より鎮西の方へ追ひ下す。豊後の國に居住し。尾張權守家遠を傳とし。肥後國阿曾平四郎忠景が子三郎忠國が婿に成つて。君よりも給はらぬ九國の總追捕使と號して。筑紫を隨へんとしければ。菊池原田を始めとして。所々に城を構へて立て籠れば。其の儀ならびいで落して見せんとて。未勢も附りざるに。忠國計りを案内者として。十三の歳の三月の末より。十五の歳の十月まで。大事の軍をすること二十餘度。城を落すこと數十箇所なり。城を攻むる謀。敵を伐つ術。人に勝れて。三年が内又九國を皆攻め落して。自總追捕使を押し成つて。悪行多かりけるもや。香椎宮の神人等都より訴へ申す間。往にし久壽元年十一月二十六日。徳大寺中納言公能卿を上卿として。外記に仰せて宣旨を下さる。

源爲朝久住宰府。忽諸朝憲。威背繪言。梟惡頻聞。狼藉尤甚。早

解官の免職。淺ましは與のさむること。箭先拂ひ隨き間敷へなごは皆此の人々のあだ名なり。目角二つ切れたるは、目尻と目頭の角立ちたるをいふ。獅子の丸は獅子の形を丸くしたる模様。大荒目は大荒間といふこと。鍍ひの札は、れしを大きくして間を荒く綴ぐるなり。常の鍍ひより厚くして重し。再獅子をいふゆゑ、同じき獅子の金物といひたるなり。五人張りの弓は、四人にて弓を押し締め、一人弦を掛くるなり。七尺五寸は通例の弓の丈なり。爲朝の身に合

可令禁進其身。依宣旨執達如件。

然れども爲朝猶參洛せざりければ。同じき二年四月三日。父爲義を解官せられて。前檢非違使に成されけり。爲朝是を聞きて。親の科に當り給ふらんこそ淺ましけれ。其の儀ならば我こそ如何なる罪科にも行われんすとて。急ぎ上りければ。國人共も上洛すべき由申しければ。大勢にて罷り上らんこと上聞穩便ならずとて。形の如くに付き従ふ兵計り召し具しけり。傳子の箭前拂ひの須藤九郎家季其の兄隙き間敷への惡七別當手取りの與次同じき與三郎三町礫の紀平次大夫大矢の新三郎越し矢の源太松浦二郎左中次吉田兵衛打手の紀八高間三郎同じき四郎を始めとして。二十八騎をぞ具したりける。依つて去年より在京したりしを。父不孝を赦して今度の御大事を召し具しけるなり。爲朝は七尺計りなる男の目角二つ切れたるが。紺地と色々の糸を以て獅子の丸を縫つたる直衣に。八龍と云ふ鍍ひを似せて。白き唐綾を以て威したる大荒目の鍍ひ同じき獅子の金物打つた

はせて短きは、弓の強からんがためなり。鐵は折上へ之を打ち付けて、拳より先の脱れぬやうにするなり。三十六差したるは常人より多く差したるなり。樊噲張良の共に漢の高祖の臣、張良にも劣らざれば云々あるを、劣らざればに改む、吳子孫子は周の末の兵家、養由は楚人にて弓の名人なり、左傳に見ゆ、折角は殊更の意、

るを著るまゝに。三尺五寸の太刀に熊の皮の尻鞘入れ。五人張りの弓長さ七尺五寸にて鐵打つたるに。三十六差したる黒羽の矢負ひ。胃をバ郎等も持たせて歩み出でる時。樊噲も斯くやど覺えて由々しかりき。謀は張良も劣らざれば。堅き陣を破るごと。吳子孫子が難しとする處を得。弓は養由をも恥ぢざれば。天を翔る鳥地を走る獸恐れずと云ふことなし。上皇を始め進らせて有らゆる人々。音も聞ゆる爲朝見んとて舉り給ふ。左府即合戦の趣き計らひ申せど宣ひければ。畏つて。爲朝久しく鎮西に居住仕つて。九國の者共從へ候ふに附いて。大小の合戦數を知らず。中にも折角の合戦二十餘箇度なり。或は敵も圍まれて強陣を破り。或は城を攻めて敵を亡すにも。皆利を得ること夜撃ちに如くこと侍らす。然れば只今高松殿に押し寄せ。三方に火を懸け一方にて。支へ候はん。火を通れん者は矢を免るべからず。矢を恐れん者の火を通るべからず。主上の御方心にくくも候はず。但し兄もて候ふ義朝などこそ駈け出でんずら

喉をいふ。鐵ひの袖にて拂ひ、射向けの袖にて振り拂ふなり、

駕輿丁の御輿を昇ぐもの、拳を反すは至つて易きこと、荒儀は謀なく疎漏なること、さすがは然るにの難、無下は見苦しき意、興福寺の七大寺の一、奈良にあり、吉野十津河共に大和の地、指し矢三町云々亦あだ名なり、富家殿ハ左大臣の父忠實のこと、此の時宇治に住居せり、院司は院殿、公卿殿上人ハ、攝關初め三大臣を公といひ、大中納言及び

め。夫も真中指して射通し候ひなん。増して清盛なぞがへろく矢何程の事か候ふべき。鐵ひの袖にて拂ひ。蹴散らして捨てなん。行幸他所へ成らば。御赦されを蒙つて。御供の者少々射んずる程ならば。定めて駕輿丁も御輿を捨て、逃げ去り候はんずらん。其の時爲朝参り向ひ。行幸を此の御所へ成し奉り。君を御位に即け進らせんこと掌を反す如くに候ふべし。主上を迎へ進らせんこと。爲朝矢二つ三つ放さんずる計りにて。未天の明けざらん前も勝負を決せん條何の疑ひか候ふべき。と憚る所もなく申したりければ。左府爲朝が申す様以ての外の荒儀なり。歳の若きが致す所。夜撃ちなぞ云ふ事。汝等が同士軍十騎二十騎の私事なり。さすが主上上皇の御國争ひに。源平數を盡して兩方に在つて勝負を決せんに。無下も然るべからず。其の上南都の衆徒を召さるゝことあり。興福寺の信實玄實等。吉野十津河の指し矢三町遠矢八町と云ふ者共を召し具して。千餘騎にて参るが。今夜の宇治に着き。富家殿の見参に入り。曉是へ

三位以上を卿といひ、四位以下すべし。昇殿を許されたるものを殿上人といふ。
先蹤は先例といふが如し。
似も似ぬも、全く似も付かぬといふこと。

参るべし。彼等を待ち調へて合戦をバ致すべし。又明日院司の公卿殿上人を催さんに。参らざる者共をば死罪又行ふべし。首を刎ぬること。兩三人に及む。残りなどは参らざるべきと仰せられければ。爲朝上より承伏申して。御前を罷り立ちて吐きける。和漢の先蹤朝廷の禮節には似も似ぬ事なれば。合戦の道をバ武士こそ任せらるべきに。道にもあらぬ御計らひ如何あらん。義朝は武畧の奥義を究めたる者なれば。定めて今夜寄せんと予仕り候ふらん。明日までも延べバこそ。吉野法師も奈良大衆も入るべけれ。只今押し寄せて風上に火を懸けたらん。戦ふとも争か利あらんや。敵勝つよ乘る程ならば。誰か一人安穩なるべき。口惜しきことかなとぞ申しける。

將軍塚鳴動井びに彗星出づる事 (第十二篇)

さる程に鳥羽殿には。故院の舊臣左大將公教卿藤宰相光頼卿右大辨顯時朝臣なご籠居し給ひけるが。去んぬる八日より彗星東方より出で。

桓武天皇王城鎮護のためとて、八尺の人形に甲冑を着せ、東山に埋めて將軍塚と稱す。國亂るゝとさか鳴動すといひ傳ふ。
参考によりて轉變地陽を天變地妖に改む。占文云々は、此の變事に就きて占はせたるに、大事の出来すべき文顯れたるをいふ。百王は世々の帝王、御裳河は伊勢の神宮の側を流る川、天子の御系統に譬へていふ。
参考によりて七十四代を七十七代に改む。天津日嗣きは天子の御位、崇神帝は第十代の天子、参考によりて推古天皇の下に、の

將軍塚頻りに鳴動す。天變地妖。占文の指す所慎み更も輕からず。新院の御所又は軍兵數千騎参り集りて。公卿殿上人を召す。参らざる者をば死罪に行ふべしと左府議せらるなれば。我等とても其の難を遁るべからず。其の上京中を燒き拂ひ。内裏にも火を懸けて攻めん。行幸他所へ成らば。御輿も矢を進らせんなど、爲朝とやが申すなれば。君とても安穩に渡らせ給はんや。一院隠れさせ給ひて十箇日の内に。斯かる不思議の出で來ぬること淺ましけれ。内裏にも仙洞にも。御追善の營みの外は他事おはしますまじき。こは如何になりぬる世の中ぞや。天照太神の百王を守らんと。御誓ひも盡きぬるやらんと申されければ。光頼卿侍事の心と思ふ。日本は是神國なりされば。御裳河の流れ絶えずして。既に七十七代の天津日嗣ぎを受け給ふ。昔崇神天皇の御時。天津社國津社を定め置かれてより以來。神事繁き國の營み。只寶祚長久の爲なり。七千餘座の神祇。夜の守り晝の守り。なしかは怠り給ふべき。中就く推古

御時上宮太子の七字を補ふ、推古天皇は第三十三代の天子、上宮太子は聖德太子のこと、用明帝之を南宮の上段に置き給ふを此の稱あり、物部守屋、四天王寺ハ攝州大阪あり、東大寺ハ七佛寺の一、奈良にあり、本地さいふこそ弘法傳教などの作りたるものにて、日本の神々の天竺の佛の假りに顯れたるものとして、何の神は本地何佛さいふなり、太神宮の本日は大日なり、比叡山は京都の東北にありて、山城近江に跨る、開基は始めて寺を作る事

天皇の御時。上宮太子世も出で。守屋の逆臣を亡して佛法を弘め。四天王寺を建て、國家を祈り。聖武天皇は東大寺を建て、太神宮の御本地を顯して。帝運を祈禱し給ふ。行基菩薩は河洲石河郡に四十九院を建て初め給ひて。寶祚を鎮護し給ひしより。傳教大師の比叡山を開基して。一乘妙典を崇め。弘法大師は高野山建立して。眞言の秘法を修行して。專に天下の護持を致す。殊に白河鳥羽の兩院佛法に歸しおはしませして國郡數神を裁きたり。田園多く佛聖を寄せらる。依つて三寶も國家を守り給ふべし。神明も帝祚を捨て給はんや。其の上此の京ハ桓武天皇の御宇延暦十三年十月二十一日。長岡の京より遷られて後。弘仁元年九月十日。平城の先帝世を亂り給ひしかども。此の京は無爲なり。其の後帝王二十七日。星霜三百四十八年の春秋を送れり。其の間にも朱雀院の御宇には。將門純友東西に亂逆をなし。後冷泉の御世より。眞任宗任兄弟謀叛を企て。或ハ八箇國を從へて。八箇年合戦し。或ハ陸奥も支へて。十二年まで防

佛法の最上一乗法さいふ、一乘妙典ハ其の經文なり、高野山は紀州にあり、眞言は天竺語を其のまま用ひて、經文など讀むこと、國郡數神に裁きたり、地を裂きて神に寄附すること、佛聖ハ佛と僧、三寶は佛法僧の三つ、長岡ハ山城乙訓郡にあり、平城の先帝云々ハ、嵯峨帝のとき、御兄平城上皇帝を傾けんとし給ひしこと、參考によりて二十五代を二十七代に改め、三百四十七年を三百四十八年に改む、星霜は星や霜の一回りすることにて、年といふ義なり、將門叔父國香を殺してより誅に伏するまで六箇年なれば、文字の誤りなるべし、後冷泉ハ第七十代、八箇年云々ハ、將門叔父國香を殺してより誅に伏するまで六箇年なれば、文字の誤りなるべし、十二年といハ、眞任の亂九年に、後の武衛の亂三年を合せていふ、結番ハ三十番神日々交る、稻荷祇園ハ東山にあり、松尾大原野ハ西山にあり、朝廷を守るをいふ、參考によりて目錄の上皇を主上に改む、分内は區域さいふが如し、東三條殿は高松殿の北にありて、表の方二條通りに出づ、引き直衣は天子常の御衣なり、通常の直衣

ぎ戦ひしかども。敢て都の亂にならず。終も皇化に隨ひき。されば今も誰人か此の京を滅し。何者も我が君を傾けん。南に正八幡大菩薩。男山に跡を垂れて京都を守り。北は賀茂大明神天満天神。東西には稻荷祇園松尾大原野等。光りを双べて日夜も結番し。禁園を守り給ふ。縦逆臣亂をなすども。争か靈神の助けなかるべき。と憑もしげにぞ宣ひける。

主上三條殿行幸の事附けたり官軍勢法への事 (第十三篇)

さる程に内裏の高松殿なりしかば。分内狭くて便宜悪しかりなると。俄に東三條殿へ行幸成る。主上の御引き直衣にて腰輿に召さる神聖寶劍を取りて御輿に入れ進らせらる。御供の人々に。關白殿内大臣實能左衛門督基實右衛門督公能頭中將公親朝臣左中將光忠藏

の如くにて、後の
器を長く曳けり、
腰奥の腰の高
さまで手にて持ち
行く興なり、常に
召さるゝものに非
ず、神璽寶劍
共に三種の神器の
一なり、頭中
將ハ中將にて藏人
頭を兼ねたるなり、
朝臣ハ姓ハ
（ばれ）なり、古ハ
兵によりて姓異な
り、源平などは朝
臣、清原常麻などは
眞人、物部長谷
部などは宿禰等の
如し、委しきこと
は姓氏録に出づ、
参考によりて
實宜を實定に師季
を師榮に改む、
折リ鳥帽子引き
立ては、胃を脱ぎ
て鳥帽子の疊まり
を直したるなり、
昔の鏡ひは右

人少將忠親藏人右少辨資長右少將實定少納言入道信西春宮學士俊憲
藏人治部大輔雅頼大外記師業等なり。武士の名字は註すに及ばず。
其の時義朝御前に召さる。赤地の錦の直衣。折り鳥帽子引き立て。
脇立て計りに太刀帯いたり。少納言入道を以て軍の様を召し問ひる
義朝畏つて申しけるは。合戦の術様々に候へども。即時に敵を従へ
立ち所に利を得ること。夜撃ちも過ぎたること候はず。中就く南都
より衆徒大勢にて。吉野十津河の者共を召し具して。千餘騎もて今
夜宇治も着き。明朝入洛仕る由聞え候ふ。敵も勢の着かぬ前に押し
寄せ候はん。内裏をバ清盛なごに守護せさせられ候へ。義朝は罷り
向つて忽に勝負を決し候はんとぞ勸めける。信西御前の床に候ひけ
るが。殿下の御氣色を奉つて申しけるは。此の儀尤然るべし。詩歌
管絃の臣が家の弄ぶ處なりと雖。其猶味し。況武藝の道も於いてを
や。一向汝が計らひたるべし。誠も先んずる時は人を制す。後にす
る時は人に制せらると云へば。今夜の發向尤なり。然らば清盛を留

の脇立合はぬゆ
ゑ、下に脇立てを
着て之を塞ぐなり、
形ハ鏡ひの胸草
摺りを狭く作りた
るやうなるものな
り、甲冑を脱ぎて
脇立てのみなるを
小具足といふ、
殿下の御氣色云
云は、關白殿の旨
を承つてなり、
管絃ハ笛と琴な
り、逆鱗ハ天
子の怒り、轉非子
に出づ、昇殿
ハ藏人を除く外、
五位以下ハ許され
ず、義朝ハ下野守
の從五位下なり、
冥途ハ先の世
へ行く路、思ひ出
ハ思ひ出して氣を
慰むること、
御入興ハ興あるこ
とに思し召したる
なり、眞ハ妻
の父なり、家

めんことと然るべからず。武士は皆々罷り向ふべし。朝威を輕しめ
奉る者。豈天命に背かざらんや。早く凶徒を追討して。逆鱗を休め
奉らば。先日來申所の昇殿も於いて疑ひあるべからず。と申さ
れければ。義朝合戦の場に罷り出で、何ぞ餘命を存せん。只今昇殿
仕つて冥途の思ひ出にせんとて。押して階上へ昇りければ。信西こ
の何んと制しけり。主上是を御覽じて御入興ありけるとなり。十一
日の宵の刻も。官軍既に院の御所へ押し寄する。折り節東國より軍
勢上り合ひて。義朝に相従ふ兵多かりけり。先鎌田次郎正清を始め
として後藤兵衛實基。近江の國に佐々木源三八島冠者。美濃の國
には平野大夫吉野太郎。尾張の國に眞熱田の大宮司が奉る家の子
郎等。三河の國に志多良中條。遠江の國に横地勝俣井八郎。駿
河の國に入江右馬允高階十郎息津四郎神原五郎。伊豆の狩野の
工藤四郎親光同じき五郎親成。相模に大庭平太景義同じき三郎景
親山内須藤刑部丞俊通其の子瀧口俊綱海老名源八季定秦野次郎延景

の子ハ子弟、
 狩野ハ地の名、
 参考によりて景
 吉ハ景義に改む、
 山内ハ長井も
 共に地の名、
 見玉猪俣村山も地
 名なれど、武蔵の
 七蔵の中なす、
 高家ハ家筋よき
 もの、稱、盛衰記
 に、大名小名高家
 家、又ハ高家には
 秩父足利三浦鎌倉
 武田などあり、
 介ハ八郎ハ介の
 役を勤むるをもて
 いへり、岡本
 介ハ上野介にて岡
 本に居るなり、
 小八郎大夫さい
 ふ名ハ先祖なごの
 大夫を犯し用ふる
 なるべし、諸司の
 大夫ハ頭職なれば、
 此の人大夫なるに
 ハ非じ、参考
 によりて常陸守を

萩野四郎忠義。安房には安西金餘沼平太丸太郎。武蔵は豊島四郎
 中條新五新六成田太郎箱田次郎河上三郎別府次郎奈良三郎玉井四郎
 長井齋藤別當實盛同じき三郎實員横山悪次悪五平山相原。兒玉に莊
 太郎猪俣に岡部六彌太村山又金子十郎家忠山口六郎仙波七郎。高家
 又河越師岡秩父武者。上總又ハ介八郎。下總にハ千葉介常胤。上野
 にハ瀬下太郎物射五郎岡本介名波太郎。下野にハ八田四郎足利太郎
 常陸には中宮三郎關二郎。甲斐にハ塩見五郎同じき六郎。信濃にハ
 海野望月訪諏蒔桑原安藤木曾中太彌中太根井大彌太根津神平志妻小
 次郎片桐小八郎大夫熊坂四郎を始めとして。三百餘騎とぞ註したる。
 清盛に相從ふ人々には。弟の常陸介頼盛淡路守教盛大夫經盛。嫡子
 中務少輔重盛次男安藝判官基盛。郎等にハ筑後左衛門家定其の子左
 兵衛尉貞能與三兵衛景安民部大輔爲長其の子太郎爲憲。河内の國に
 ハ草刈部十郎大夫定直瀧口家綱同じき瀧口太郎家次。伊勢の國には
 故市伊藤武者景綱同じき伊藤五忠清伊藤六忠直。伊賀は山田小三

常陸介に改む、
 故市ハ地名、
 兵庫頭ハ兵庫寮
 の長官、渡邊
 黨ハ攝津の渡邊よ
 り出でたるなり、
 此の黨の人ハ皆一
 字名にて、名を官
 又ハ稱より先にい
 ふ習慣なり、盛衰
 記にもかく書けり、
 同書にハ丁七唱を
 唱丁七と書きたる
 所もあり、

郎伊行。備前の國の住人難波三郎經房。備中の國の住人瀬尾太郎兼
 康を始めとして。六百餘騎とぞ註したる。兵庫頭源頼政に相從ふ兵
 誰々ぞ。先渡邊黨。省播磨次郎授薩摩兵衛連源太與右馬允競瀧口
 丁七唱を始めとして。二百騎計りなり。佐渡式部大輔重成百騎。陸
 奥新判官義康百騎。出羽判官光信百騎。周防判官季實五十騎。隱岐
 判官維繁七十騎。平判官實俊六十餘騎。進藤判官助經五十餘騎。和
 泉左衛門尉信兼八十餘騎。都合一千七百餘騎とぞ註したる。

頭書 保元物語卷之一

337263

頭書 保元物語卷之二

香亭 中根 淑註釋

武者所第九篇に出づ、千度語本ちたひ又ちたひとあり、千度なるべし、参考にふりて藏人の上の安弘の二字を削る、藏人第七篇に出づ、物騒ハ俄に騒ぎ立つこと俗に仰山といふが如し、東塞が如し、金神又ハ大將軍の遊行日などなるべし、十千十二支よりて繰ることにて、其の在る方へ向ひて事をなさぬなり、東の堤ハ賀茂河の

白河殿義朝夜撃ちに寄せらるゝ事 (第十四篇)

白河殿ふハ斯くとも知し召さゝりしうば。左大臣殿武者所の親久を召されて。内裏の様見て参れと仰せければ。親久即馳せ歸り。官軍既又寄せ候ふと申しも果てねば。先陣既に馳せ來る。其の時鎮西八郎申しけるハ。爲朝が千度申しつるハ爰候ふ爰候ふ。と怒りけれども力及ばず。爲朝を勇ません爲にや。俄又除目行ハれて。藏人たるべき由仰せけり。八郎是は何と云ふ事ぞ。敵既又寄せ來るハ方々の手分けをこそ爲られんすれ。只今の除目物騒なり。人々は何も成り給へ。爲朝は今日の藏人と呼ばれても何かせん。只本の鎮西八郎もて候ハんとぞ申しける。さる程に下野守義朝ハ。二條を東へ發向す。安藝守清盛も同じく續いて寄せけるが。明くれば十一日東塞が

東堤、参考によりて其の下へを上りの三字を補ふ、珍事ハ大事、闘争にもならん様をいふ、打ち物ハ刀長刀の類、奉行ハ總支配の大將、えせ者ハ曲者、正しからぬなり、勘當第四篇に出づ、所詮ハむしろの意、紺襦袢ハ白地へ流き紺にてむら雲の如きものを染めたるなり、朽ち葉色ハ枯れ葉の色なれども青又ハ赤黄などの勝ちたるものなり、二十四差したるをハ、矢の數ハ十六ハ二十四ハ三十六ハ大抵極りあり、大黒ハ鷲の羽の上下白く中大きく黒きをい

りなる上。朝日に向つて弓引のんと恐れありとて。三條へ打ち下り。河原を馳せ渡して。東の堤を上り北へ向つて歩ませける。下野守ハ大炊御門河原に。前に馬の駆け場を殘して。河より西に東頭に控へたり。新院の御所にも。敵既に西南の河原に鯨波を作つて攻め來れば。爲義以下の武士。各固めたる門々より駆け出でけり。判官が手には。四郎左衛門頼賢と八郎爲朝と先陣を争ひて。既に珍事に及ばんとす。頼賢思ひけるハ。今子供の中には我こそ兄なれば。今日日の先陣をば誰かは駆けんと云ふ。爲朝は又恐らくと弓矢取つても打ち物取つても。我こそあらめ。其の上判官も軍の奉行を仕らせらる。上は。我こそあらめ。と論じけるが。暫く思案して。兄たちをも蔑にするえせ者として。親に不孝せられしが。適勘當赦されたる身の。父の前にて兄と先を論せんこと悪しうりなんと思ひければ。所詮誰をも駆けさせ給へ。強からん所をば幾度も承つて。支へ奉らんとぞ申しける。四郎左衛門是を聞きも答めず。則西の河原へ出で向

ふ、重藤ハ藤を繁く卷きたるなり、桃花毛ハ白き色の毛、鏡鞍ハ總鞍を銀又ハ銀鍍にて包み、夫に覆輪を取れるもの、おさんなれハ御座あるなれなり、此の時代の詞なり、内胃ハ胃の内、即面部なごをいふ

ふ。紺叢濃の直衣に。月數と云ふ鎧ひの朽ち葉色の唐綾にて威したるを著。二十四差したる大黒の矢。頭高も負ひなし。重藤の弓真中取つて。桃花毛なる馬も鏡鞍置いてぞ乗つたりける。大炊御門を西へ向つて防ぎけるが。爰を寄するハ源氏ハ平家か。名のれ聞かん。斯く申すは六條判官爲義が四男。前左衛門尉頼賢と名のりける。河向ひも答へて云はく。下野守殿の郎等相模の國の住人須藤刑部丞俊通子息瀧口俊綱。先陣を承つて候ふと申せば。さてハ一家の郎等おさんなれ。汝を射るに非ず。大將軍を射るなりとて。川越しに矢二つ放つ。夜中なれば誰とは知らず矢面に進んぶる者二騎射落されぬ。四郎左衛門も内胃を射させて引き退く。下野守は矢合ハせに郎等を射させて。安からず思はれければ。既ハ駆けんとし給へば。鎌田次郎正清も取り附きて。爰ハ大將軍の駆けさせ給ふ所にて候えず。千騎が百騎。百騎が十騎になりてこそ。打ちも出でさせ給はめと申しけれども。猶駆けんとし給ふ間。歩立ちの兵八十餘人ありけ

東堤の西に向つてハ、川と堤との間に、堤に向ひ陣取りたるなり、

合ハぬ敵ハ敵に取リて不足なること、

柏原天皇ハ桓武天皇のこと、

公家ハ王家のこと、後ハ多く公卿のことにいふ、張本ハ本といふことより變じて頭のことないふ、

るを招き寄せて。此の由を云ひ含め。大將軍を守護せさせ。正清馬よ打ち乗つて。眞先にこそ進みけれ。安藝守は二條河原の東堤の西に向つて控へたり。其の勢の中より五十騎計り先陣に進んで押し寄せたり。爰を固め給ふに誰人ぞ名のらせ給へ。斯く申すは安藝守殿の郎等又伊勢の國の住人故市伊藤武者景綱同トキ伊藤五伊藤六とぞ名のりける。八郎是を聞き。汝が主の清盛をたお合ハぬ敵と思ふなり。平家の柏原天皇の御末なれども。時代久しく成り下れり。源氏は誰かは知らぬ。清和天皇より爲朝までは九代なり。六孫王より七代。八幡殿の孫六條判官爲義が八男鎮西八郎爲朝子。景綱ならば引き退けどぞ宣ひける。景綱昔より源平兩家天下の武將として。遠勅の輩を伐つよ。兩家の郎等大將を射ること互に是あり。同じ郎等ながら。公家にも知られ進らせたる身なり。其の故ハ伊勢の國鈴鹿山の強盜の張本小野七郎を弱めて。副將軍の宣旨を蒙りし景綱ぞりし。下蔭の射る矢立つか立たぬか御覽せよとて能つ引いて射たれど

下蔭ハ藏人の新參をいへるが、轉じて卑しきものふみに用ふ、三年竹の節近ハ、矢竹の堅くして強きをいふ、少し押し磨きてハ、格別飾らぬなり、七寸五分の丸根ハ、通例の一丈又ハ一寸五分程のものより勝れて長きをいふ、丸根ハ柳葉又ハ劍尻なごいふ餅の角なく丸きなり、すべて矢竹を籠さいふ、篋代ハ餅のなかぶなり、是ハなかぶが矢の半よりも長く入れるをいふなり、打ち食はせハ、管を弦につがハすること、陶板ハ鏡ハの胸の處、かけず射通しハ、そこに

も。爲朝是を事どもせず。合ハぬ敵と思へども。汝が詞の優しきに矢一つ給はらん。請けて見よ。且は今生の面目又ハ後生の思ひ出にもせよとて。三年竹の節近なるを少し押し磨いて。山鳥の尾を以て作きたるに。七寸五分の丸根の篋中過ぎて篋代のあるを打ち食ひせ。暫し保つてひようと射る。眞先に進んだる伊藤六が胸板かけず射通し。餘る矢が。伊藤五が射向けの袖又裏返してぞ立つたりける。六郎ハ矢場に落ちて死にまけり。伊藤五此の矢を折りかけて。大將軍の前に參つて。八郎御曹司の矢御覽候へ。凡夫の所爲ども覺候候ハす。六郎既に死な候ひぬと申せば。安藝守を始めて此の矢を見る兵共。皆舌を振つてぞ恐れける。景綱申しけるは。彼の先祖八幡殿後三年の合戦の時。出羽の國金澤の城にて武則が申しけるは。君の御矢に中る者。鏡ハ冑を射通されずと云ふことなし。抑君の御弓勢を儘に拜み奉らばやと望みければ。義家革能き鏡ハ三領重ね。木の枝に懸けて。六重ねを射通し給ひければ。鬼神の變化とぞ恐れける。

矢留らずして全く射抜くふさ、かけずハ本拘らぬ意なり、此の詞盛衰記にも願見ゆ、裏返して云々ハ、袖の翻りたる所へ射付けたるなり、御曹司ハ未家督せす部屋住みなるもの、曹司ハ本役人の部屋なるを私のにもいへるなり、武則ハ清原氏にて出羽の人、貞任の亂に頼義家に加勢したるものなり、さも云はれたりハ、昔く云はれたりなり、明けなんすば、明けなんすなり、澤瀉威しの鎧ひハ、色々絲を纏へて、上狭く下廣く腹を開きて澤瀉の葉の形に成すなり、

是より彌兵共歸伏しけりど申し傳へて聞く計りなり。眼前又斯かる弓勢も侍るにや。あな懼しどぞ怖ぢ合へる。斯く口々云ひれて大將宣ひける。必清盛が此の門を承つて向ひたるもあらず。何となく押し寄せたるにてこそあれ。何方へも寄せよかし。さらば東の門かどあれ。兵皆夫も此の門近く候へば。若同と人や固めて候ふらん。只北の門へ向はせ給へど云へ。さも云ひれたり。今は程なく夜も明けなんす。然れば小勢又大勢驅け立てられんも見苦しかりなんどて引き退く處に。嫡子中務少輔重盛生年十九歳。赤地の錦の直衣に。澤瀉威しの鎧ひに。白星の冑を著。二十四差したる中黒の矢負ひ。二所藤の弓持つて。黄土器毛なる馬に乗り。進み出で。勅命を蒙つて罷り向ひたる者が。敵陣強しどて引き返す様やあるべき。續けや若者共とて驅け出でけるを。清盛是を見て有るべうそなし。あれ制せよ者共。爲朝が弓勢は目に見えたる事ぞかし。過ちすなど宣ひければ。兵共前より馳せ塞がりければ。力なく京極を上りに

れど段々あるゆゑ、御幣の形に見ゆ、有るべうもなしハ、左様にあるべからずの意、京極ハ賀茂河の西に沿ひたる通り、河手前へ退きて北へ上りたるなり、参考よりて、伊勢を伊賀に改む、かたハ破り、さいふこそ詳ならず、盛衰記に加藤次致原のこゝを、傍平(そへひら)見すの猪武者なり、さいへり、是より推して考ふれば、一方へ強く、こゝにて、片側の鏡かと思はる、裏をば、矢が裏まで通らぬこと、鳥許ハ南蠻の國名、其の人をかしきことを爲すより、異様な

春日表の門へぞ寄せられける。爰に安藝守の郎等に。伊賀の國の住人山田小三郎伊行と云ふは。又なき剛の者。かたかハ破りの猪武者なるが。大將軍の引き給ふを見て。さればどて矢一筋に恐れて。向ひたる陣を引くまどやある。縦筑紫の八郎殿の矢なりども。伊行が鎧ひはよも通らじ。五代傳へて軍に逢ふこと十五箇度。我が手も取つても度々多くの矢共を請けしかど。未裏をばかゝぬもの人々を見給へ。八郎殿の矢一つ請けて物語りにせんとて驅け出づれば。鳥許の高名は爲ぬに如かず無益なり。ど同僚共制すれども。本より云ひつる言葉を返さぬ男にて。夜明けて後に傍輩の。八郎のいで矢目見んと云はん。何どか其の時答ふべき。然れば日來の高名も失せなんことこの無念なれば。好しく人の續がすども。己れ證人よ立つべしどて。下人一人相俱して。黒革威しの鎧ひに同し毛の五枚冑を猪頸も着。十八差したる染め羽の矢負ひ。塗り籠め藤の弓持ち。鹿毛なる馬に黒鞍置いて乗つたりけり。門前に馬を驅け居る。物其の

ることをかゝいふ、後漢世に見えたり、
 同僚ハ朋輩、
 矢目ハ矢疵、
 黒草威シハ黒
 き染め革にて威し
 たるなり、
 甲
 胃の威し絲を毛こ
 いふ、
 五枚胃
 ハ五枚あるなり、
 猪頭に着ハ、
 少し仰向け冠る
 なり、
 敵を恐れぬ
 ためかくするなり、
 十八差したる
 ハ征矢十六に上差
 し二筋なり、
 染め羽ハ雉の白羽
 を青く赤く染
 めたるなり、
 鹿毛ハ鹿の毛色に
 似たるなり、
 物其の物よあられ
 どもハ、
 名目程の
 價ハなけれどもの
 意、
 参考によ
 りて二十六日を六
 日に改む、
 故

物にはあらねども。安藝守の郎等伊賀の國の住人山田小三郎伊行生
 年二十八。堀河院の御宇嘉承三年正月六日。對馬守義親追討の時。
 故備前守殿の眞先驅けて。公家にも知られ奉りし山田莊司行末が孫
 なり。山賊強盜を搦め取ることは數を知らず。合戦の場にも度々に
 及んで。高名仕つたる者ぞかし。承り及ぶ八郎御曹司を一目見奉ら
 ばやと申しけれバ。爲朝一定彼奴は引き設けてぞ云ふらん。一の矢
 をバ射させんず。二の矢を交はん所を射落さんず。同じくは矢の溜
 らん所を。我が弓勢を敵に見せんと宣ひて。白蘆毛なる馬に。金覆
 輪の鞍置いて乗つたりけるが。驅け出で、鎮西八郎是に在りと名の
 り給ふ所を。本より引き設けたる箭なれば。弦音高く切つて放つ。
 御曹司の弓手の草摺りを縫ひさまにぞ射切つたる。一の矢を射損じ
 て。二の矢を交ふ所を。爲朝能つ引いてひようと射る。山田小三郎
 が鞍の前輪より。鎧ひの草摺りを尻輪懸けて矢先三寸餘りぞ射通し
 たる。暫しの矢にかせがれて溜る様も見えぬし。即弓手の方へ眞倒

備前守ハ清盛の父
 忠盛なり、
 莊
 司ハ莊の長、莊ハ
 郡より小く村より
 大なり、
 引
 き設けてハ既弓
 を引いて居ること、
 方の山形になりたる處、
 る云々あるハ、
 胃が腹と太刀に支へら
 れて明き間あるふさなり、
 是にて知るべし、

さまも落つれば。鐵ハ鞍に留つて。馬ハ河原へ馳せ行けば。下んつ
 と馳せ寄り。主を肩より引つ懸けて。御方の陣へぞ歸りける。寄せ手
 の兵是を見て。彌此の門へ向ふ者こそなかりけれ。
 矢の溜らん所ハ、矢の溜らん所に同じ。白蘆毛ハ全身白色にて尻尾のみ黒き馬、鞍の前輪ハ、前の
 かせがれてハ支へらるること、盛衰配通盛死の處に、太刀の柄と腹とにかせいで、胃の透き間のありけ

白河殿攻め落す事 (第十五篇)

さる程も夜も漸明け行くも。主もなき放れ馬源氏の陣へ驅け入つた
 り。鎌田次郎是を取らせて見るに。鞍壺も血溜り。前輪は破れて尻
 輪に鑿の如くなる鐵留れり。是を大將軍に見せ奉りて。今夜筑紫の
 御曹司の遊ばされてありげ候ふ。あないうめしの御弓勢や。と申
 しければ。義朝八郎は今年十八九の者までころわれ。未力も固らじ
 夫は敵を懼さんとして作りてこそ放しけれ。夫は臆すべからず。汝
 向つて一當て當て、見よと宣へば。さ承り候ふとて。正清百騎計り
 よて押し寄せて。下野守の郎等に相摸の國の住人鎌田次郎正清と名

鞍壺ハ鞍の橋の處
 遊ばされてあ
 りげに候ふハ、爲
 されたるやうに思
 へるハの意、
 いかめしハ殿の宇
 の意なれども、此
 ハ恐しといふが如
 し、

耶從ハ耶等に同じ、八逆の逆ハ虎の誤りなるべし、八忠ハ謀反謀大逆謀叛惡逆不道大不敬不孝不義、半頭ハ額金なり、額金頭ミハ半分つ掛るゆゑかくいふ、矢たふなにいふ詞詳ならず、盛衰記三浦島山の軍の所に、矢たうなに相引きして過ちすなごありて、矢盡にはまりかぬる場合ひのやうに聞ゆ、強ひて是が説なきは、此の場合ひにハ矢給ふなき押し留むる詞を、終に一つの名詞として用ひたるならんか、然れども或ハ當らト、河原を西へ引くハ此の時朝敵河向ひにありしな

のりければ。さては一家の郎從ごさんなれ。大將軍の矢面をバ引き退けど宣へば。本ハ一家の主君なれども。今ハ八逆の兇徒なり。逆勅の人々撃ち取つて高名せよや者共。と云ひも果さず。能つ引いて放す矢が。御曹司れ半頭よからりと中つて。胃の鏝に射附けたり。爲朝餘りに腹を立て。此の矢を掻い擲つて投げ捨て。己れ程の者をバ矢たふなよ。手取りにせんとて驅け給へば。須藤九郎家末惡七別當以下。例の二十八騎續きたる。正清叶はじとや思ひけん。百騎の勢を引き具して。河原を下りに五町計り振ひく逃げたりけり。御曹司は弓をバ脇よ掻い挟み。大手を廣げて何處まで何處まで追はれけるが。さのみ長追ひなせそ。判官殿は心こそ武くおひしませども年老い給ひぬ。残りの人々之口はさし給へどもさのみ心にくからず。小勢よて門破らるな返せやとて引き返す。鎌田は河原の西へ引けば。大將軍陣の前敵の追ひ懸けんも悪しかりなんと思ひて。眞下りに逃げたりけるが。敵引つ返すと見てければ。河を直達ひに

り、
軍立ちば軍の仕方
なり、

假名本によりて、
こそはのばを削る、

參考によりて法莊
殿院を寶莊殿院に
改む、
慈姑(くわぬ)の
葉の側面の如くな
れば、元は慈姑形
なりとぞ、
氏ハ其の家筋、族
ハ分れたる家、
父を殿君といふ、
參考によりて御代
官の御を削る、

馳せ渡して。遁れ參つて候ふ。坂東にて多くの軍に逢ふて候へども。是程軍立ち烈しき敵に未逢はず候ふ。雷電などの落ちかゝらん事の數も候はじと申しければ。義朝夫ハ聞ゆる者と思ひて怖づればこそさあらめ。八郎は筑紫生立ちにて。舟の中にて遠矢を射。徒立ちなどは知らず。馬上の業ハ坂東武者には争及ばん。馳せ双べて組めや者共と下知せられければ。相摸の國の住人須藤刑部丞俊通其の子瀧口俊綱海老名源八季定秦野次郎延景等を始めとして。二百餘騎にて追つ懸けたり。爲朝寶莊殿院の西裏にて返し合はせて。火出づる程予戰ふたる。大將ハ赤地の錦の直衣に。黒糸威しの鎧ひに。鍔形打つたる冑を着。黒馬に黒鞍置いて乗つたりけり。鎧踏ん張り突立ち上り。大音揚げて清和天皇九代の後胤下野守源義朝。大將軍の勅命を蒙つて罷り向ふ。若一家の氏族たらば。速に陣を開いて退散すべしと予宣ひける。爲朝聞きも敢ず。殿親判官殿院宣を蒙り給ひて。御方の大將軍たる其の代官として。鎮西八郎爲朝一陣を承つて

一陣ハ先陣といふが如し、冥加ハ神佛が冥々中より加護せらるるこゝなれど、此の冥加なきは勿体なしといふが如し、

はやり男ハ氣のはづみたる男、落地ハ俗に云ふ向ふ見すなり、

参考よりて軍の下への字を補ふ、

打ち擧げけるハ、弓を射んがために

堅めたりとぞ答へける。義朝重ねて。さての遙かの弟ごさんなれ。汝兄に向つて弓引かんこと冥加なきも非ずや。且は宣旨の御使ひなり。禮儀を存せば弓を伏せて降参仕れとぞ申されける。爲朝又。兄に向つて弓引かんが冥加なしとは理りなり。正しく院宣を蒙つたる父に向つて弓引き給ふは何にぞ申されければ。義朝道理にや詰められけん。其の後之音もせず。武藏相模の之やり男の者共が。落地も撃つて懸かるを。爲朝暫し支へて防ぎけるが。敵は大勢なり。驅け隔てられては判官の爲悪しかりなんと思ひて。門の中へ引き退く。敵是を見て防ぎ兼て引くとや思ひけん。勝つに乗つて門の際まで攻め附けて。入れ替へ入れ替へ揉うだりけり。爰に爲朝敵の勢越しに見れば。大將義朝大の男の大きな馬には乗つたり。人に勝れて軍の下知せんとて。突立ち擧りたる内胃。誠に射好げに見えければ。願ふ所の幸得たりと悦んで。件の大矢を打ち交ひ。只一矢に射落さんと打ち擧げけるが。待て暫し。弓矢取る身の謀。汝之内の御方へ

目通りより上へ擧げたるなり、

遠慮ハ深き考へ、神妙ハ感心といふが如し、

左右なくハ無闇にハといふ意、

前途ハ大事の所といふ意、第十三篇に從ひ八郎大夫を小八郎大夫に作る、

奈れ。我の院方へ参らん。汝負けバ。憑め。助けん。我負けバ。汝を憑まん。なぞ約束して。父子立ち別れてかおはすらんと思案して交ひたる矢を差し脱す。遠慮の程こそ神妙なれ。都べて八郎の矢よ中る者助かる者ぞなかりける。されバ罪作りとや思はれけん。名のつて出づる者ならでは。左右なく射給ひざりけり。長井齋藤別當實盛弟の三郎實員片桐小八郎大夫景重須藤瀧口以下。宗徒の兵攻め入り攻め入り戦ひければ。悪七別當手取りの與次高間三郎同じき四郎吉田太郎以下。爰を前途と防ぎけり。片桐小八郎大夫に手取りの與次を驅け合ひける。與次の若武者なり。景重の老武者なる上。戦ひ疲れて既ハ危く見えける所を。秩父行成馳せ合ひて。能つ引いて放つ矢に。與次が馬手の草摺りの端れを射させて引き退けバ。景重勝つよ乗つてを驅け入りける。御曹司須藤九郎を召して。敵は大勢なり。若矢種盡きて打ち物にならば。一騎が百騎ふ向ふとも。終よは叶ふまじ。坂東武者の習ひ。大將軍の前にては。親死に子擧たるハ

矢風負はせて、矢の勢に恐れずる。爲朝が手本の覺ゆるものを、そこを仕おふるだけの腕前、自分合點して居るさなり、矢壺は狙ひの場所、方立ては門の柱上の横木さ鳥居形をしたる處をいふなるべし、盛衰記敏延が滿仲さ關はんとする處に、高欄の根木へほうだてを引き放ちて見え、又義仲が車中にて轉びたる處に、夫に候方立ての穴に取付かせ給へさあり、前のは欄干の上の横木、後のは車の前の手すりなり、此の半井本の方立ての板は、篋中過ぎてぞ射通

ども願す。彌が上へ死に重つて戦ふぞぞ聞く。いざさらば大將に矢風負はせて引き退けんと思ふは何にぞ宣へば。家未然るべく候ふ。但し御誤り候へんと申しければ。何でふさる事あるべき爲朝が手本の覺ゆるものをとて。例の大矢を打ち交ひ。堅めてひようと射る。思ふ矢壺を誤らず。下野守の胃の星を射削りて。餘る矢が寶莊嚴院の門の方立ては篋中責めてぞ立つたりける。其の時義朝手綱掻い繰り打ち向ひ。汝は聞き及ぶにも似ず。無下し手こそ荒けれど宣へば爲朝兄にて渡らせ給ふ上。存する旨ありて斯くは仕り候へども。誠に御許しを蒙らば。二の矢を仕らん。眞向内胃の恐れも候ふ。障子の板か。梅檀弦走りか胸板の眞中か。草摺りならば一の板ども二の板とも。矢壺を櫓に承つて仕らんとて。既に矢取つて交はれける所に。上野の國の住人深巢七郎清國つと驅け寄せければ。爲朝是を弓手に相請けてはたと射る。清國が胃の三の板より直達ひに。左の小耳の根へ篋中計り射込んだれば。暫しもたまらず死ににけり。須藤

したるさあるが立しきやうなり、方立ての板さハ方立てに添ひたる板なるべし、日本史に櫻と書きたるハ、字書に櫻ハ櫻なりさある故なり、他の漢文諸書ハ、京師本杉原本に従ひて門の扉にしたり、篋中せめてハ、矢の半まで強く射込みたるなり、眞向は額障子の板は、胸板の上に綴き、半月形して喉に當る所、梅檀ハ鏡ひの右の肩先に附くる小き袖形のもの、弦走りハ鏡ひの腹の革にて包みたる所、弓弦の掛らぬためにするゆゑ此の名あり、一の板二の板は草摺りなり

九郎落ち合ひて。深巢が首をば取つてけり。是をも事どもせず。我先にと驅けける中に。相模の國の住人大庭平太景義同じき三郎景親眞前も進んで申しけるは。八幡殿後三年の合戦に。出羽の國金澤の城を攻め給ひし時。十六歳にして軍の眞前驅け。鳥海三郎に左の眼を胃の鉢附けの板に射附けられながら。答の矢を射返して其の敵を取りし鎌倉權五郎景正が末葉大庭平太景義同じき三郎景親とぞ名のつたる。御曹司是を聞き給ひ。西國の者共にハ皆手なみの程を見せたれども。東國の兵には今日始めの軍なり。征矢をば度々射たりしが。鏑矢にて射ばやと思ひて。目九つ差したる鏑の。目柱は角を立て。風返し厚く剗らせて。金巻きに朱さしたるが。普通の藝目程なるよ。手先六寸鏑を立て。前一寸は峯も刃をぞ附けたりける。鏑より上十五束ありけるを取つて交ひ。ぐさど引いて放されたれば。御所中に響いて長鳴りし。五六段計りも控へたる大庭平太が左の膝を片手切りに入つと射切り。馬の太腹うけす通れば。鏑は碎

ふ、草摺りの板
 さも五枚ありて、
 上より順に一二と
 数ふ、弓手に
 相請けて云々、是
 は清國驛け出で、
 義朝を隔てたるに
 非ず、義朝を射ま
 せじと傍より爲朝
 へ驛け寄せたるな
 り、故に爲朝身を
 ひれり、弓手に受
 けて射留めたるな
 り、
 胃の三の
 板は鉾の三枚目、
 鳥海三郎名は
 家任、鉢附け
 の板は、胃の鉢へ
 取り付けたる鉾の
 第一の板、
 考によりて大庭平
 太の下へ、景義同
 じき三郎の七字を
 補ふ、
 征矢の
 征戦の矢、箆に差
 す普通の矢なり、
 鉾矢は矢の先
 へ朴の木にて鵜卵

けて散りにけり。馬の屏風を倒す如くがバと倒るれば。主は前へぞ
 餘されける。敵に首を取られじと。弟の三郎馬より飛び下り。兄を
 肩に引つ懸けて。四五町計りぞ引いたりける。武藏の國の住人豊島
 四郎も。須藤九郎も弓手の太股を射させ。安房の國の住人丸太郎も
 鬼田與三に脇立て射させて引き退く。中條新五新六成田太郎箱田次
 郎奈良三郎岩上太郎別府次郎玉井三郎以下。入れ替へ入れ替へ攻め
 戦ふ。各分捕りし。皆手負ひて引き退く處も。黒草威しの鎧ひ高角
 打つたる胃を着。糟毛なる馬に乗り。悪七別當と名のつて驛け出で
 たり。海老名源八馳せ合ひて戦ひける。草摺りの端れを射させて
 ひるむ所を。齋藤別當透き間もなく驛け寄せされば。悪七別當太刀
 を抜いて齋藤が胃の鉢をちようと打つ。打たれながら實盛内胃へ切
 つ先上りも打ち込みければ。誤たず悪七別當が首は前にぞ落ちたり
 ける。實盛此の首を取つて。太刀の先に貫き指し擧げて。利仁將軍
 九代の後胤武藏の國の住人齋藤別當實盛生年三十一。軍をば斯くこ

形の中を空虚にし
 たるものを附け置
 き、之を射るとき、
 又其の先へ雁股さ
 いへる鐵形の鐵を
 差し込むなり、
 目九つ差したる
 云々ハ、鵜卵形の
 先の方へ穴を九つ
 明け、穴と穴との
 間に角を立て、此
 の穴によく風を受
 くるやうに鵜卵形
 を一段低く削り落
 す、之を風返しと
 いふ、
 金巻き
 云々ハ、矢の鐵へ
 寄りたる所を巻き
 て、朱漆にて塗り
 たるなり、
 考によりて不通な
 普通に改む、
 墓目ハ引目とも書
 くなり、是は軍用
 の矢に非ずして鏑
 の所大なり、爲朝
 の鏑矢の大なる
 ふさをいふ、

そすれ。我と思はん人々は寄り合へや寄り合へやとぞ呼ばはりける。
 金子十郎の滋目結ひの直衣に摺繩目の鎧ひ著て。鹿毛なる馬も黒鞍
 置いて乗つたる。矢種は皆射盡して。太刀を抜いて眞向に當て。
 武藏の國の住人金子十郎家忠十九歳。軍の今日ぞ始めなる。御曹司
 の御内も我と思はん兵は出で合へやとぞ名のつる。八郎宣ひける
 ぬ。悪い剛の者かな。我が矢比に寄せて扣へたり。只一矢に射落さ
 んと思へども。餘りに優しければ。誰かある彼提げて參れ。一目見
 んどありまらば。木蘭地の直衣も紫革の腹巻も著。粟毛なる馬に乗
 り。高間四郎と名のつて押し双べて組んで落つ。高間の兄弟共に聞
 ゆる大力なるを。家忠上へ成つて押さへて首をかゝんとする處に。
 高間三郎落ち重りて。弟を撃たせじと金子が胃を引き仰げ。首をう
 かんとしけるを。下なる敵の左右の手を膝にて敷き詰め。上なる敵
 の弓手の草摺り引き寄せ返して。柄も拳も徹れくと三刀刺し
 てひるむ處に。下なる敵の首を取り。太刀の先に差し擧げて。頭者

手先六寸鎧を立て
 云々の、雁股のこ
 さをいふなり、則
 元の方へ鎧を付け、
 先ハ背の方へも又
 な付けてたるなり、
 鎧ハ又さ背との間
 の角、十五束
 は長きをいふ、常
 の人は十三束なり、
 御所申し響い
 ては、鎧の穴の中
 へ風を受けて鳴る
 なり、五六段
 を五六丈計り、本
 來古尺六十間を段
 さいへど、軍配の
 段さあるは丈程の
 長さなり、片
 手切りは片寄りて
 射切りたるなり、
 分捕りは首又
 は武器を取るごと、
 高角は牛の角
 の如きものを前立
 てものにしたるな
 り、精毛は灰
 色と白色と雜れる

鬼神と聞え給ふ筑紫の御曹司の御前にて。高間四郎兄弟をば家忠撃ち取つたりとぞ呼ばりける。家末是を見て安からず思ひければ。射落さんどて追ひ懸けける處を。八郎何又須藤。あたらし兵を助けて置け。今度の軍に打ち勝ちなば。爲朝が郎等にせんずるぞとこそ宜ひけれ。金子餘りに剛なれを。軍神もや守られけん。又なき高名仕り究めて不思議の命助りて。大將までぞ譽められける。常陸の國の住人中宮三郎。同國の住人關二郎。村山黨に山口六郎仙波七郎。轡を双べて駆け入れば。三町礫の紀平次大夫大矢新三郎以下防ぎけるが。新三郎の仙波七郎に弓手の肩を切られ。紀平次大夫の山口六郎に右の腕を打ち落されて引つ返す。美濃の國の住人平野平太同國の住人吉野太郎と名のつて駆け入りける所を。御曹司件の大鎧を以てひようと射給ふが。高紐は弦や堰かれけん。思ふ矢壺も下りつゝ、平野平太が左の脇當てを射切られて。馬の太腹彼方へつと射通さるれば。眞倒さまに倒れたり。甲斐の國の住人鹽見五郎も射殺され奉

毛、利仁將軍
 は左大臣魚名六世
 の孫、參考により
 て十七代を九代に
 改む、滋目結
 ひは鹿の子染めな
 り、絞目目の多く
 あるをもて名く、
 据繩目は染め
 革の名なり、紺藍
 白の三色を幾重に
 も並べて、一面に
 つら折りの形を
 出したるなり、其
 の色取り幕の繩を
 伏せたる如きゆゑ
 かくいふ、木
 關地は黄櫨(つる
 ばみ)色、即黄赤
 にして黒みあり、
 寝巻は劍術
 の胸のやうに作り
 たる織ひ、栗
 毛は緒赤にして立
 て髪は黒き馬、
 寄り返して、
 是まで避けがぢよ
 あひしらひしを、

りければ。大將も此等を見給ひて。少し攻めあぐんでぞ思はれける。其の時信濃の國の住人根井大彌太。藍摺りの直衣に卵の花威しの鎧ひに。星白の冑を着。佐目なる馬に乗つたるが。進み出で、申しける。軍に人の撃たるゝとて敵に息を繼がせんには。何時か勝負を決すべき。其の上我等は餌を求むる鷹の如し。凶徒の鷹に恐るゝ、雉に非ずや。いざや駆けけん殿ばらとて。眞前を進めば。續く兵誰ぞ。同國の住人宇野太郎望月三郎諏訪平五進藤武者桑原安藤次安藤三木會中太彌中太根津神平志妻小次郎熊坂四郎を始めとして。二十七騎を駆けたりける。門の中へ攻め入つて散々戦ひければ。手取りの與次鬼田與三松浦小次郎も撃たれにけり。都べて爲朝の憑み思はれたる二十八騎の兵二十三人撃たれて。大略手を負ひたりける。寄せ手も究竟の兵五十三騎撃たれて。七十餘人手負ひたり。敵魚鱗に駆け破らんとすれば。御方鶴翼に連つて射しらまかす。御方陽に開いて圍まんとすれども。敵陰に閉ぢて圍まれず。黄石公が傳ふる處

俄に變じて寄り付きたるなり、
 わたしは惜しむ意
 参考によりて
 爲儀が即等に爲
 朝が即等に改む
 高紐は鎧ひの
 肩の上の紐、胸の
 紐の肩の前にて結
 び合はすことなり
 藍摺りの藍草
 よて白地へ紋を摺
 り出すなり、紋形
 の板より布を掛けて
 摺るこいへり、
 卵の花威しは、
 花の葉の色により、
 白背を一段置きに
 するなり、或は上
 下半分に色を變へ
 たるもあり、
 佐目の馬の鼻回り
 の薄赤きもの、
 餌を求むる儀の
 如し云々は、官軍
 と反者と強弱の勢
 かく異なるに譬ふ、
 魚鱗鱗翼は共

吳子孫子が秘する處。互に知つたる道なれば。敵も散らず御方も引
 うず。されば千騎が十騎になるまでも。果つべき軍とも見えざりけ
 り。兵庫頭頼政の手にも。渡邊兼盛に省授連源太競瀧口を始めとして
 東の門へ押し寄せて。揉みに揉んで攻め入れ。平馬助忠正多田藏
 人大夫頼憲爰を先途と防ぎ戦ふ。西の門をば六條判官爲義長絹の直
 衣に。薄金と云ふ緋威しの鎧ひに鍛形打つたる冑を著。連錢草毛な
 る馬に。白覆輪の鞍置いてぞ乗られたる。五人の子共前後に立つて
 駆け出でたる體。あはれ大將軍やとぞ見たりける。其の外自餘の
 陣々も。互に入り亂れて追ひつ返しつ戦ひけれども。未勝負ぞな
 かりける。其の時義朝使者を内裏へ進らせて。夜中に勝負を決せん
 ど。揉み揉んで攻め候へども。敵も堅く防いで破り難く候ふ。今
 と火を懸けざらん外の利あるべしとも覺え候はせ。但し法勝寺など
 も風下にて候へば。伽藍の滅亡にや及び候はんずらん。其の段勅誑
 ん隨ふべしと申し上げられたりしかば。少納言入道承つて。義朝賊

に八陣の中の名な
 り、射しらま
 かすは、射すくめ
 射散らすなり、
 黄石公は張良に
 書を授けたる人、
 参考によりて
 張綱を長絹に改む、
 絹の名なり、但し
 張綱といふものも
 あり、連錢草
 毛は藍毛馬に薄く
 錢を列れたるやう
 なる毛あるもの、
 白覆輪の鞍は
 前後の山形へ銀に
 て覆輪を掛けたるなり、
 なり、伽藍は梵語、
 にましませばなり、
 努力々々は決してなり、
 は二位三位の典侍の
 こころなれども、此は只貴き女官のこころ、
 法勝寺は白河殿の東にあり、今の岡崎村の邊なるべし、此の寺は白河院作り給ひしゆき、殊に大切に思ふ
 譯して衆園といふ、後には轉じて堂宇のこころ、す、君の君にて渡らせ給はば、主上の御位此のまゝ安穩

も神妙なり。但し君の君にて渡らせ給ひ。法勝寺程の伽藍をと即
 時に建立せらるべし。努力々々其に恐るべからず。只急速に凶徒誅
 戮の謀を廻らすべしと仰せ下されければ。御所より西なる藤中納言
 家成卿の宿所に火を懸けしかば。西風烈しき折り節にてはあり。即
 院の御所へ猛火夥しく吹き懸けたれば。院中の上臈女房乳母童は。
 方角を失つて呼ばり叫んで迷ひ合へる。武士も是が足手纏ひに
 て。進退更に自在ならず。落ち行く人の有り様。望の嵐も誘はる
 る冬の木の葉に異ならず。

新院左大臣殿落ち給ふ事 (第十六篇)

さる程に右衛門大夫家弘其の子中宮侍長光弘馬に乗りながら。春日
 表の小門より馳せ参り。官軍雲霞の如く攻め來り候ふ上。猛火既よ
 御所に掩ひ候ふ。今の叶いせ給ふべからず。急ぎ何方へも御開き候

もいふ詞なり、

四位小納言ハ即成隆、原本前後も四位小將に作るは誤りなり、今之を改む、猶第九篇を見合はすべし、

北白河は戰場より東北の方にあり、

かひもなしは何の益もなきなり、松が崎も下賀茂の北十餘町あり、

ふべしと申せば。只今出で来る事の様に。上皇の東西を失ふて御仰天あれば。左府の前後に迷ひて。只汝今度の命助けよと計り不宣ひける。即四位少納言を召して御劔を給はる。成隆朝臣是を給はつて帯かれたり。上皇も早御馬も召されたりけるが。餘りに危く見えさせ給へば。藏人信實御馬の尻に乗つて抱き進らす。左大臣殿の御馬の尻に。四位少納言乗つて抱き奉りけり。東の門より御出あつて北白河を指して落ちさせ給ふ處に。何處よりか射たりけん。流れ矢一筋來つて左大臣殿の御頸の骨に立つ。成隆是を抜いて捨てたりけれども。血の走ること水弾きを以て水を弾くに異ならず。然れば鎧をも踏み得ず。手綱をも取り得給はずして。眞倒さま落ち給へば。成隆朝臣も落ちてけり。式部大輔盛憲左府の御頸を膝に掻き載せ。袖を御面に掩ひて泣き居たり。藏人大夫經憲も馳せ來つて抱き附き奉りけれどもかひもなし。延頼は松が崎の方へ落ち行きけるが。是を見奉つて甲冑を脱ぎ捨て。經憲と共に小家のありけるに昇き入れ

疵の口を灸し奉り、出血を留むるためふり、神矢は神の怒りて中てたる矢の義、白背の水色、第五篇に出づ、

圓覺寺は今の悲田院村邊なるべし、参考によりて發向の上へ官軍の二字を補ひ、經憲が車のがを削る、嵯峨は京都の西の方にあり、

如意山は東山にあり、

何時習はしは是まで馴れ給はぬ哉、

進らせて。先疵の口を灸し奉りけれども叶はず。次第に弱り給ひけり。矢目を見れば。御喉の下より左の御耳の上へぞ通りける。逆さまに矢の立ちけるこそ不思議なれ。神矢なるかどぞ覺えし。血も更に留らずして。白背の御狩り衣朱に染まる計りなり。御目の未働けども。物をも更ま宣はず。さらば暫く休め奉らんと思へども。判官の領圓覺寺へ官軍發向する由聞ければ斯くて如何とて。經憲車取り寄せて昇き載せ進らせ。嵯峨の方へぞ赴きける。漸嵯峨に至つて。經憲が墓所の住僧を尋ねれども無かりければ。荒れたる坊に入れ奉りて。此の夜の爰より明かしける。

新院御出家の事 (第十七篇)

さる程に新院の。爲義を始めとして家弘光弘武者所季能等を御供よて。如意山へ入らせ給ふ。山路峻しくして難所多ければ。御馬を止めて御歩行にてぞ登られ給ひける。御供の人々。御手を引き御腰を押し奉りけれども。何時習はしの御事なれば。御足より血流れて歩

麻呂は貴賤に拘らず男子の自稱する詞

東國は坂東をいふ

み煩ひ給ひけり。只夢路を辿る御心地して。即絶え入らせ給ひける。人々並み居て守り奉りけるに。早御目昏れけるにや。人やあると召されければ。皆聲々に名のりけり。水やあると召されければ。我もと求むれども無かりけり。然るお法師の水瓶を持ちて寺の方へ通りけるを。家弘乞ひ請けて進らせけり。是に少し御氣色直りて見えさせ給へば。各官軍定めて追ひ來り候はん。何にも急がせ給へど申せば。武士共之皆何地へも落ち行くべし。麻呂は何にも叶えねば。先爰まで休むべしと仰せなりけれども。判官を始めとして。各命を君に進らせぬる上り。何方へか罷り候ふべき。東國などへ御開き候はば。何處までも御伴仕り。御行く末を見果て進らせんと申しければ。我もさこそと思ひしうども。今は何ども叶ひ難し。汝等は疾く退散して命を助るべし。各斯くて侍らば。御命をも敵に奪はれなんど再三強ひて仰せければ。此の上り却つて恐れありとて。諸將皆鎧ひの袖を濡らしける。斯くて叶ふべきならねば。皆散り

三井寺は園城寺といふ。近江にあり。

忝きは恐れ多きなり。

東光寺も岡崎村の邊なり。阿波局は新院の妃なり。大宮は内裏の東に添ひたる大通りなり。局の家は内裏の東南の向ひにあり。左京大夫は第七筋に出づ。家は内裏の正面の朱雀通りであり。三條坊門は三條の北にありて、是と並行したる通りなり。少輔内侍は女房の名。

りよけり。爲義忠正の三井寺の方へぞ落ち行きける。家弘光弘計り残り留つて。谷の方へ引き下し進らせて。御上に柴折り懸け奉り。日の暮るゝをぞ相待ちける。御出家ありたき由仰せなりけれども。此の山中にては叶ひ難き由申し上ぐれば。御涙に咽せばせ給ふぞ忝き。日暮れければ。家弘父子して肩に引き懸け進らせて。法勝寺の北を過ぎ。東光寺の邊まで。年來知りたる所に行きて輿を借りて乗せ奉りて。何處へ仕るべきと申しければ。阿波局の許へと仰せありしうべ。家弘習はぬ業に。二條を西へ大宮まで入れ奉れども。門戸を閉ぢて人音もなし。さらば左京大夫の許へと仰せらるれば。大宮を下りに三條坊門まで昇き奉れば。教長卿の此の曉白河殿の煙りの中を迷ひ出で給ひて後は。其の行き方を知らざりければ。残り留る者共も皆逃げ失せて人もなし。さらば少輔内侍が許へどて入れ進らせければ。夫も昨日今日の世間なれば。諸事なむづかしくやありけん。敵けども音もせず。世界廣しと雖立ち入らせ給ふべき所もな

水きこし召しは水
な飲み給ひしなり
知足院の一條
の北にありしさい
ふ、参考によ
りて家弘を光弘に
改む、仁和寺
は内裏の西北の方
にあり、押さ
へては押してなる
べし、御室の
宇多法皇の室ある
なしていふ、
同法皇の跡ゆゑ御
門の跡の義にて門
跡さいひ、其の主
を門主といふ、

古の一時ハ今の二
時間にて、之を十

し。五畿七道も道狭くて。御身を寄すべき蔭もなく。東西南北塞つ
て。御幸成るべき所もなし。光弘等も習ひぬ身に終夜御輿を仕り。
明けなば捕らへ搦められて。如何なる憂きめをか見んすらんど。心
細く思へども。山中にて水きこし召しつる計りなれば。兎角して知
足院の方へ御幸なし奉り。怪しげなる僧坊に入れ進らせて。重湯な
どを予進め奉りける。上皇是にてやがて御髪下させ給ひければ。光
弘も髪り切りてけり。斯くては終に悪しうりなん。何處へか渡御あ
るべきと申せむ。仁和寺へこそ行けり。其もよも入れられじ。只押
さへて輿を昇き入れよとありしうば。御室へこそなし奉る。門主の
故院に御佛事の爲に。鳥羽殿へ御出ありけり。家弘は是より御暇申
して。北山の方へ罷りけり。道よて修行者に行き逢ひしかば。是と
語らひ戒保ちなどして。出家の形よぞ成りにける。

朝敵の宿所焼き拂ふ事 (第十八篇)

さる程に七月十一日寅の刻又合戦始り。辰の時に白河殿破れて。新

二支に當つるさま
は、今の午前五時
六時を寅の時とす
刻は時を四つに割
りたるものゆゑ今
の三十分間なり、
されど此は廣く時
さいふ儀に用ひた
り、三條鳥丸
新院の御所は、三
條橋と堀河との半
程にて南側にあり、
壬生亭の今の
壬生寺の邊なるべ
し、方樣ハ唯
方といふこと、

日吉社を日叡山の
坂本にあり、
宸筆は天子の御直
筆、七條座主
宮に、親王にて元
七條に居られしな
るべし、座主ハ僧
官の至つて其きも
の、大宮ハ日
吉二十一社の總司

院も左大臣殿も行き方知らず落ちさせ給ひければ。未の刻に義朝清
盛内裏へ歸り参つて此の由を奏聞す。其の體由々しかりけり。藏人
右少辨資長を以て。朝敵追討早速に其の功を致す由叙感懸なり。即
周防判官承つて。三條鳥丸新院の御所へ馳せ向つて焼き拂ふ。左府
の壬生亭をを助經判官承つて。發向して火を懸けけり。同じき謀叛
人の宿所共十二箇所。各檢非違使共行き向つて追捕して焼き拂ふ。
南都の方様未鎮らざれば狼籍もやあるとて。申の刻に宇治橋の守護
の爲に周防判官季實を差し遣はさる。今度の御合戦に事故なく打ち
勝たせ給ふこと。都べては伊勢太神宮石清水八幡大菩薩の御加護と
ぞ覺えし。殊に日吉社に祈り申させ給ひけり。されば宸筆の御願
書を七條座主宮へ進らせませしうければ。座主此の御願書を大宮
の神殿に籠めて。肝膽を碎きて祈り申させ給ひしかば。御門徒の大
衆は申すに及ばず。満山の諸徳皆寶祚長久凶徒退散の由の祈誓をぞ
致しける。されば山王七社も。官軍の方に立ち懸らせ給ひけるに。

なり、御門徒は御門跡に居る僧徒の義、叡山の座主には親王方より直らるゝゆゑ推してかくいふなり、大衆は第八篇に出づ、諸徳は諸僧なり、山王七社は二十一社の中、聖運ハ天子の御運、月共には日月共になるべし、八箇國ハ關東八國、平親王諸世多く平新皇に作る、防戦に力を尽し、原本に防戦に力尽きあり、今之を改む、冥感に神佛の肯ひ給ふこと、比叡山は唐土の天台山を寫したるものなれば、其の座主を天台座主といふ、僧正ハ僧官の首きもの、此の時ハ未僧正にハならずさりしなるべし、下の權僧正云々にて知るべし、勸修ハ功を勤むるため賞するに官を以てすること、總持院ハ意居る處の寺、参考によりて想を總に改む、道場ハ佛道を修むる所、即寺のこと、不退ハ始終怠りなきなり、護持ハ守護、

頼賢爲朝忠正家弘以下の軍兵。爰を前途と防ぎ戦ひしりども。程なく攻め落されて。朝敵は風の前の塵の如く。聖運は月と共にぞ開きける。昔朱雀院の御宇承平年中に。平將門八箇國を打ち靡けて。下總の國相馬郡に都を建て。我が身を平親王と號して。百官を爲し諸司を召し使ひけるが。剩すさへ都へ攻め上り朝家を傾け奉らんとする由聞えければ。防戦に力を盡し。追討に謀を爲し。依つて佛神の擁護を憑んで。諸寺諸社に仰せて。冥感の政をぞ仰がれる。殊に山門其の精誠を抽でけり。其の時の天台座主尊意僧正は。不動の法を修せられけるに。將門弓箭を帶して壇上に現じけるが。程なく撃たれけるなり。權僧正は其の勸賞とぞ聞ゆし。總持院をば鎮護國家の道場と號して。不退に天下の護持を致す。されば今も法験何ぞ昔も替るべきとぞ覺えける。

關白殿本官に歸後の事附けたり武士に勸賞を行へる事

(第十九篇)

相國ハ太政大臣の唐名、大は尊稱なり、僧都ハ僧正に次ぎ律師は僧部に次ぐ僧官、上座寺主都維那を僧官中の三綱といふ、参考によりて頼賢を頼兼に改む、別從は僧官中等のものなり、参考によりて忠信を悪信に改む、法印法眼法橋を僧綱といふ、悪信身分法印にて別當を兼ねたるなるべし、此の入道殿ハ宇治大相國をいふ、大篇にも入道殿といへり、法性寺殿ハ關白忠道、第四篇に出づ、

斯かる處ハ宇治大相國は。新院打ち負け給ふと聞ゆければ。橋を引かせ左府の公だち三人相具し給ひて。南都へ落ち。禪定院の僧都尋範東北院の律師千覺興福寺の上座信實同じき權寺主玄實彼等が兄加賀冠者源頼兼に仰せて。寺中の惡僧并びに國民等を相語らひて。官軍を防ぐべし。忠あらん者には不次の賞を行ふべしと披露せらる。剩すさへ興福寺の權別當惠信法印は。關白殿の御息なりしを撃ち奉らんなど議せられければ。忍び給ひて都へ逃げて上り給ふ。是の如何なる御企てぞや。此の入道殿をバ君も重きことと思し召し。世以て心にくく執し奉る處に。年來關白ハ附けたる内覽氏長者をば押さへて。末子の左府ハ附け奉つて。法性寺殿御中違ひ。天下の大亂引き出し給へども。關白殿さておはしまさば。御身に於いては何の御怖畏かあるべきに。君に立て合ひ奉らんと御支度。以ての外の御誤

法性寺殿の下
の字を脱したるな
るべし、十善
の戒行第四條に出
づ、安藤さい
ふをかしき樂を舞
ひて、其の次に
する舞ひを二の舞
ひといふ、社
の春日明神を指す、
左大臣に成り
ハ、唯閑白左大臣
のみにて、兵長者
を取られたるをい
ふ、此の頃ハ
六十八國を大上中
下の四等に分てり、
播磨ハ大國安藤ハ
上國ゆゑ國司の身
分異なり、本
ハ左馬助なりとは、
義朝已前に之を勤
めたるをいふ、權
頭は助より唯一段
上なるのみ、
其の功世々に絶え
ずは、子孫に傳ふ
るふと、

りなり。其の上今度源平兩家の氏族院宣を承つて。身命を捨て、關
み戦ふと雖。十善の戒行重きと依つて打ち勝ち給ふ處も。少しも違
はぬ二の舞ひかな。天魔の魅し奉るか知らず。社の御咎めを蒙り給
ふかど。人唇を反して眩り進らせけり。同じき十一日夜又入つて。
關白殿本の如く兵長者に成らせ給ふ。去んぬる久安の頃。富家殿の
御計らひとして左大臣に成り給ひしが。今本に復せしを目出度かり
し。子の刻計りに及んで武士の勸賞行はる。安藝守清盛をば播磨守
に任じ。下野守義朝は左馬權頭になる。陸奥新判官義康は藏人に成
されて。即昇殿を許さる。義朝申しける。此の官ハ先祖多田滿仲
法師始めて成りたりしかば。其の跡芳しく候へども。本は左馬助な
り。今權頭と任ずる條。莫大の勳功と更に面目とも覺えず。朝敵を
伐つ者は半國を賜はる。其の功世々に絶えずとこそ承れ。其の上今
度の嚴親を背き兄弟を捨て。一身御方と參つて合戦を致すこと。自
餘の輩に超えたり。是勅命の重きに依つて。背き難き父に向つて弓

後考によりて高季
を隆季に改む、

梅津は四條通りを
途が西に行きたる
處、桂河は嵐
山下より京都の西
南を流る川、
賀茂河尻ハ此の
河と桂河と落ち合
ふ處、木津ハ
伊賀より山城の南
方へ流れて、淀河
と落ち合ふ河なり、
杵の森は木津
河のほとりにあり、
やなれば、や居れ
さいふより轉じて、

を引き矢を放つ。全く希代の珍事なり。然れども身の不義を忘れ君
命と従ふ上り。人又勝る、恩賞何ぞ無うらんやとぞ申しける。此の
條尤道理なりとて。中御門藤中納言家成卿の子息隆季朝臣左馬頭た
りしを。左京大夫に移されて。義朝を左馬頭にぞ成されける。

左府御最後附けたり大和國御歎きの事(第二十篇)

さる程又明くれバ十二日。左大臣未目の働き給ひけれバ。富家殿に
見せ奉らんとて。奈良へ下し進らせんとて。梅津の方へ赴き。小舟
と借りて柴木を上に取り掩ひ。桂河を下りに落し進らす。日暮れけ
れば。其の夜は賀茂河尻に留りて。明くる十三日に木津へ入り給ふ。
御心地も次第に弱りて。今は限りに見え給へバ。杵の森の邊より圖
書允俊成を以て。興福寺の禪定院におはします入道殿に此の由申し
たりけれバ。即迎へ進らせたくハ思し召しけれども。餘りの御心憂
さまやありけん。何とか入道をも見んと思ふべき。我も見えんとも
思はず。やをれ俊成よ。思ふても見よ。兵長者たる程の者の。兵杖

呼び掛くる詞さなりたるならん、

支願を藤原顯憲の子、大學寮にて文章博士の下に文章得業生あるが如く、御家にも是ありしと見えたり、我が坊は支願の居る坊なり、御事切れば息の絶ゆるふさ、般若野は奈良の東南にあり、御行跡は是までの始末、北政所は左府の奥方なり、家の内にて南は表北は

の先に懸ることやある。左様に不運の者に對面せんこと由なし。音にも聞かず。増して目にも見ざらん方へ行けど云ふべしと仰せも果てず。御涙も咽ばせ給ひけるこそ。御心中推し量られて。誠にさこそ思し召すらめと慚われなれ。俊成歸り参つて此の由申しければ。左府打ち領うせ給ひて。やがて御氣色替らせ給ふが。御舌の先を噛み切りて吐き出させまし〜けり。如何なる事とも心得難し。斯くては如何し奉らんと覺わければ。支願得業の輿にかき乗せ進らせて。十四日に奈良へ入れ申しけれども。我が坊は寺中にて人目も慎しめて。近きあたりの小屋に休め奉り。様々に痛はり進らせけれども。終ゝ其の日の午の刻計りよ御事切れにけり。其の夜やがて般若野の五三昧に納め奉る。藏人大夫經憲最後の御宮使へ懇に仕つて即出家入道し。入道殿の渡らせ給ふ禪定院に参りて。有りつる御行跡共委しく語り申しければ。北政所公たち皆泣き悲しみ給ふこと斜ならず。殿下は御手を顔も押し當て。良久しく泣き給ひけるが。さるよて

奥なり、夫人の奥の政事を執るゆるかくいふ、北の方さいふも同じ、斜ならず一方執心と思ひ込み強きこと、宿業第一篤定業の解を見よ、月別雲客の公卿殿上人を尊びてかくいふ、

うたてさの情なき意、

震旦ハ支那といふが如し、文字に意味あるに非ず、眉輪安康帝を弑

も言ひ置きつる事はなかりつるか。如何に此の世も執心の留る事多かりけん。我が身のはりなくなるに附けても。子供の行く末さころ覺束なく思ひけり。攝政關白をも爲させて。今一度天下の事執り行いんを見やとこそ思ひつるに。命存へて斯かる事を見るも前世の宿業の。合戦も出で、命を惜しまぬ兵も。必しも疵を被ることなし。其の上今度の源平兩氏の輩も。然るべき者一人も撃たれずとこそ聞け。其の外月卿雲客北面まで。参り籠れる者多かりけるに。何なれば左府一人流れ矢に中りて命を失ふらん。何なる者の放しけん矢にうち中るらん。うたてさよ。但し漢の高祖の三尺の劍を提げて天下を治めしかども。淮南の黥布を伐ちし時。流れ矢に中つて命を失ふ。彼を以て是を思ふに。定めて今生一世の事に非じ。前世の宿業あるべし。竊も國史を勘ふるに。大臣誅を請くること其の例多し。天竺震旦をば暫く舍き。日本我が朝に。圓大臣より始めて其の數あり。圓大臣雄略天皇も撃たれ奉りてより以來。眞鳥大臣守屋大臣豊浦大

して圓大臣の家に
 匿れ、後皆焚死す、
 眞島は仁賢帝
 崩じ給ひしとき、
 謀反を以て誅せら
 る。守屋は用
 明帝崩じ給ふとき、
 謀反を以て蘇我馬
 子に攻め殺さる、
 豊浦は馬子の
 子にて入鹿の父な
 り、父子共に天智
 帝に誅せらる、
 長野は群ならず、
 參孝長屋王なるべ
 しと云へり、王は
 聖武帝のとき反を
 謀り自殺す、
 金村群あらず、盛
 衰記に、宣化帝の
 とき鹿火金村蘇我
 稻目等天下を亂し
 帝位を奪はんとせ
 しこと見ゆ、然れ
 ども夫にては上下
 の順宜しからず、
 惠美押勝は孝
 謙帝のとき反を謀

臣入鹿大臣長野大臣金村大臣惠美大臣に至るまで。既に八人及べ
 り。されども氏長者たる者弓箭の先に懸る様未聞うす。あられ取り
 も替る物ならべ。忠實が命に替へてまし。悲しきかな。蘇武が胡國
 に赴きしも。二度漢家萬里の月に歸り。阮君が仙洞入りしも。秦
 室七世の風に歸りき。頼長一度去つて再會何の時をか待たん。かひ
 なき命だもあらば。縦不返の流罪も行へることも。忽に失はるゝこと
 のよもあらば。若東國に請居せば。津輕や蝦夷の奥までも。遠路を
 凌ぎて駒又鞭をも打ちてまし。若西海に左遷せられれば。鬼界が島の
 果てまでも。船に竿をも差すべきに。行きて歸らぬ別れ程。悲しき
 こといなき事とよ。計らざりき是程に老いの心を憫ますべしとは。
 どて御涙堰き敢させ給はぬを見奉るもあはれなり。左大臣殿失せ給
 ひて後々。職事辨官も故實を失ひ。帝闕も仙洞も。朝儀廢れなんと
 す。世以て惜しみ奉る。誠又累代攝籙の家又生まれて。萬機内覽の
 宣旨を蒙り。器量人又超え。才藝世に聞え給ひしが。如何ありけん

りて殺さる、
 忠實は富家殿の名、
 蘇武は漢の人、
 匈奴に使ひして留
 めらるゝこと十九
 年にして歸る、
 參孝によりて院
 君を阮君に改む、
 漢の末阮暉天台山
 に入り女子に逢ふ、
 家に歸れば已に七
 世を経たり、秦室
 さいひたるは、桃
 花源記を雜へてい
 ひたるなり、
 不返は無期なり、
 請居は罪を得
 て賤けられ居る處、
 津輕は此の時
 代に陸奥の北一
 帯をいふ、參
 考によりて夷の上
 蝦を補ふ、唐
 土の官ハ右を上と
 し左を下とするゆ
 え官の下るを左遷
 といふ、日本は是
 き反對なれども猶

氏長者たりながら。神事疎にして。威勢を慕れば我伴はざる由。春
 日大明神の御託宣あり。神慮の末こそ恐しけれ。此の左府未弱冠の
 御時。仙洞にて通憲入道と御物語りの次いでに。入道攝家の御身は
 朝家の御鏡にておのしませば。御學文あるべき由勸め申しけり。是
 に依つて信西を師として讀書ありて。盤雪の功をぞ勵み給ひける。
 其の後左府御病氣の由聞えしかば。入道訪ひの爲に宇治殿へぞ參り
 たりける。聊御心地宜しくおはしませしかば。臥しながら文談し給
 ひけるよ。龜のトと易のトとの淺深を論じ給ひけり。左府龜のト深
 しと宣へば。通憲易のト深しと申すに依つて。御問答事廣くなりて
 良久し。互に多くの文を引き。數多の文を開き給へり。入道終に負
 け奉りて。今の御才學既朝に餘らせねしします。此の上と御學文
 あるべからず。若猶爲させ給へば。御身の崇りと成るべしと申して
 出でにけり。御心よも此の事いみじと思し召しけるにや。自御日記
 に遊ばしたる詞に曰く。先年於院可學文由詠事。予二十歳也。今

其の詞を用ひ、且多く流罪のことにいへり、鬼界が島ハ陸奥の南方海中にあり、職事ハ藏人頭辨ハ太政官の重き後、共に先例故實を知らざれば動むること能はず、帝闕ハ朝廷といふ程のこと、闕ハ門なり、万機ハ政事のこと、機ハ機關の義より出づ、弱冠ハ弱年にて僅に元服したる頃、登壇ハ若しんで學ぶこと、晉の車胤が螢を集めて書を読み、唐の孫康が雪に映らして書を見たる故事、俄のトハ龜を焼きて甲の割れ方にて占ふ法、易のトハ筮竹を數へて占ふ法、

病席論二十四歳也。中僅四年中。才智既蒙彼許可。都四年學文間。書卷毎開彼諾無忘事。今拭感涙記此事と侍り。誠に信西の申されける詞の掌を指すが如し。才に誇る御心ましませばこそ。御兄法性寺殿を。詩歌は閑中の弄び。能書は賢才の好む所に非ずなごゝて。直下と思し召されけり。弟子を見ること師に如かずと云ふこと誠に明けし。是御學文を止め申すに非じ。才智に誇り給ふ處をぞ戒め進らせけん。先御心誠に心ありて。麗しき御心ばせの上の御學文こそ然るべけれ。何う都べて内外の贊仰。只一心の爲なり。調達が八萬藏を請する。終々奈落の底又墮す。隋の煬帝の才能人又勝れたりしも、國を滅を基たり。學者の心を用ふること只此の處に在るべし。されば孔子の詞にも。古の學者と己れを爲にす。今の學者ハ人の爲すと宣へり。夏桀殷紂は儒道に惡む輩。文書に眩る所なり。然れども能藝優長にして。才智人に勝れたり。依つて是を戒むる言葉に。智ハ能く諫めを距ぐに足り。言ハ則非を飾るも足り。人臣に矜るも能

いみじハ甚勝れたる意、左府の日記ハ台記さて今も猶存せり、此の時左府年二十六なること参考の註に見ゆ、直下ハ眼下に見下る意、論語に顔淵ハ孔子の道を教じて、之を仰げハ彌高ク之を鑽れば彌堅しといひたる所の文字を取りて、深く道を明めたるをいふ、調達の提婆達多の一名、五逆を犯して地獄に落ちたる人、奈落ハ梵語、地獄のこと、煬帝ハ隋の亡びたること天子、古の學者云々ハ論語の詞、原本學の下に者の字なし、今之を補ふ、夏桀殷紂ハ共に支那の暴虐なる天子、智ハ能く諫めを距ぐに、史記に詳なり、聖ハ評判、

を以てし。天下に高ぶるに聲を以てすと云へり。加様の先言を思ふに。俊才にねはしまし、かども。其の御心根に違ふ所のあれべこそ。祖神の冥慮にも違ひて身を滅し給ひけれ。

勅を奉つて重成新院を守護し奉る事 (第二十一篇)

法務ハ僧都など、同じ程の僧官、坊ハ仁和寺の塔中、参考によりて御兄ハ御弟に改む、

さる程に新院ハ御室を憑み進らせられて。入らせ給ひしかども。門跡には置き申されせ。寛通法務が坊へぞ入れ進らせられける。御室は五宮にて渡らせ給へば。主上にも仙洞にも御弟よておひしましけり。此の由五宮より内裏へ申されたりければ。佐渡式部大輔重成を進らせられて。院を守護し奉られけり。餘りの御心憂さにや。御心の留ることはましますまじけれども。斯くこそ思し召し頼りける。「思ひきや身を浮き雲となし果て。嵐の風に任すべしとは。」

も心は明かなり、

陣頭第四篇に出づ

うづまさは太素さ
書くことあるが、
此に廣隆寺あるゆ
ゑ廣隆をもかく説
めり、二條通りの
途が西にあり、
天台山第十八篇
を見よ、皇后
宮権大夫は次官な
り、
原本備後守今第九
篇に従ひ權を補ふ、
水問は水責め、
奉行は總べて其の
事を取り行ふこと、

「憂き事のまどろむ程は忘られて。覺ひれば夢の心地こそまされ。」

謀叛人各召し捕らるゝ事(第二十二篇)

新院近習の人々。或は遠國へ落ち行き或は深山に逃げ隠れて。其の
行き方を知らざれば。謀よや少納言入道信西陣頭に於いて。其の人
の其の國彼の人の彼の國と定めらるゝ由披露ありければ。さては命
計りの助らんとや思ひけん。皆出家の形に成りて。此彼より出で來
る。左京大夫教長卿と近江中將成雅と二人の。廣隆なる所に出家し
てありければ。周防判官季實を差し遣はして召し捕らる。四位少納
言成隆と左馬権頭實清と二人は。天台山淨土谷まで様替へて。座主
の宮へ参りける。此等を始めとして。心も起らぬ僧法師に成り續
けて。我劣らじと出でけるこそはうなけれ。皇后宮権大夫師光入道
備後權守俊通入道能登守家長入道式部大輔盛憲入道弟の藏人大夫經
憲入道をば東三條にて水問せらる。内裏より藏人右少辨資長權右少
辨惟方大外記師業三人承つて奉行せり。中にも盛憲兄弟前瀧口泰佐

参考により助
安を佐康に改む
靱負應は衛門
府なり、衛門は弓
矢を帶して禁門を
固むるゆゑかくい
ふ、拷訊は責
め尋ねること、
外戚は妻の親き、
徳大寺は第七
篇にある實能公の
家なり、

無愁あはれに惨
酷なること、
水尾天皇は清和帝
のこと、参考
によりて十八年を
八年に改む、
應天門の大極殿の
第二の正門、
造意は心ありてな
したること、
使應は檢非違使の
職、實犯は自
身直に犯したる罪
なり、

康等をば。靱負應にて拷訊せられけり。此等は左大臣の外戚にて。

事の起りを知りたるらん。又近衛院并びに美福門院を咒咀し奉り。
徳大寺を焼き拂ひたりし故を問はるゝに。下部先衣裳を剥ぎ取りて
頸に繩を附けければ。下部に向つて手を合せ。この何事ぞや。我
を助けよと云ひければ。坐に列る官人共。目も當てられず覺えけり。
然れども刑法限りあることなれば。七十五度の拷訊を致すに。始め
の聲を揚げて叫びければ。後に息絶えて言はず。日こそ多きよ
七月十五日。今日しも斯かる罪に行ゆるゝことこそ無慚なれ。其の
上五位以上の者拷器に寄せらるゝこと。先例希なり。水尾天皇の御
時。貞觀八年閏三月十日の夜。應天門の焼けたりけるを。大納言伴
善男卿造意の嫌疑ありければ。使應まで拷訊せられける例とぞ聞ゆ
る。彼の大納言の實犯にて。同じき九月二十二日終に伊豆の國へぞ
流されける。夫の昔れ事なり。近き世に例しなし。情なしとぞ申
しける。

女房車ハ綱代車なり、忍びて是に乗られたるなり、朱雀門は内裏の南門、

素懷は、わけての願ひ、華藏院は仁和寺の中にあり、

東坂本の叡山の下にて近江に屬す、無動寺は叡山の本坊なり、山門は唯山といふこと、門の字の解

重仁親王御出家の事 (第二十三篇)

さる程に新院の一宮重仁親王のおはします所聞えずして。人々承つて彼方此方尋ね進らする處に。今月十五日女房車に乗つて。朱雀門の前を西へ過ぎさせ給ふを。平判官實俊見附け奉つて留め申せば。御出家あるべきよて。仁和寺の方様へ渡らせ給ふとぞ御供の人申しける。依つて此の由奏聞しければ。素懷を遂げさせ進らすべき由仰せ下されけり。華藏院僧正覺曉參つて申さるゝ子細あつて。中御門東洞院なる所へぞ遷し奉りける。即實俊承つて守護し進らせけり。爲義降參の事 (第二十四篇)

さる程に六條判官并び子共尋ね進らすべき由。播磨守に仰せ附けらる。十六日清盛三百餘騎にて如意山を越えて。三井寺を求むればも無し。東坂本に在る由聞えて。大和莊泉壯と云ふ所を追捕す。是ハ無動寺領なれば。大衆起つて寺領を追捕する條無念なり。子細あらば山門に相觸れてこそ沙汰を致さめ。左右なく亂入の條狼籍なり

第八篇門徒の所を見よ、沙汰は處置する儀、本は定をせき變へたるなり、東近江の湖水の東なり、直河ハ下の鏡浦と共に西近江の地名なれど、今其の所詳ならず、木工ハ神社の名ふるべし、氏神ハ其の先祖を祭りたる神をいふ、藤原氏の春日明神に於ける如きものなり、八幡ハ應仁天皇なるに、源氏の清和天皇より出でたれば、氏神といひ難し、是ハ頼義八幡の靈夢を得て義家を生み家を興したるを以て、氏神の如く思ひ別段に信仰するなり、

とて。軍勢に向つて散々相戦ふ。官軍神威も恐れて引き退く間、大衆勝つと乗つて。清盛が郎等兩三人搦め捕る。又大津の東浦を焼き拂ふ。是は山門領たる上。昨日爲義を舟にて東近江へ着けたりとて爲てけれども。跡形なき虚説なりけり。爲義は直河と云ふ所より木工神主が許し隠れ居たりけるが。官軍向ふと聞きて。三河三郎大夫近末と云ふ者の家に行きて。其れより東國へ下らんとしけるが運や盡きたりけん。忽ち重病を請けて心身苦痛せられければ。氏神八幡大菩薩にも離され給ひけりとて。郎等共も落ち失せて。纒み子共の外十八人計りぞ残りける。兎角して馬に痛はり乗せて。鏡浦の方へ行きて船に乗らんとする處に。誰とぞ知らず。兵三十騎計り追ひ來り撃たんとしければ。頼賢以下身命を捨て、防ぎ戦ふて。追ひ散らしてけり。其の時残る兵も行き方知らずなりにけり。夫より彌頼み少になり果て、心細きのみならず。判官ハ重病に煩ひ給ふ。其の上海道も塞がり。關々も堅く守ると聞えければ。中々東國へ下らん

中堂ハ叡山の本堂なり、忍てハ懸ての誤りなるべし、
 二十五三昧ハ法會の名なるべし、
 堅者ハ僧官の卑きもの、沙彌ハ梵語、未功勞を經ざる僧の稱なり、
 爲義ハ義綱を伐ちたるも義明をば伐たず、此の事参考本にハ第八篇に於いて委しく證を擧げたり、

按非遠使五位尉ハ五位にて檢非遠使尉を勤むること、受領は國司のこと、武衛家衛共に清原武則の子、

ことも叶ひ難しとて。又三郎大夫が家より立ち歸りて。日暮れしかば山上に上り。其の夜ハ中堂より通夜して。殊に重病失除の悲願を憑みて。終夜祈誓せられたり。明くれハ十七日。西塔の北谷黒谷と云ふ所に二十五三昧行ふ所に行きて。出家を遂げ。法名を義法房とぞ附かれける。月輪房の堅者の許より。墨染めの衣袈裟を奉りて。沙彌の形も成り給ふ。此の爲義は。十四歳にて叔父美濃前司義綱其の子美濃三郎義明を伐つて。其の時の勳賞は左兵衛尉に成されけり。本陸奥四郎とぞ申しける。十八歳永久元年四月。清水寺別當の事に附きて。南都の大衆朝家を恨み奉りて。國民を催し。春日の神木を先として。栗栖山まで來りたりしを。馳せ向つて追ひ返しき。其の勳賞に左衛門尉なる。二十八歳にて檢非遠使五位尉なる。日比中御門中納言家成卿も就きて。陸奥守を望み申しけるに。祖父伊豫入道頼義此の受領に任じて。貞任宗任が亂に依つて。前九年の合戦ありき。八幡太郎義家又彼の國の守になりて。武衛家衛を攻むると

成りたらししかばハ、成りたらんにハの義、まじハんと同し、基衛ハ貞任の亂に頼義に誅せられたる經濟の孫にして、清衛の子秀衛の父なり、陸奥出羽の押領使たり、参考によりて六十三を六十一に改む、
 地下ハ昇殿せざることを、合期ハ思ふやうになること、此の宇盛登記にも多く用ひたり、
 全句の意ハ、吾病氣も愈え思ふやうにさへならば、皆皆を引き連れ山林にも隠るべきなれども、意なり、

て。後三年の兵亂ありき。然れば猶意趣残る國なれば。今爲義陸奥守に成りたらししかば。定めて基衛を亡さんと云ふ志しあるべきなり。旁不吉の例なりとて。御赦されなかりしう。爲義然らば自餘の國守も任じて何うのせんどて。今年六十一まで終り受領もせざりけり。日來より地下の檢非遠使にてありけるが。由なき新院の御謀叛に與みし奉り。年來の本望をも達せずして。出家入道してけるこそ無念なれ。義法房子共に向つて宣ひけるは。我が身が合期したらばこそ。各引き具して山林にも立ち隠れめ。我ハ只義朝を憑んで都へ出でんと思ふなり。さても今度の勳功に申し替へても。命計りの助けこそせんすらめ。但し恣に院方の大將軍を承りたれば。勅命重くして助かり難からんか。其又力なき事なり。離既も七旬に及び。惜しむべき身に非ず。萬一かひ無き命助かりたらば。何にもして汝等をも助くべし。面々の先何ならん木の陰岩の間にも隠れ居て。事靜らん程を待つべしと宣へば。爲朝聞きも敢ず。此の儀然るべうらさ候ふ。

天氣ハ天子の思し召し、

三浦介ハ相模介ナリ、三浦に居るゆゑいづく。

西坂本ハ叡山の下にて京都へ向きたる方なり、下松ハ今の一乗寺村詩仙堂の脇、東雲ハ明け方の空、

縦下野守殿こそ親子の間なれば。助け申さんとし給ふとも。天氣よも御免し候とじ。其の故は新院は正しく主上の御兄にて渡らせ給はずや。左府又關白殿の御弟ぞうし。豈親とて罪科なからんや。義朝何に申さるゝとも。立ち難くこそ覺ゆ侍れ。御所勞直りおひしませば。只何どもして關東又赴き。今度の合戦に上り合はぬ三浦介義明。島山莊司重能小山田別當有重等を相語らひて。東八箇國を管領して暫しもおひしますべし。若京都より討手下らば。爲朝一方承つて。思ふ儘お合戦して。叶はずと其の時聲ち死すべし。なごか暫く支へざらんと申しければ。其の東國へ下著しての事ぞかし。落ち人となりぬれば。何事も思ふに叶はぬ者なれば。降参せんと宣ひて。既又山より出で給へば。子供も泣くゝ供しつゝ。西坂本下松を下りしかば。東雲漸明け行きて。鳥の聲々告げ渡り。峯の横雲晴れければ。入道疾くゝ何方へも落ち行くべしと宣ひて。都の方へ赴き給ふを。暫く御待ち候へ。申すべき事候ふ。と聲々に申せば。何事に

禮記に大夫ハ七十にして事を致すとあり、官職を返すことなり、餘ればハ宜しからず、及べばの意に見るべし、幾の下へのを補ふ、参考ハ幾の字なし、

やとて立ち歸り給へば。前後左右より立ち圍みて。泣くより外の事ぞなき。誠又只今を限りにて。又逢ふべきことならねば。波餘を惜しむも理りなり。入道今度老いの頭に冑を戴きて合戦を致す事。全く我が身の榮花を期するに非ず。若打ち勝つて運を開かば。汝等を世に在らせんと思ふ爲なり。今義朝を頼みて出づるも。我若安穩ならば。其の蔭にて各をも助けばやと思ふ故なり。汝等を捨て、我一人助からんとや思ふらん。齡既又致仕し餘れば。身の幾の後榮をか期せん。何ならん所にも。深く隨れて侍るべし。疾くゝとて下られけるが。斯くて心強くは宣ひしかども。さすが餘波や惜しかりけん。又立ち歸りて。頼賢よ頼仲よ。言ふべき事あり歸れと宣へば。各喚ばれて立ち歸る。誠ふは異なる事なれども。飽かぬ別れの悲しさに。又喚び下し給ひける。恩愛の程こそあはれなれ。斯くの如く互に別れを慕へども。さて在るべきも非ざれば。面々は散りゝにこそ別れ行く。落つる涙も道昏れて。行く先更に冥々なり。悲しき

人界に生を受けながら、禽獸界に生まれぬをいふ、
 四鳥云々、家語に桓山の鳥四子を生む、羽翌既に分れんとす、其の母悲鳴して之を送るを見ゆ、
 廣劫の長き年月をいふ、劫の解下の第二十六篇にあり、
 釣魚の親子兄弟を離れて釣り取るゝをもていふ故事にハ非ず、
 關干の涙の落つる貌、小原の山城の東北の隅にあり、元來大原なるを、
 西山の太原と別つたためかく稱す、
 靜原ハ鞍馬の東、
 産生ハ小原靜原の間草生村の南、
 鞍馬ハ北山にあり、
 賀舟ハ鞍馬の脇にて西南にあり、
 涙も更に眞柴取るハ、
 更に問なしといふ詞を眞柴よかけたるなり、
 巴蜀の地に猿多きゆゑにいふ、
 妻戀ハハ牝鹿が牝鹿を呼ぶ聲、
 雜色ハ第八篇に出づ、
 雜色ハ北山にあり、
 巴蜀ハ支那の

淨土谷ハ第二十二篇に見たり、

かな人界に生を受けながら。鳥にあらねども四鳥の別れを致し。あ
 りれなるかな廣劫の契り空しくして。魚に之なれども釣魚の恨み
 を含む。涙欄干として魂飛揚すと見えて。あわれなりし有り様なり。
 子供の小原靜原芹生の里。鞍馬の奥貴舟の方様へ。思ひくりに落ち
 行け。深山隠れの秋の空。露も時雨れも争ひて。我が袖の。涙も
 更に眞柴取る。山路の奥を辿りつゝ。人里遠く分け入れ。峰の巴
 猿一度叫び。行人の裳を潤せ。谷の牝鹿の妻戀ひに。旅客の夢も
 覺めぬべし。さて入道は賀茂河を渡り。糺の森より雜色花澤を義朝
 の許へ遣ひして。是まで遁れ來れる由を申されければ。左馬頭夜よ
 入つて輿を奉り。竊に判官殿を迎へ取り給ひけり。
 忠正正弘等誅せらるゝ事 (第二十五篇)
 さる程よ平馬助忠正ハ。淨土谷と云ふ所にて出家して。深く隠れて

播磨守ハ即清盛
 なり、正弘の
 家系諸篇載する所
 同じからず、第九
 篇にハ家弘以下七
 人を皆正弘の子と
 し、此の篇よハ正
 弘の子を家弘度弘
 とし、家弘の子を
 安弘頼弘光弘とし
 而して時弘盛弘の
 二人を載せず、又
 下の三十三篇謀叛
 人遠流の所にハ、
 正弘入道ハ陸奥の
 國にあり、盛衰記
 にも陸奥へ流され
 しこと見ゆ、官職
 も處々異同あり、
 別當ハ檢非違使
 別當あり、今の警
 視總監の如きもの
 不快ハ中合ひ宜し
 からぬなり、

在りけるが。爲義入道も降参したりとや聞きてける。子供四人相俣
 して。竊よ甥の播磨守を憑みてぞ來りける。左衛門大夫正弘其の子
 右衛門大夫家弘其の子文章生安弘次男右兵衛尉頼弘三男光弘以上五
 人。藏人判官義康弱め捕りて。即大江山にて是を斬る。家弘が弟六
 炊助度弘をば。和泉左衛門尉信兼承つて。六條河原にて斬つてけり。
 平馬助忠正嫡子新院藏人長盛次男皇后宮侍長忠綱三男左大臣勾當正
 綱四男平九郎通正五人をば。清盛朝臣承つて。申の刻計りに六條河
 原にて是を斬る。平馬助をば。其の時の別當花山院中納言忠雅と同
 名悪しうりなんとて。忠員と改名せられてけり。此の忠員と申すハ、
 桓武天皇十一代の御末。平將軍貞盛が六代の孫。讃岐守正盛が次男
 なり。此の人軍散じて後。出家入道して深く隠れて在りけるが。清
 盛を憑みて行きたらんに。さりととも命計りを助けぬこといよもあら
 じと思ひて。降参せられたりけり。誠に助けんと思ひ。さこそあ
 るべきに。叔父甥内々不快なる上。我忠正を斬りたらば。定めて義

腹黒ハ志し悪しき
こと、

禮記兄弟の子ハ
猶子の如しと見ゆ、

五逆罪ハ父を殺す
母を殺す羅漢を殺
す和合僧を破る佛
を傷くる等なり、

初ハ梵語劫波跋陀
の時、長短ハ拘ら

朝に父を斬らせらるべし。縦宥恕の儀ありとも。此の旨を以て支へ申さんど。腹黒に思はれけるこそ恐しけれ。

為義最後の事 (第二十六篇)

さる程又為義法師が首を刎ぬべき由。左馬頭に宣下せられければ。宥め置くべき旨様々に兩度まで奏聞せられければ。主上逆鱗ありて。清盛既に叔父を誅す。何ぞ緩怠せしめん。甥は猶子の如しと云へり。叔父豈父に異ならんや。速に誅戮せしめ。若猶違背せしめば。清盛以下の武士又仰せ附けらるべき由勅定重かりしかば。力なく涙を抑さへて。鎌田次郎に宣ひけるは。論言此の如し。是又依つて判官殿を撃ち奉らば。五逆罪の其の一を犯すべし。罪に恐れて宣旨を背かば。忽に違勅の者と成りぬべし。如何すべきとありしかば。正清畏つて申すに。恐れ候へども愚なる事を御詮候ふ者うな。私の合戦又撃ち奉らせ給はんこそ。其の罪も候とんずれ。其の上觀經には初より以來。父を殺す惡王一萬八千人なりと雖。未母を殺す者な

す時さいふ穢なり、
此の世の初りたる
時を初初といふ、

孝養ハ孝行の志し
を以て供養をふる
と、

参考によりて守殿
を頭殿に改む、
蜘蛛の字原本は虫
偏に宋の字を世き
たれど字世にハな
し、蜘蛛ハ珠の誤
りなるべし、身の
危きをいふ、此の
處京都本杉原本に
ハ、義朝などハ頭
を差し出すべきや
う候はず云々あり、
是によれば蜘蛛
の字の方近きやう
なり、御邊ハ
其の邊におハす人

しと説かれて候ふ。夫は諸の惡王國位を奪はんとての爲なり。是ハ朝敵となり給へば。終にハ遁るまじき御身なり。縦御承りにて候はずども。時日を廻らすべき御命ならぬに取りては。御方に侍らせ給ひながら。人手に懸けて御覽候はんより。同じくハ御手に懸け進らさせ給ひて。後の御孝養をこそ能く爲させ給はんずれ。何か苦しく候ふべきと申せば。さらば汝計らへどて。泣く内へ入り給ふ。即鎌田入道の方又参り。當時都には平氏の輩權威を執つて。頭殿は石の中の蜘蛛とやらんの様にておはしませば。東國へ下らせ給ひ候ふなり。判官殿ハ先立て奉らんとて。御迎へ又進らせられて候ふとて。車差し寄せたれば。されば今一度八幡へ参りて。御暇乞ひ申すべかりしものをとて。南の方を伏し拜みて。やがて車又乗り給ふ。七條朱雀に白木の輿を昇き居たり。是ハ輿より乗り移り給はん處を撃ち奉らん支度なり。其の時秦野次郎延景鎌田に向つて申しけるハ。御邊の計らひ誤れり。人の身にハ一期の終りを以て一大事とせ

さいふより足下といふ後になれり。

り。其を聞々ど殺し奉らんこと情なく侍り。只有りの儘も知らせ奉りて。最後の御念佛をも勸め申し。又は仰せ置かるべき御事もなにか無りるべきと云へば。正清尤然るべし。物を思ひせ進らせしと存じて。加様に計らひたれども。誠に我が誤りなりと申しければ。延景参りて。誠に關東御下向にて候はず。頭殿宣旨を奉つて。正清太刀取りよて。失ひ進らまべきよて候ふ。再三歎き御申し候ひしおども。勅定重く候ふ間。力なく申し附けられ候ふ。心閑か御念佛候ふべし。と申したりしかば。口惜しき事かな。爲義程の者を騙らすとも撃たせよかし。縦論言重くして。助くることこそ叶はずとも。なご有りの儘もは知らせぬぞ。又誠に助けんと思ひ。我が身に替へてもなごり申し宿めざるべき。義朝が入道と憑みて來たらんをば。爲義が命に替へても助けてん。されば。諸佛念衆生。衆生不念佛。父母常念子。子不念父母。と説かれたれば。親の様に子を思はぬ習ひなれば。義朝一人が罪に非ず。只恨めしきは。此の事を始

諸佛念衆生云々の何程にありや知らず。

相傳の主まの一代限りならぬ主人、願諸同法者云々、是も何程の語なりや知らず。

實檢ハ首の眞偽を檢廻るること、圓覺寺ハ第十六篇に出づ。

参考の注によつて四十二人を二十二人に改む。

めよりなど知らせぬぞとて。念佛百遍計り唱へつゝ。更も命を惜しむ氣色もなく。程經バ定めて爲義が首斬る見んとて。雜人なども立ち込むべし。疾く斬れと宣へば。鎌田次郎太刀を抜いて後へ廻りけるが。相傳の主の首斬らんこと心憂くて。涙も暗れて太刀の當て所も覺えぬ。持ちたる太刀を人よ與ふ。其の時。願諸同法者。臨終正念佛。見彌陀來迎。往生安樂國。と唱へて終る斬られ給ひけり。首實檢の後。義朝に賜はりて孝養すべき由仰せ下されければ。正清是を請け取りて。圓覺寺に納め。墓を建て墳を築き。率都婆なを造立せられて。様々の孝養を致されける。此の爲義は妻多かりければ。腹々男女の子共二十二人ぞありける。或は熊野別當の婦になし。或は住吉の神主よ養はせなどして。此彼にぞ置きける。昨日官使能景に仰せて。多田藏人大夫頼憲が正親町富小路の家を追補せられけるに。頼憲が郎等四五人未家又在りしか。命も惜しまを散々に戦ひける間。能景が兵多く撃たれ。疵を被つて引き退く。

参考の引書より、十九日を二十九日に改む、

平城天皇復讐を謀り給ふさまの亂に仲成謀主たり、長徳は第六十五代一條天皇のさまの年號、参考によりて權中納言の權を削り、高家を隆家に改め、卿の下ののを削る、此の處の事ハ、伊周藤原爲光の娘三君に通ひ、花山院四宮に通ひ給ひしを、伊周三君ならんを疑ひ、或る夜之を射たるなり、榮花物語に委し、法家は明法家なり、古ハ坂上中原二氏法律を執り行へり、非常

其の間に屋火を懸け。烟りの中にて皆自害してけり。今日二十九日。源平七十餘人首を斬られけるこそ淺ましけれ。中院右大臣雅定入道大宮大納言伊通卿東宮大夫宗能卿左大辨宰相顯時卿など申されけるは。昔嵯峨天皇の御時。右兵衛督仲成を誅せしより以來。久しく死罪を停めらる。依つて一條院の御宇長徳よ。内大臣伊周公并びに中納言隆家卿。花山院を射奉りしかむ。罪既に斬刑に當る由。法家の輩勘へ申し、うども。死罪一等を減じて。遠流の罪も宥めらる。今改めて死刑を行はるべきに非ず。中就く故院御中陰なり。宥められば宜しかるべき由各申されけれども。少納言入道信西内々申しけるは。此の儀然るべうらす。多くの凶徒を諸國へ分け遣はされば。定めて猶兵亂の基たるべし。其の上非常の斷りの人主專にせよと云ふ文あり。世の中に常に有らざる事ハ。人主の命に従ふと見えたり。若重ねて曲事出で來りなば。後悔何の益あらんと申しければ。皆斬られぬけり。誠に國に死罪を行へば。海内に謀叛の者絶え

の斷りは云々、韓非子などの口氣に似たれども見る所なし、國に死罪を行へば云々、老莊の口氣に似たれども、是も見る所なし、うたてけれハ薄情ハ慘酷なること、忠臣ハ孝子の門に求む、何の世にありや知らず、信をば義に近くせよハ論語の詞、本文ハ孝經傳のこと、此ハ孝經を引きたるなり、

孝をば父に資り云云、此の處の意味孝經ハ少し異なり、百行の中云々、孝經の形疏ハ、夫孝ハ百行の本万善の先あり、三千の刑云々、是

すどこそ申すに。多くの人を誅せられけるこそ淺ましけれ。正しく弘仁元年に仲成を誅せられてより。帝王二十六代年紀三百四十七年絶えたる死刑を申し行ひけるころうたてけれ。中にも義朝ハ父を斬らせられしこと。前代未聞の儀に非ずや。且は朝家の御誤り。且は其の身の不覺なり。背き難き勅命に依つて是を誅せば。忠とやせん信とやせん。若忠なりと云はば。忠臣ハ孝子の門に求むと云へり。若又信と云はば。信をば義に近くせよと云へり。義を背いて何ぞ忠信に従はん。さらば本文に曰く。君に至つて尊けれども。至つて親しうらす。母は至つて親しけれども。至つて尊からず。父のみ尊親の義を兼ねたりと。知ぬ母よりも尊く君よりも親しきと只父なり。如何ぞ是を殺さんや。孝をば父に資り忠をば君に資る。若忠を面よして父を殺さんは。不孝の大逆不義の至極なり。されば百行の中には孝行を以て先とすと云ふ。又三千の刑と不孝より大なるはなしと云へり。其の上大賢の孟喻へを取つて曰はく。虞舜の天子たりし時

も孝經の詞、原本論へを問てあり、今取てに改む、替腹人を殺害す云々、此の一段ハ孟子に出づ、大理ハ司法大臣、明王ハ云々、孝經の詞、原本父を置てさあり、負ひての誤りなり、

恩給ハ恩賞にて賜はりたる官祿、

寶蓋ハ天子の御車、恐らくハ瓜瓞の誤

其の父替腹人を殺害することあらんに。時の大理なれば臯陶是を捕らへて罪を奏せん時。舜は如何し給ふべき。孝行無双なるを以て天下を保てり。政道正直なるを舜の徳と云ふ。然るに正しく大犯を致せる者を父とて助けば。政道を穢さん。天下ハ一人の天下ハ非ず。若政道を正しくして刑を行はば。又忽に孝行の道に背かん。明王の孝を以て天下を治む。然れば只父を負ひて位を捨てざらまじと予判じける。況義朝の身に於いてをや。誠に助けんと思はん。なぞか其の道なうるべき。恩給に申し替ふるども。縦我が身を捨つるども。争か是を救ひざらん。他人に仰せ附けられんに力なき次第なり。誠に義も背ける故にや。無双の大忠なりしかども。異なる勲賞もなく。結句幾程なくして身を亡しけるこそ淺ましけれ。

義朝弟共誅せらるゝ事 (第二十七篇)

さる程左馬頭に重ねて宣旨下りける。汝が弟共皆尋ね出し進らすべし。殊に爲朝とやらん。寶蓋に矢を放さんなど申しける奇怪

りならん、瓜瓞ハ瓞の屋根に風凰を立てたるもの、

舟岡山ハ京都の北にあり、紫野の處なり、

軍門に君の命なくハ、軍ハ大將を重んじて、天子の命と雖奪せざることを、夜前も來つては、頼仲が圓れて居る所へ來りしなるべし、

の者なり。搦め捕りて誅すべしとなり。義朝畏つて方々へ兵を差し遣はして尋ねられければ。此彼より尋ね出してけり。爲朝ハ敵密するを見ければ。何地ともなく失せにけり。四郎左衛門頼賢掃部助頼仲六郎爲宗七郎爲成九郎爲仲以上五人の人々。都へは入るべからずと仰せ下されければ。直に舟岡山へ將て行きける。五人ながら馬より下りて並み居たり。最後の水を與ふるに。各疊う紙よて是を受けける中に。掃部助頼仲此の水を取つて唇を押し拭ひて申しけるは。我幼少よりして人の首を斬ること數多し。左様の罪の報いよや。今日既に我が身の上となりけり。兄にてればはしませば左衛門尉殿にぞ先立たせ給ひて。御供仕るべけれども。軍門に君の命なく戰場に兄の禮なしと申せば。死を先にする道強ひて禮を守らざるにや。其の上存する子細候ふ。日比皇后宮の御内に申し通ひす女あり。夜前も來つて見参すべき由申し侍りしを。叶ふまじき由心強く申して返し候ひき。定めて只今も尋ね來らんと覺ゆ侍り。最後の有り様を見

六道の地獄餓鬼畜生修羅人間天道

獄門ハ牢屋の門前、穀倉院は諸國の錢穀を納れ置く處、通りを隔て、内裏の南にあり

えても詮なし。又不覺の涙の先立たんも本意なく思ひ侍れば。先立ち申し候ふ。六道の衢まで必參會奉るべく候ふとて。直衣の紐を解きて。頸を延べて斬られける。其の後四人ながら斬られけり。皆能く予見えたりける。次ぎの日陣頭へ持たせて參る。左衛門尉信忠是を實檢す。獄門に懸けられず。穀倉院の南なる池の端へぞ捨てられける。是の故院の御中陰たる故とぞ皆人申しける。

頭保元物語卷之二

書頭保元物語卷之三

香亭 中根 淑註釋

義朝幼少の弟悉失はるゝ事(第二十八篇)

さる程に内裏より即義朝を召され。藏人右少辨資長朝臣を以て仰せ下されける。汝が弟共の未多くあるなるを。縦幼くとも女子の外は皆尋ねて失ふべしとなり。宿所に歸つて秦野次郎を召して宣ひける。餘りに不便なれども。勅定なれば力あり。母か乳母か懐きて山林に逃げ隠れたらん如何せん。六條堀河の宿所に在る當腹の四人をば賤し出して。相構へて道の程詫びしめずして。舟岡にて失へどぞ聞えける。延景難儀の御使ひかなど心愛く思へども。主命なれば力なし。涙を袖も取めつ。泣くく興を昇かせて。彼の宿所へぞ赴きける。母上は折り節物詣での間なり。君たちは皆ねはしけり。兄をバ乙若として十三。次ぎハ龜若として十一。鶴若ハ九つ。天王ハ七

當腹ハ今の奥方の子、相構へて云々ハ、注意して途中歎き哀しまぬやうにする

御様を替へ、髪を剃り墨染めの衣を着ること。

北山雲林院の舟岡山の東北にあり。

冥途に死に行く路、羊の歩みさへ、羊が居らるゝ場所へ行くさき歩みかぬるなふ、摩耶經の偈に出づ。

つなり。此の人々延景を見附けて嬉しげにころありけれ。秦野次郎、入道殿の御使ひも参つて候ふ。殿の十七日に比叡山にて御様を替へさせ給ひて。頭殿の御許へ入らせ給ひしを。世間も未愼ましどて。北山雲林院と申す所に忍びて渡らせ給ひ候ふが。君だちの御事覺束なく思し召し候ふ間。御見参に入れ奉らん爲に。具し奉つて参らんとて。御迎へに参つて候ふと申せば。乙若出で合ひて。誠に様替へておひしますと聞きたれども。軍の後は未御姿を見奉らねば。誰誰も皆懸ひしくこそ思ひ侍れどて。我先よと興又争ひ乘られけるこそあはれなれ。是を冥途の使ひども知らずして。各興共に向ひつゝ。急げや急げと進みける。羊の歩み近附くを知らざりけるこそはかなけれ。大宮を上り又舟岡山へぞ行きたりける。峰より東なる所に興昇き居ゑて。如何せましと思ふ處に。七つ又なる天王走り出で。父の何處におはしますぞと問ひ給へば。延景涙を流して。暫しは物を申さざりしが。良あつて今は何をか隠し進らすべき。大殿の頭殿

平假本によりて御舍弟を御舍兄に改む。

山本の山の下、

下野殿さへ、義朝近日左馬頭になりたれども、呼び馴れたる名をいふなり、此の下にも色色よいへり。

の御承りにて。昨日の曉斬られさせ給ひ候ひき。御舍兄たちも八郎御曹司の外は。四郎左衛門殿より九郎殿まで五人ながら。夜べ此の表に見えて候ふ。山本にて斬り奉り候ひぬ。君だちをも失ひ申すべきよて候ふ。相構へて賺し出し進らせて。詫びしめ奉らぬ様よと仰せ附けられ候ふ間。入道殿の御使ひどの申し侍るなり。思し召す事候ひ。延景に仰せ置かせ給ひて。皆御念佛候ふべしと申せば。四人の人々是を聞き皆興より下り給ふ。九つになる鶴若殿。下野殿へ使ひを遣ひして。何に我等をば失ひ給ふぞ。四人を助け置き給へ。郎等百騎にも勝りなんするものを。此の由申さばやと宣へば。十一歳になる龜若。誠に今一度人を遣ひして慥に聞かばやと申されける處に。乙若殿生年十三なるが。あな心愛の者共の云ひがひなさや。我等が家に生まるゝ者なり。幼けれども心は武しとこそ申すに。斯く不覺なる事を宣ふものうな。世の理りを辨へ。身の行く末をも思ひ給ひ。六十に成り給ふ父の。病氣も依つて出家遁世して憑みて

不常人は道理に當らぬ人、和談の人に口を合はせて誘ふこと、

只今我が身も云々、今に其の身も死なんとなり、義朝を指していふ、

一所懸命の俗に大切なるといふが如し、

往生の極樂へ生まれ代りて行く意にいふなり、一蓮つ蓮云々の、一蓮

來り給ふをだに斬る程の不常人の。増して我々を助け給ふことあらじ。あれはうなき事し給ふ頭殿かな。是の清盛が和談まであるらん。多くの弟を失ひ果て。只一人になして後。事の次いでに亡さんとぞ計らふらんを曉らす。只今我が身も失せ給はんこそ悲しけれ。二三年をも過し給は。幼かりしかども乙若が舟岡にて能く云ひしものをと。汝等も思ひ合はせんずるぞとよ。さても下野殿撃たれ給ひて後。忽に源氏の世絶えなんことこそ口惜しけれど。三人の弟たちにもな歎き給ひ。父も撃たれ給ひぬ。誰か助けたりしません。兄たちも皆斬られ給ひぬ。情をも懸け給ふべき頭殿の敵なれば。今は定めて一所懸命の領地もよもあらじ。然れば命助たりども。乞食流浪の身と成りて。此後又迷ひ行け。彼こそ爲義入道の子共よ。人々に指を指されんは家の爲も耻辱なり。父懸ひしく。只西へ向つて南無阿彌陀佛と唱へて。西方極樂に往生し。父御前と一つ蓮に生まれ合ひ奉らんと思ふべしと。長しやかに宣へば。

托生して清き坐に共に居ること、

撫でただけの櫛にて髪を掻き上ぐるこそ、和名抄に刷なはだけと訓めり、

先に立てばやハ、先に立てたしと望むなり、

いしうハ甚替くなり、いしうハ行器又ハ外居と替す、本餅

三人の君たち各西に向つて手を合はせ禮拜しけるがあはれなる。是を見て五十餘人の兵も。皆袖をぞ濡しける。此の君たちに各一人づつ傳共附きたりけり。内記平太は天王殿の傳。吉田次郎は龜若。佐野源八は鶴若。原後藤次は乙若殿の傳なり。差し寄つて髪結ひ擧げ汗拭ひなどしけるが。年來日來宮仕へ。且暮も撫でただけ奉りて。只今を限りと思ひける心共こそ悲しけれ。されば聲を擧げて叫ぶ計りにありけれども。幼き人々を泣かせと抑さふる袖の間よりも。餘る涙の色深く包ひ氣色も顯れて。思ひ遣るさへあはれなり。乙若延景に向つて。我こそ先にも思へども。彼等が幼心に懼ぢ恐れんも無慙なり。又云ふべき事も侍れば。彼等を先に立てばやと宣ひければ。秦野次郎太刀を抜いて後へ廻りければ。傳共御目を塞がせ給へど申して。皆退きにけり。即三人の首前も落ちにける。乙若是を見給ひて少しも騒がず。いしう仕りつるものかな。我をもさこそ斬らんすらめ。さて彼は何にと宣へば。ほかいを持たせて参りたり。

或ハ饑頭などすべ
 て食物を納るゝ器
 たり、木を桶の形
 に削りて蓋あり、
 首桶と形似たるゆ
 えかくいふなるべ
 し、果報の前
 世の報い、加
 様の事を云はんに
 附けても云々ハ、
 母御の歎き給はん
 ことをいひたり、
 又吾が先に斬らる
 るを見たりせば、
 弟共の又も泣き出
 でんと思ひて、吾
 ハ跡に残り、且母
 の事ハいはずりし
 なりといふ意なり、
 参考によりて
 留りの上へ泣きを
 補ふ。

手づから此の首共の血の附きたるを押し拭ひ。髪掻き撫で。あはれ
 無慙の者共や。加程に果報少く生まれけん。只今死ぬる命より。母
 御前の聞し召し歎き給はん其の事を兼ねて思ふぞ譬へなき。乙若は
 命を惜しみてや後に斬られけると人言とんずらん。全く其の儀にて
 になし。加様の事を云はんも附けても。又我が斬られんを見んに附
 けても。泣き留りたる幼き者の又泣かんも心苦しくて言はぬなり。
 母御前の今朝八幡へ詣で給ふ。我も参らんと申せば。皆参らんと
 云へバ。具せば皆こそ具せめ。具せずは一人も具せじ。片恨みにど
 て。我等が寝たる間に詣で給ひしが。下向にてこそ尋ね給ふらめ。
 我等斯るべしとも知らざりしかバ。思ふ事をも申し置かず形見を
 も進らせず。只入道殿の呼び給ふと聞きつる嬉しさに。急ぎ輿に乗
 りつる計りなり。されば是を形見も奉れどて。弟共の額髪を切りつ
 つ。我が髪を具して。若遠ひもやせんずるとて。別々も包み分けて。
 各其の名を書き附けて。秦野次郎に給ひにけり。又詞にて申さんず

参考によりて様
 下へはを補ふ。

一世の契りハ此の
 世限りの縁。

る様はよな。今朝御供に参りなば。終には斬られ候ふども。最後の
 有り様をば互も見えし見え進らせ候はんすれども。中々互も心苦し
 き方も侍らん。御留主も別れ奉るも一つの幸よてこそ侍れ。此の十
 年餘りの間の。假り初め立ち離れ進らすることも侍らぬに。最後
 の時しも御見参に入らねば。さこそ御心に懸り侍るらめなれども。
 且ハ八幡の御計らひかと思し召して。痛くな歎けおのしまし候ひ
 そ。親子ハ一世の契りと申せども。來世ハ必一つ運に参り逢ふ様に
 御念佛候ふべしとて。今ハ此等が待ち遠なるらん疾くくどて。三
 人の死骸の中へ分け入つて。西に向ひ念佛三十遍計り申されければ。
 首は前へぞ落ちにける。四人の傅共急ぎ走り寄り。首もなき身を抱
 きつゝ。天に仰ぎ地に伏して喚き叫ぶも理りなり。誠な涙と血と相
 和して流るゝを見る悲しみなり。内記平太は直衣の紐を解きて。天
 王殿の身を我が膚も當て、申しけるは。此の君を手馴れ奉りしより
 後は一日片時も離れ進らすることなし。我が身の年の積ることとバ

知らせんすらん、
 司らせんの義、
 假寐ハ轉び寐な
 り、
 幻にかげ
 るへばハ、あるが
 加くなきが如くほ
 の見ゆること、大
 陽の炎をかけるひ
 さいふゆまかく使
 ひたるなり、
 死出の山ハ十王經
 の死出山門とある
 より出づ、行いて
 歸らぬ路なり、
 三途ハ地獄鐵
 鬼畜生、
 介錯
 ハ傍より助くる義、
 格勤ハ踏家に
 奉公する士なり、
 内記平太の外
 三人の傳の自殺を
 脱したること、參

思はず。早く人と成らせ給へかしと。明け暮れ思ひて育み進らせ。月日の如くに仰ぎつるよ。只今斯かる目を見ること心の憂さよ。常は我が膝の上居給ひて毳を撫で。何時か人と成りて。國をも莊をも設けて知らせんすらんと宣ひしものを。假寐の寢覺めにも。内記内記と呼ぶ御聲。耳の底に留り。只今の御姿幻まかけるへば。更に忘るべしとも覺えず。是より歸りて命生きたらば。千年萬年を経べきや。死出の山三途の河をば誰かは介錯申すべき。恐しく思し召さんふ附けても。先我をこそ尋ね給はめ。生きて思ふも苦しきに。主の御供仕らんと云ひも果てず。腰の刀を抜く儘に。腹掻き斬つて失せよける。格勤の二人ありけるも。幼くおはしまし、かとも情深くおのしつるものを。今は誰をか主と憑ひべきとて。刺し違へて二人ながら死ににけり。此等六人が志し類なしとぞ申しける。同じく死する道なれども。合戦の場に出で。主君と共々撃ち死にし腹を切るハ常の習ひなれども。斯かる例しハ未なしとて。譽めぬ人こそ

考に之をいへり、

赤井河原ハ賀茂河
 と桂河と合する處
 の西の方なり、
 鞍ハ輿の兩方の
 棹、

なかりけれ。此の首共渡すに及ばず。餘りに父を戀ひしがりければとて。圓覺寺へ送りて入道の墓の傍にす理めける。

爲義の北方身を投げ給ふ事 (第二十九篇)

さる程は秦野次郎ハ。即六條堀河へ参りたれば。母は未下向もなし。依つて八幡の方へ馳せ行くに。赤井河原の邊にて参り逢ひたり。延景馬より飛び下りて。輿の轆を取り附けば。やがて輿をぞ昇き居よける。判官殿は比叡山にて御出家候ひて。十七日の曉頭殿の御許へ渡らせ給ひ候ひしを。隠し置き進らせて。様々に申させ給ひ候ひしうきも。天氣終に許させ給ひて。昨日の曉七條朱雀にて失ひ進らせ候ひぬ。五人の御曹司たちをも。昨日の暮れ程も。北山舟岡と申す所まで皆斬り奉り候ひぬ。六條殿も渡らせ給ひつる四人の君たちをも。舟岡山にて只今失ひ申し候ふ。是ハ乙若御前の最後の御形見を進らせられ候ふとて。件の髪を取り出し。御有り様を委しく語り申し、かバ。母上是を聞き給ひ。夢か現か如何せんとして。即消え入り

給ひしが。良暫くあつて。少し心地出で来て。今朝八幡へ参りつるも。判官や子共の爲ぞかし。氏神にておはしませばと涙みを懸けてぞ参りしよ。皆々失せぬらん。神ならぬ身の悲しさよ。斯るるべしと思ひなば。何かの物へ参るべき。今朝しも彼等に添はずして。最後の姿を今一目見ざりしことの悔しさよ。夜べ此等が面々に我も参らんと云ひしを。様々に賺して。寝入りたる間又賢顔又詣でたれば。定めて下向したらば口々又恨みんを。如何答へましと今までも案じたるに。何に大菩薩の笑しく思し召しつらん。せめては一人なりとも具したらば。終に失はるゝとも。今までは身に添へてまし。夢にも斯くと知るならば。何しに八幡へ参るべき。妻子共に打ち連れ船岡とかやへ行き。失せにし一つ所にて兎にも角にもなるならば。加程に物は思はじと。あこがれ給ふぞ痛はしき。其の儘既又絶え入り給ひしが。定業ならぬ命にて。又生き出で給ひけり。今は館に歸りても。誰を衣に侍らん。只妾をも判官殿の斬られ給ひし所へ具

あこがれは思ひ餘りて胸をもやすふ

かみちには恨み歎く

して行き。同ト野原の露ども消え果てさせよとかこち給ひ。既に與より走り出で。身を投げんとこそし給ひけれ。延景并びに介錯の女房なご様々に申しける。御歎きはさる御事にて候へども。御身の一人の事ならず。大殿并びに君だちの御事思し召さんよ附けても。御様なご替へさせ給ひて。一筋に無き御跡を吊ひ進らせらるべきなり。御身をさへ失はせ給ひなば。無き人の御爲。彌罪深かるべき御事なり。されば左大臣殿の北方も御様を替へさせ給ふ。平馬助殿の女房も。五人の子供又後れて。さこそ心憂く思し召しけめども。様替へてこそねのしませ。縦御命を失ふとも。六道四生の間に。入道殿も君だちにも逢ひ進らせらるゝこと難かるべし。香の煙りに形を見。幻の便り又聲を聞きしも。皆身を全くしたりし故なりなご慰め奉れば。妾もさこそ思へども。今日明日様を替へんには。落ち人の方様の者と思ひぬ人のあらじ。然らば名のらすに左右あく許すまじ。明かさんに附けて。爲義入道の妻の。兎ありて角ありてと

六道第二十七篇に出づ、四生の胎生卵生濕生化生、香の煙り云々ハ、漢の武帝寵する所の李夫人卒す、或る夜反魂香を焚きしかば其の形顯るるをいふ、幻の便り云々ハ、楊貴妃死して後、玄宗皇帝臨卽の道士

なして之を求めしめしに、海中の仙山よて逢ひ其の言を復命したるをいふ、八億四千の思ひの安樂集に出づといふ、

五條が末は、五條通りに當る邊の桂河、
廻向の我が勤めのかなたに功徳なること、

云はれんことも耻し。其の上人は一日一夜を經るよも。八億四千の思ひありと云ふ。異なる思ひなき人も。さ程の罪のあるなるよ。縦出家となりたりとも。月日の立つに隨ひて。年老いたる人を見ん時は。入道殿も彼の齡よあらんと思ひ。幼き者を見んをり。我が子共も是程よは成りなれと思はん。次いで度毎に斬らせし人も恨めしく。斬りけん者も情なく思はんことも心憂し。然れば凡夫の習ひにて。我が身の物を思ふ様に。人も歎きのあれかしと思はん心も罪深し。斯かる愁へに沈みて。念佛も更に申されじ。只同じ道にど歎き給ふを。色々慰め奉れば。さらばせめて七條朱雀を見やと宣へば。各悦びて彼に興を昇き居るたれども。何の餘波も見え分ず。さらば舟岡へとて。桂河を上りに北山を差して行く程よ。五條が末の程に岸高く水深げなる所よ。興を立てさせ。石にて塔を組み。入道より始め四人の君だちの爲と廻向して。懐袂に石を入れ。さらぬ體にもてなし。入道の失せ給ひし所へ行きたれども。聲すること

尊門品は法華經の第二十五、即觀音經なり、

滿じては全く濟すこと、
聖靈恐らくは精靈の誤り、

鳥部山は東山にあり、火葬場なり、
原本葬一は葬への誤りなり、今假名本に従ひて夕べに作る、

もなく。目に見ゆる物なし。又舟岡へ行きたりとも。同じ事にてこそあらんすれ。妾年來觀音を憑み進らせて。毎日普門品三十三卷。彌陀の名號一萬遍唱へ申すが。今日物語でに未終らず。館に歸りたらば。幼き者共の弄ひ物を見んに附けても。爰よて兎ありし角ありしなぞ思はん。心亂れて勤めせらるまじけれ。爰よて滿じて聖靈たちにも廻向せんとて。猶石塔を組と給ふかと思ひしに岸より下へ身を投げて。終にはかなく成り給ふ。乳母の女房是を見て。續いて河へぞ入りよける。供の者共是を見て遽て騒ぎ。走り入つて尋ねれども。石を多く袂に入れ給ひける故あや。やがて沈みて見え給はず。程經て遙かの下より取り上げて。二人ながら即其の夜鳥部山の煙りとなし奉りて。遺骨をば圓覺寺に予収めける。今朝舟岡にて主従十人。朝の露と消え行け。今夜は桂河にて二人の女房夕べの煙りと立ち登る。生死無常の理り。あはれなりし事共なり。
左大臣殿の御死骸實檢の事(第三十篇)

左史生は大政官の書記生

得業の解第二十篇に出づ

参考よりて十六歳を十八歳と改む

眞の道は佛道なり、菩提第三篇に出づ

さる程に二十一日午の刻計りに。瀧口三人官使一人南都へ赴き。左府の死骸を實檢す。瀧口の資俊師光能盛なり。官使は左史生中原師信なり。其の所は大和の國添上郡河上村般若野の五三味なり。道より東へ一町計り入りて。實成得業が墓の東に新しき墓ありけるを。掘り起して見れば。骨の未相連りて肉少しありければ。其の形とも見え分かず。其の儘道の邊に打ち捨て、歸りよける。二十二日。大臣の君たち四人嫡男右大將兼長次男中納言師長同年にて俱に十九歳なり。三男左中將隆長十八歳。四男範長禪師十五に予なり給ふ。各心一つにして祖父富家殿に申されけるは。大臣もればしまさず何の憑みあつてか斯くて侍らん。今度の罪聊も宥めらるべからずと承る。殊に大臣も罪深くましませば。其の子共皆死罪にこそ行はれんすらめ。命のあらんことも何時を限りとも知らねども。身の暇を給はりて出家を遂げ。若露の命消えやらすば。一向に眞の道入つて。先考の御菩提をも吊ひ奉らん。昨日勅使大臣の御墓も向つて。

参考によりて其の子の下の士の字を削る

不思議は思ひ掛けぬ意

執深かりしは、思ひ込み深かりしなり

孝宣皇帝は武帝の曾孫なり、武帝の太子理を得しとき、生まれて僅に數月なりしを獄に入れられたり、豊成は孝謙帝のとき弟押勝の諷によりて貶けられ、後本官に復す、丞相は左右大臣の唐名

死骸を掘り起して路頭に捨て置くと云々。心憂しども申す計りなし。亡父是程の目を見給ふに。其の子として人に二度面を合はすべしとも覺えずと宣へば。入道殿は明日の事を知らねども。只今までも斯くておとしますれば。夫を憑みてこそ侍るに。皆々左様も成り給ひ。何よ心を慰めん。世に不思議の事もこそあれ。何なる有り様にて。今一度朝廷に仕へて。父の跡を繼がんとは思さぬか。斜ならず此の世も執深かりし人なれば。無き迹までもさこそと思ひめ。さそが死罪までいよもあらじ。縦遠國遙かの島に遷されたりども。運命あらば計らざる外の事もありなん。漢の孝宣皇帝の禁獄せられしかども。帝運あれは獄より出で、位も即きよけり。右大臣豊成太宰帥に遷されたりければ。歸京を許されて再丞相の位に至れり。斯かる例しもある予かし。春日大明神捨てさせ給はずは。なほか憑みもなからん。と仰せられも敢ず泣き給ふこそあはれなる。然れば此の御心を破らんも不孝とや思しけん。左右なく出家もし給はず。

参考によりて左少辨を右少辨に改む

都に住みを住の江にかけ、來し道を岸道より、下の句の既刺髪までとしたれば罪も消えべく思ひしに、さてもさなきかの意なり、参考よりて宮の上へ東を補ふ、故刑部卿ハ清盛の父、第十五篇に故備前守殿とあるは同人、頼盛ハ

新院御遷幸并びに重仁親王の御事(第三十一篇)
さる程又今日藏人右少辨資長綸言を奉りて仁和寺へ参り。明くる日二十三日新院を讃岐の國へ遷し奉るべき由を奏聞す。院も都を出でさせ給ふべき由をば。内々聞し召しけれども。今日明日とは思し召さるる處に。正しく勅使参りて事定りしうば。御心細く思し召しける餘りに。斯くぞ口ずさみ給ひける。
「都は今嘗計りぞ住の江の。さし道下りぬ争罪見し。」
新院の一宮を。父のおはします時。何様にもなし奉れど。華藏院僧正寛曉が坊へ渡し奉る。御供の右衛門大夫章盛左兵衛尉光重なり。僧正頻りに辞し申されければ。勅諭背き難くして請け取り奉らる。既又御出家ありしうば。年來日來東宮にも立ち位にも即かせ給はん。どこぞ待ち奉るよ。斯く思ひの外又御飾り下すことの悲しさよと。附き進らせたる女房たち泣き悲しむぞあはれある。此の宮の故刑部卿忠盛朝臣御傳ふてありしかば。清盛頼盛の見放し奉るまじければ

清盛の弟、見放し奉るまじければ、見放すまじき道理なれども、仁和寺の上新院の二字を置いて見るべし、廂の車ハ仙院親王などの乗り給ふ車、殿官ハ檢非違使の役々、隨身ハ弓矢を執りて供奉する役、院の御隨身所に左右番長あり、怪しげなる男ハ變りたる出で立ちのもの、宣旨の刻限ハ追ひ立ての時間に定りあるなり、後勘は後日の昔め、安樂寺院は鳥羽法皇を葬りたる處、懸けはづすは眞直に遣らす

も。餘所になるこそあはれなれ。明くれバ二十三日。未夜深きに仁和寺を出でさせ給ふ。美濃前司保成朝臣の車を召さる。佐渡式部大輔重成が郎等共。御車を差し寄せて。先女房たち三人を御車に乗せ奉る。其の後仙院召されければ。女房たち聲を調へて泣き悲しみ給ふ。誠に日比の御幸は廂の車を殿官などの寄せしかば。公卿殿上人庭上に下り立ち。御隨身左右に列り。官人番長前後又従ひしに。是の怪しげなる男或ハ甲冑を鎧ふたる兵なれば。目も昏れ心も迷ひて泣き悲しむも理りなり。夜もほのくと明け行けば。鳥羽殿を過ぎさせ給ふとて。重成を召されて。田中殿へ参りて故院の御墓所を拜み。今を限りの暇をも申さんと思ふは何にと仰せ下されければ。重成長つて。安き御事にて候へども。宣旨の刻限移り候ひなば後勘如何と恐れ申しければ。誠に汝が痛み申すも理りなり。さらば安樂寺院の方へ御車を向けて。懸けはづすべしと仰せければ。即牛をはづし。西の方へ押し向け奉れば。只御涙に咽をせ給ふよそはひのみ

脇へ向けて驅るこ
 と、牛をばづ
 しの懸けはづしを
 略したるなり、
 國司ハ山城守な
 り、
 参考により
 りて季頼を季行に
 改む、
 草津は
 賀茂河の下にあり、
 讚岐云々ハ、
 新院の思し召しに
 て、かねて讚岐ま
 で参れと仰せあり
 したるべし、
 光弘法師云々は、
 光弘既に失はれし
 を未知し召さぬな
 り、
 御屋形は
 屋根舟なり、

須磨の關ハ今の兵
 庫の脇、
 近流
 には流罪に近流遺
 流の差別あり、國

ぞ聞えける。是を承る警固の武士共も。皆鎧ひの袖をぞ濡しける。
 暫くあつて鳥羽の南の門へ遣り出す。國司季行朝臣御舟并びに武士
 兩三人を設けて。草津にて御舟に乗せ奉る。重成も讚岐まで御供仕
 るべかりしを。固く辭し申して罷り歸れば。汝が此の程情ありつる
 ん。即罷り留れば。今日より彌御心細くこそ思し召せ。光弘法師未
 在らば事の由を申して追つて参るべしと申せ。返すく此の程の情
 こそ忘れ難く思し召せ。と御説ありけるこそ忝なけれ。勅諭なれば
 んや御舟に召されて後。御屋形の戸に之外より鎖差してけり。是を
 見奉る者は申すに及ばず。怪しの賤の女武士までも。袖を絞ら
 ぬのなかりけり。道すがらもはかしく御膳も参らず。打ち解け
 て御寝もならず。御歎きに沈み給へば。御命を保たせ給ふべしとも
 覺ぬす。月日の光りをも御覽せず。只烈しき風荒き波の音計り御耳
 の底に留りける。爰は須磨の關と申せば。行平中納言近流せられて。
 藻蓋垂れつゝと詠とけん所にこそと思し召し。彼は淡路の國と聞し

の遠近によりて興
 なり、
 深懸垂
 れつゝの歌ハ古今
 集に出づ、
 大
 炊麿帝は第四十七
 代淳仁天皇なり、
 孝謙上皇のために
 廢せられて淡路に
 徙り給ふ、
 生を隔てたりとも
 のことハ、さほと
 いふべき所されど、
 此の時代には動も
 すればかくいへり、
 漢の孝昭皇帝
 崩す、
 霍光武帝の
 孫昌邑王を位に即
 かしめしよ、人物
 宜しからぬゆえ其
 の國に歸せり、
 胡國を故國に改
 む、
 安祿山の
 乱に玄宗蜀に行幸
 あり、
 繼子に
 殺されば、
 皇后の
 先夫の于肩輪に弑
 せられしこと、

召せば。大炊麿帝の遷されて思ひも堪へず。幾程なく失せ給ひけん
 島にこそと。昔は餘所に聞し召し、かきも。今は御身の上に思し召
 すこそわかれなれ。急がぬ日數の積らぬにも都の遠かり行く程も思
 し召し知られて。一宮の御行くへも如何あらんと覺束なく。又合戦
 の日白河殿の烟りの中より迷ひ出でしに。女房たちも何處に在ると
 も聞し召さねば。只生きて生を隔てたりとも是なるらんとぞ思し召
 す。異國を開けば。昌邑王賀は故國に歸り。玄宗皇帝は蜀山に遷さ
 る。我が國を思へば。安康天皇ハ繼子に殺され。崇峻天皇ハ逆臣に
 犯され給ひき。十善の君萬乘の主。先世の宿業をバ遁れ給はずと思
 し召し。慰む端と成りよける。讚岐に着らせ給ひしりども。國司
 未御所を造り出されされば。當國の在應散位高遠と云ふ者の造りた
 る一字の堂。松山と云ふ所に在るにぞ入れ進らせける。されば事に
 觸れて都を戀ひしく思し召しければ斯くなん。
 「滾千鳥跡ハ都に通へども。身ハまつ山に音をのみず啼く。」

遊臣に犯されしハ、東漢直駒の弑したる事、在座に今いふ懸懸なり、散位は大凡四位五位の無官の人にいふ、松山ハ讃岐の中程にて海に近き處、鳥の跡さいふゆゑ、此の御歌ハ御世に添へて都へ贈られたるに似たり、聲を忍びて泣くを音を啼くといふ、参孝の半井本には、都へ大乘經を贈らるゝさきの御歌として第三十五篇にあり、夫なれば意味殊によく聞ゆ、落居しては落ち付きたること、安堵ハ安然として塔増の動がさる如き義、天臨に及ぶは天子の

新院仁和寺を出でさせ給ふ御迹に。不思議の事ありけり。清盛義朝洛中にて合戦すべしとて。源平兩家の郎等白旗赤旗を差して。東西南北へ馳せ違ふ。今度の合戦思ひの外早速又落居して。諸人安堵の思ひをなして。隠し置きける物ども運び返す處に。又此の物騒出で來れば。今日こそ誠に世の失せ果てなんよと。上下遂て騒々。大臣公卿馬車よて内裏へ馳せ参り給へば。主上驚き思し召して。兩方へ勅使を立てられて云はく。各存する所あらば。奏聞を経て聖斷を仰ぐべき處に。兩人忽に合戦及ばんする條天聽に及ぶ。子細何事ぞ早く狼籍を止むべしと云々。兩人共跡形なき由を予勅答申さる。其の日新院の中御門東洞院の御所に建てられたる文庫共を。出納知兼を以て檢知せらる。或る文庫の中又手箱一合あり。御封を附けられて御秘藏と覺えたり。依つて知兼是を持ちて参内す。即欲覽あるに。御夢想の記なり。其の中又度々重祚の告げあり。其の度毎又御立願あり。總じて甚深奇異の事共を記し置かせ給へり。然るを今披

御耳に入ること、出納は藏人所の役人、藏人の下に付きて諸事を取り次ぎす、御夢想ハ夢申神の告げあること、齋明は第三十七代、稱徳は第四十八代、母后は關白基經の女穆子、天曆帝は第六十二代村上天皇なり、法名は出家の名、淨見原天皇は第四十代天武帝なり、院中の古き例ハ院中御政務の例ハいふ意、服履ハはき物をぬぐこと、俗塵を脱して佛門に歸するなり、

露あり。何計り口惜しく思し召すらんと覺えたり。重祚の御事の。我が朝には齋明稱徳二代の先蹤あるか。朱雀白河の兩院も終に御素意を遂げ給はず。御意に深く懸けられたればや。御夢にも常に御覽トけん。朱雀院は母后の御勸めに依つて。御弟天曆帝に譲り奉られしが。御後悔ありて。復り即かせ給はん由。方々へ御祈りどもありけり。伊勢へ公卿勅使なと立てられけり。白河院も其の志しましまして。御出家ありしかども。法名をバ附かせ給はず。淨見原天皇の先蹤なとを思し召しけるにや。白河院重祚の御志し深かりける故。院中の御政務ハ一向此の御代より始れり。後三條の御時までの讓國の後院中にて正しく御政務はなるしなり。されば院中の古き例に。白河鳥羽を申すなり。脱履と既に申す上り。古き履の足に懸りて捨てまはしきを捨つる如くに思し召すべきに。結句新帝に譲り給ひて後。又重祚の御望みあり。夫叶はねば院中にて御政務あること。都べて道理にも背き。王者の法にも違へり。加様に朝儀廢るれ

連枝ハ兄弟のこと、
 受ハ位を受け嗣ぎ
 給ふこと、神は讓
 り給ふこと、
 諸天ハ天部の神々、
 三十三天ハ初
 利天華兜天などの
 類、
 三十七法ハ身口意
 を慎み威儀を修む
 る等のこと、
 偏頗なしのなほ、
 なくなるべし、
 十善を行すとの説
 ありの誤りなるべ
 し、
 庶を立て
 は近衛帝を立てた
 るをいふ、
 弟
 を用ふるは後白河

ば。斯かる乱れも出で來るなり。都べて今度の合戦の前代未聞と申すにや。主上上皇御連枝なり。關白左府も御兄弟。武士の大將爲義義朝父子なり。此の兵乱の源も。只故院後の御勸めに依つて。不義の御受禪共ありし故なり。先脱履の後猶其の未まで御計らひあらんには。當今の誰に譲りましまさん。帝王と申すに附けても。白虎通のよ。天地に合ふ人をば帝と稱し。仁義に合ふ人をば王と云へり。正法念經又は。初め胎中に宿り給ふ時より諸天是を守護す。三十三天其の徳を別けて興へ給ふ故よ。天子と稱すと云へり。彼の經に三十七法具足せるを國王とす。常に恵み施しを行ひて惜しませず。柔和にして怒らず。正直に理りて偏頗なし。古き道を正しくして捨てざ。能く人の好悪を知り。能く世の理乱を察み。貪欲なく邪見なく一切を憐み十善を行す此の説あり。されば聊も御私なく天下を治め給ふべきに。愛子に溺れて庶を立て。后妃又迷ひて弟を用ふる。國の乱るゝ基なり。此を以て書ふ云へく。聖人の禮をなす。其の嫡を

帝を立てたるをいふ、
 庶に云はく云々、此の語書經には見えず、
 傳に云はくは左傳なり、
 麗女を貶り詩經に麗妻は嬖人にして方に處れりあり、
 又詩經に晉婦城を傾くとあり、
 晉經には非ず、
 晉は俗にいふ利口、
 宮園ハ宮中、
 三夫人九嬪云々は禮記に出づ、
 女御ハ御妻とあり、
 何れも女官なり、
 關々ハ和々聲、
 唯鳩ハみこ鳥、

尊みて世を繼がしむるに在り。太子賤しくして庶子を尊ぶは乱の始めなり。必危亡に至ると。又傳云はく。后並んで嫡を等しうするは國の乱るゝ基と云々。されを后多くして同年の太子數多おはしまさば。天下必乱るべきにや。詩又は麗女を貶り書又は晉婦を諫めたり。王者の后を立て給ふ道故あるべきなり。后と申すは位を宮園に正しくして。體を君王と等しくす。されば三夫人九嬪二十七世婦八十一女御ありて。内君を助け奉る。依つて詩云へく。關々たる唯鳩君子の徳を助くと。聲和かなる唯鳩の。河の洲に在りて樂しめる體。幽深として其の品あるが如し。后妃各關雎の徳ありて幽閑貞專なる。君子の好き類なり。此を以て天下を化し。夫婦を別ち。父子を親しんじ。君臣に禮ありて朝廷正しとぞ申し傳へける。

無塩君の事 (第三十二篇)

爰に齊國に婦人あり。無塩と號く。形醜くして色黒し。喉結はれ項肥むたり。腰は折れたるが如く。胸は突き出せるが如し。蓬亂の髮

登徒の楚人、妻の事は宋玉の賦に出づ。縵縵の俗にいふはる者物、黃威の晉の人、貧窮ゆゑ破れたる給を衣にしたり。原本宣王を宣帝又ハ宣皇に作る、今昔之を改む、申さくは申すを延べたる詞、漸登は高殿の名、三國ハ上の衛秦楚をいふ、春秋ハ年といふ、楚、春夏秋冬を異したるなり。

の登徒が妻に勝れ。縵縵の上の絹董威が輩に超ひたり。折頰と鼻塞せよ。高匡と暉高に。頰頰と願細よ。隅目と目眇みたり。されば三十になるまで敢て娶る者なし。或る時宣王の宮へ詣で、申さく。妾君王の聖徳あることを聞きて。后妃の數に連らんことを願ふて詣で來れり。宣王即漸登は酒肴を設けて是を召す。時に左右の見る人。口を掩ひ目を引き笑ふ。王未言葉を出し給はず。婦人唯阿と目見張りて。胸を打ちて。危いかな危いかなと四度申せば。宣王何事を宣へるか。願はくは其の故を聞らん。女答へて云ひく。大王ハ今天下は君たれども。西に衛秦の愁へあり。南に強楚の敵あり。外に三國の難あり。内には姦臣聚れり。既に今春秋四十七に至るまで。太子立ち給はず。只繼嗣を忘れて婦人をのみ集む。好む處を恣にして。恐むべき處を緩くせり。若一旦は事出で來らば。社稷静らじ。是一つ。五重の漸臺を造りて。金を敷き玉を鑲めて。國中の寶を盡し。萬民悉く疲れたり。是二つ。賢者の山林に隠れ。佞臣ハ左右に在り。

寡人がハ寡人ハの誤りなるべし、寡人ハ諸侯が自謙して稱する詞、

以上無鹽女のこと、劉向新序に詳なり、

縵縵ハ美しき卷き相類、烽火ハ合ひ圖の狼煙、

婦人長舌ハ女の政事なみに口出しす

偽り曲る者のみ進みて。諫め諭す者なし。是三つ。酒を嗜み女に溺れ。夙夜に思ひを盡し志しを恣にして。前には國家の治を思はず。後ハ諸侯禮を収めず。是四つ。危いかな危いかなと申せば。宣王聞き給ひて。今寡人が云ふ所是至れる理りなり。誠に我誤りの甚しきなり。身の全からざらんこと近きハ在りて。立ち所に漸臺を壞ち捨て。彫琢を止め。詔へる臣を退け。賢者を招き。女樂を遠け。沈醉を禁じ。終に太子を撰び。此の無鹽君を拜して后と定めしかば。齊國大に安し。是醜女の功なりと云へり。然るを今は只顔色に耽り。寵愛を前として後宮多き故に。國亂るハなり。されば周の幽王は妾奴を愛して。本の後申后并び其の腹の太子を捨て。褒姒を后として當腹の伯服を以て太子とせしむば。申后怒りをなして。縵縵を西夷犬戎に與へて。幽王の都を攻めしむば。烽火を擧ぐれども兵も參らずして。幽王撃たれ給ひて。周國亡びてけり。都べて天下の亂れ政道の違ふこと。後宮より出づるなり。依つて詩に云ひく。婦人長

るこそ、詩經に婦の長舌あるは維厲の階とあり、

牝雞ハめすの雞にて時を作るものに非ず、万一夫が朝に時を作れば必禍のある兆なり、是は女の差し出口に喩ふ、いろふは扱ふこと、第四篇にもあり、嫡孫ハ重仁親王、公家ハ王家を指すこと第十四篇にい

舌ある。是禍の階なり。天より降す非ず。婦人より成ると云へり。長舌とて言ふこと多くして禍をなすなり。是強ひて君を教へて惡を爲さしむるにも非ず。亂の道を語るにもあらざれども。婦人を近附け其の詞を用ふれば。必禍亂起るなり。されば婦人の政に交ることなし。政に交れば亂是より成ると云へり。史記には牝雞朝する時と。其の里必亡ぶと云へり。牝雞の時を作るは所の怪異にて。其の郷亡ぶるが如く。婦人政をいろふことあれば。國亂ると云へり。然るを鳥羽院美福門院の御計らひに任せて。御恙もましませぬ新院を押し下し進らせて。近衛院を御位に即け奉り。嫡孫を閑きて。第四宮當今御受禪ありし故に。此の亂出來せり。嫡孫を閑きおひしますすの故に。院の御誤りにや。然れども天津日嗣ぎは。掛けまくも忝なく天照太神より始めて。今に絶えざる御事なれば。昔より此の御望みありし君。一人も御本望を遂げられたることあり。されども御計らひ遠ふ故にや。是より世亂れ初めて。公家忽に衰へ。朝儀彌廢れたり。洛

へり、

さりとも、日を経たれば左様のこともあらじの意、流刑を配さい

八旬之暮年ハ八十に近き老年なり、参考其期の下の候の字、再難改の難の字共になし、莊子に上古大椿あり八千歳を春とし云々とあり、此は甚久しく永へ給ふことの意に用ひたり、不耐愁難抑を、参考に

中の兵乱は是を始めと申すなり。

左府の君だち并び謀叛人各遠流の事 (第三十三篇)

同じき二十五日。人々遠流の由宣下せらる。左京大夫入道の常陸の國。近江中將成雅の越後の國。盛憲入道は佐渡の國。正弘入道は陸奥の國とぞ聞ゆる。左大臣の二男中納言師長。日數經ばさりどもと思し召しける處に。配流の事一定と聞き給ひて。今を限りの由入道殿へ御消息を進らせられけり。

一日乍抑別涙罷出御所之後。不審彌多。雖謝有餘。實如蒙愛向壁殿下及八旬之暮年。猶留九重之花洛。師長提一面之琵琶。遙去萬里之雲路。近嚴顏事又何日。非暗夢不知其期候。情每思此事。落淚空千行。縦椿葉之陰再難改。戀慕之情難休。手振心迷。不能述懷而已。師長自幼少至于今。携絃歌文筆之藝。是奉仕帝邊爲致忠節也。而忽逢此殃。長斷其思畢。雖知宿運合然。不耐愁難抑悲哉。更難盡紙上。只可令垂賢察御候。又去雲外淵底之後。無不審之程

可^キ仰^ウ給^ル之^由。可^レ令^レ言^ハ上^給。書^ハ狀^ハ狼^狽。莫^シ及^ハ高^覽。私^ニ一^見之^後。早^ク破^レ早^ク破^レ。不^可及^ハ外^見。恐^レ惶^謹言^フ。

七月晦日

山寺隱士師長上

進上 藏人大夫殿

とぞ書かれける。八月二日左大臣殿の息右大将兼長を始めとして四人。南都を出で、山城の國稻八間と云ふ所へ移りて。是より各配所へ赴かる。死罪を宥められて。遠流も成りぬるは悦びなれども。猶行く末も覺束なかりけり。檢非違使惟繁資能二人追ひ立ての使ひにて。兄弟四人各重服の装束にて。御馬をば下部取りてければ。押し取りにしたる鞍なれどもうたてげなるにぞ乗り給ひける。見る人目も當てられざりけり。

太政官符

左京職

應^ニ追^フ位^記事

正二位藤原朝臣兼長

出雲國

は愁涙咽而難禁に作る。淵底は海中といふ程のこと。無不審之程云々は、安否如何を心配せぬやうに音づれ給へさなり。藏人大夫は攝關家の藏人所の長なり。稻八間何れの邊なりや詳ならず。参考によりてうつてを移りてに改む。重服の装束とは、慎みの身なれば、裏中同様素服を着たるなり。押し取りにしたる云は、元來追ひ立ての使ひは罪人の所持品なども取り上ぐるものなり。此ハ流人の僕が馬の口を取り居て、既に取られたる鞍

從二位藤原朝臣師長 土佐國
正三位藤原朝臣隆長 常陸國
右正二位行權中納言兼左兵衛督藤原朝臣忠雅宣奉勅。件等人坐事配流件國々。宜仰彼職令追位記者。職宜承知。仍宣行之。符到奉行。

保元元年八月三日

脩理左宮城使正五位下行左大史兼算博士

左辨官正五位下藤原朝臣

太政官符

治部省

應令還俗大法師範長事

右正三位行權中納言左兵衛督藤原朝臣忠雅宣奉勅。範長坐事配流安藝國。宜仰彼省先令還俗。省宜承知。依宣行之。符到奉行。

保元元年八月三日

修理左宮城使正五位下行左大史兼算博士

の粗末なるを乞ひ受け、夫に乘せたるなり。符は印を捺したる書面、太政官より下の左京職へ下したるなり。追は追客なり。位は賜はる時の書に朱印署名等あるゆゑ位記といふなり。正五位下行云々、官位相當なれば、官を上位を下に置く若位高く官卑ければ位を上にし官を下にし、其の間に行を盡くみと例なり。忠雅宣の宣は詔りを受け次ぐこと、奉勅は夫を執り行ふこと、前の左辨官の下、原本に下の字あり、参考よりて之を削り、且左宮城使の上へ修理の二字を補ふ。

大物は攝津尼が崎の邊なり、

青海波は盤漣調の樂の名なり、

歌の中へ青海波といふ文字を詠み込みたり、我が身流されて歸らずとも此の曲を捨つるなけれはの意なり、此の歌千載集十訓抄其の他に出でたれども、詞に異同多し、
源朝第

左辨官正五位下藤原朝臣

此の範長禪師は配所安藝の國とぞ聞えし。各故郷をば今日を限りと立ち別れ。東西南北へ左遷ふ赴き給ふ心の中こそあはれなれ。師長の大物と云ふ所より留り給ふ。源惟守と云ふ者。此の程琵琶を習ひ奉りて常々参りけるが。最後の御送りとして是まで参つて。終夜秘曲を調べ。何處の浦までも参るべく候へども。武士許し侍らねば罷り歸り候ふ。御餘波惜しく候ふと申せば。汝情ありて是まで來ることこそ有り難けれとて。青海波の秘曲を授け給ひて。其の譜の奥より斯くぞ遊ばされける。

教へ置く其の言の葉を忘るなよ。身は青海の波と沈むと。惟守袖を廣げて是を給ひつゝ。涙に咽びて立ちにけり。此の外國々へ流さるゝ人十四人とぞ聞えし。禪問は左府の御形見の君たちも皆々別れ給へば。別派押さへ難くて。斯かる物思ひに消ゆるらぬ露の命も中々恨めしく。生きて物を思はんよりは。只春日大明神命を

四篇を見よ、

配所は前篇配流の解を見よ、

さながらふそあらめは、其のまゝ差し置くべしの際、

當來ハ將來といふに同じ、三世は過去現在未來、

召せと申させ給ふぞ。せめての御事とあはれなる。

大相國御上落の事 (第三十四篇)

さる程又八月八日宇治大相國宮家殿に歸り住ませ給ふべき由。内々申させ給へども。天氣ゆりず。剩すさへ南都にて惡黨を催し給ひける。配所へ遣はさるべき由宣下せられければ。信西關白殿へ此の由申せば。殿下父を配所へ遣はして。其の子孫縁を仕らんこと面目なき由仰せけれ。信西此の由を奏聞す。關白左様に申されば。さながらこそあらめと仰せなりければ。禪問此の由を聞し召して。關白入道が事を是程又思ひけるものを。何の故に日比快からず思ひつらんとて。御後悔ありけり。然れども猶世を恐れさせ給ひて。内裏へ申させ給ひけるは。若朝家の御爲野心を存せば。天神地祇の冥罰を蒙り。當來又は三世諸佛の利益に洩るべしとぞ書かせ給ひける。南都に御坐ありては悪しかりなると。關白殿より御迎へよ人を進らせられければ。御所勞とて出で給はず。猶世を危ませ給ふ故なり。

知足院第十七篇に出づ。忠實當時七十九、後薨するまき八十四歳、

國よりは國司よりの落字なるべし、直嶋は松山の北の海中にあり、

供御は御膳部、

夜の雁の云々は、漢の蘇武が匈奴より雁を寄せて故郷に送りたる事、

粉は白楡なり、杜子美の詩に種香仙

依つて殿下より御子左衛門督基實を御使ひとして。委しく申させ給ひければ。其の時入道殿南都を出で給ひて。知足院に住ませ給ふ。御年八十四とぞ聞えける。

新院御經沈めの事附けたり崩御の事 (第三十五篇)

さる程に新院の八月十日に御下著の由。國より御請文到來す。此の程は松山に御座ありけるが。國司既に直島と云ふ所に御所を造り出されければ。其に遷らせおはします。四方の築い垣築き。只口一つ開けて。日に三度の供御進らすの外は。事問ひ奉る人もなし。さらでだに習はぬ鄙の御住まひは悲しきに。秋も漸開け行くまゝに。松を拂ふ嵐の音。幾も呼ばる蟲の聲も心細く。夜の雁の遙かに海を過ぐるも。故郷も言傳てせま欲しく。曉の千鳥の洲崎も噪ぐも。御心を碎く種となる。我が身の御歎きよりは。儘も附き奉り給へる女房たちの伏し沈み給ふに。彌御心苦しかりけり。我遙かに神裔を受け天子の位を踐み。太上天皇の尊號を蒙つて。粉楡の居を占めき。

家近白楡などいあれば、粉楡の居は仙洞の義なるべし、金谷は晋の石崇の別荘の名、

鳥の頭白くなるは、屹度なきふさなをいふ、史記荆軻の傳の注にあり、彦考の牛井本によりて亡郷を望郷に改む、魂魄故郷を望む義なり、五部の大乗經は、華嚴經大集經般若經法華經涅槃經なり、貝鐘の音も聞えぬ所とは、名寺大刹なき意、高野山は紀州にあり、五宮は即御室、法皇は新院のこと、

先院御在世の間なりしかば。萬機の政を心に任せずと雖。久しく仙洞の樂しみに誇りき。思ひ出なきに非ず。或は金谷も花を弄び。或は南樓の月も吟じ。既に三十八年を送れり。過ぎにし方を思へむ。昨日の夢の如し。何なる前世の宿業にか斯かる歎きに沈むらん。縦鳥の頭白くなるとも。歸京の期を知らず。定めて望郷の鬼とぞならんずらん。偏に後世の御爲とて。五部の大乗經を。三年が程に御自筆も遊ばして。貝鐘の音も聞えぬ所も置き奉らんも不便なり。八幡山の高野山か。若御免しあらば鳥羽の安樂壽院の御墓に奉り置きたき由。平治元年の春の比。仁和寺の御室へ申させ給ひしかば。五宮よりも關白殿へ此の由傳へ申させ給ふ。殿下より能き様に執り申させ給へども。主上終に御許されもなくして。彼の御經を即返し遣はさる。御室より御尤め重くたこします故。御手跡なりとも都近く置かれ難き由承り候ふ間。力も及ばずと御返事ありければ。法皇此の由聞し召して。口惜しき事かな。我が朝にも限らず。天竺靈旦にも

懺悔の懺は過失を
 逃ぶる義、
 参考によりて力な
 くを力なしに改む、
 寛縁は寛の風
 なり、
 参考によりて泰頼
 を康頼に改む、
 柿の御衣は柿色
 の御衣、長頭
 巾は頭巾の高く立
 ちたるもの、常の
 僧も或は冠ること
 あり、両手を廣
 げたる長さを一尋
 さいふ、生さ
 ずは生させの誤り
 なるべし、盛衰記
 には御爪も切らせ
 給はず云々、又足
 手の御爪長々とし
 ひさあり、参
 考によりて八年を
 九年に六日を二十
 六日に改む、
 志戸は松山より途

國を論ト位を諍ふて。伯父甥謀叛を起し。兄弟合戦を致すことなき
 に非ず。我此の事を悔い思ひ。悪心懺悔の爲に此の經を書き奉る所
 なり。然るに筆跡をだも都に置かざる程の儀に至つては力なし。此
 の經を魔道に廻向して。魔縁と成つて遺恨を散せんと仰せければ。
 此の由都へ聞えて。御有り様見て参れとて康頼を御使ひよ下されけ
 るが。参りて見奉れば。柿の御衣の煤けたるに。長頭巾を卷きて。
 大乘經の奥に御誓狀を遊ばして。千尋の底に沈め給ふ。其の後は御
 爪をも生さず御髪をも剃らせ給はで。御姿を寢し。悪念に沈み給ひ
 けること恐しけれ。斯くて九年おはしまして。長寛二年八月二十六
 日。御歳四十六にて志戸と云ふ所にて隠れさせ給ひけるを。白峯
 と云ふ所にて烟りに成し奉る。此の君怨念に依つて。生きながら天
 狗の姿よならせ給ひけるが。其の故にや中二年ありて。平治元年十
 二月日。信賴卿に語らはれて義朝大内に立て籠り。三條殿を焼き拂
 ひ。院内をも押し籠め奉り。信西入道の一類を滅し。堀り埋されし

か東に白峯は少し
 東にあり、中
 二年ありては保元
 元年よりいふ、
 十二月日は九日
 とあるべきを、九
 を脱したるなるべ
 し、院内は唯
 院さばかりいふに
 同じ、三條殿
 は其の頃後白河上
 皇の在し、御殿な
 り、大路は大
 通り、院さ申
 すは、院内の落
 字なるべし、
 梅檀は南海中の國
 より出づる香木、
 迦陵頻は妙聲
 鳥と譯す、仁
 安三年は長寛二年
 より五年目なり、

信西が死骸を掘り起し。首をば大路を渡しけり。絶えて久しき死罪
 を申し行ひ。左府の死骸を耻しめなご。餘りなる事申し行ひしが果
 す處なり。去んぬる保元三年八月二十三日に。御位春宮と譲り給ふ。
 二條院是なり。院と申すは先帝後白河の御事なり。信賴も忽ち滅び
 ぬ。義朝も平氏に打ち負けて落ち行きけるが。尾張の國にて相傳の
 家人長田莊司忠宗に撃たれて。子共皆死罪流刑に行はる。誠に乙若
 宣ひける如くなり。梅檀の二葉より香しく。迦陵頻の卵の中に妙な
 る音あるが如く。乙若幼けれども。武士の家よ生まれて兵の道を知
 りけることところあわれなれ。此の乱の讀岐院未御在世の間に。眼の
 當り御怨念の致す處と人申しけり。仁安三年の冬の比。西行法師諸
 國修行の次いでに。白峯の御墓に参りて。つくづくと見進らせ。昔
 の御事思ひ出し奉りて。斯くぞ詠み侍りける。
 「よしや君昔の玉の床とても。斯からん後は何にかいせん。」
 治承元年七月二十九日。追號ありて崇徳院とぞ申しける。加様に宥

に無益のものなり
 大上天皇は即後白
 河上皇、
 此の時は藤原基房
 關白太政大臣たり、
 大臣左遷のこ
 きは、大抵太宰權
 帥に貶されて太宰
 府へ遣らる、
 法住寺殿は後に後
 白河上皇の居給ひ
 し處、賀茂河の東
 にて七條八條の間
 にあり、
 西八條は東寺の北
 の處なり、

め進らせられければ。猶御憤り散せざりけるまや。同じき三年十
 一月十四日に。清盛朝家を恨み奉り。大上天皇を鳥羽の離宮に押し
 籠め奉り。太政大臣以下四十三人官職を止め。關白殿を太宰權帥に
 遷し進らす。是直事非ず。崇徳院の御崇りどぞ申しける。其の後
 人の夢よ。讃岐院を興に乗せ奉り。爲義判官子共相具して先陣仕り。
 平馬助忠正後陣にて。法住寺殿へ渡御あるに。西の門より入れ奉ら
 んとするよ。爲義申しけるは門々をば不動明王大威徳の固め給ひて
 入り難しと申せば。さらば清盛が許へ入れ進らせよと仰せければ。
 西八條へ成し奉るに。左右なく内へ御幸なりぬとぞ見たりける。誠
 に幾程なくて。清盛公物狂はしくなり給ふ。是讃岐院の御靈なりと
 て宥め進らせん爲よ。昔御合戦ありし大炊御門が末の御所の跡に社
 を造りて。崇徳院と祀ひ奉り。并びに左大臣贈官贈位行はる。少納
 言惟基勅使にて。波の御墓所に向ひて太政大臣正一位の位記を讀み
 懸けけり。亡魂もさこそ嬉しと思し召しけめと皆人申し合へり。

假名本によりて宣
 下下りけるに宜
 下ありけるに改
 む、盛衰記に
 爲朝石山寺に隠れ
 居て捕はれたるこ
 とを書けり、然ら
 ば輪田は石山の邊
 ならんか、乞
 食させては布施を
 貰ふこと、筑
 後守家真云々は、
 九州には見知れる
 もの多くあるべけ
 れば、別して避く
 るなり、有漏
 の漏は染汚の義、
 因果に引かれ生死
 に迷ふ等のことを
 いふ、温疾は
 瘟疫さしいへり、
 今の勝安扶斯の類
 なり、下り湯
 は風呂に入ること、
 尋常氣なりは、
 餘り異風ならず都

爲朝生け捕り流罪處せらるゝ事 (第三十六篇)

さる程に爲朝を搦めて参りたらん者又は。不次の賞あるべしと宣下
 ありけるよ。八郎近江の國輪田と云ふ所へ隠れ居て。郎等一人法師
 になして。乞食させて日を送りけり。筑紫へ下るべき支度しけるが。
 平家の侍ひ筑後守家真大勢まで上りければ。其の程葦と深山に入り
 て身を隠し。夜の里より出で、食事を營みけるが。有漏の身なれば病
 み出して灸治など多くして。温疾大切の間。古き湯屋を借りて常に
 下り湯をすしける。爰に佐渡兵衛重貞と云ふ者。宣旨を蒙りて國中
 を尋ね求めける處に。或る者申しけると。此の程此の湯屋に居る者
 こそ怪しき人なれ。大男の怖しげなるがさすが尋常氣なり。歳は
 二十計りなるが額に疵あり。由々しく人に忍ぶと覺えたりと語れば。
 九月二日湯屋に下りたる時。三十餘騎にて押し寄せてけり。爲朝眞
 裸にて。合ふ木を以て數多の者をば打ち伏せたれども。大勢に取り
 籠められて云ひがひなく搦められにけり。季實判官請け取りて二條

人らしきこと、合ふ木は伊勢貞丈の殿、粉をおふこと訓するゆゑ、夫を合ふ木さ書きたるなり、粉は荷ひ棒なり、是は水桶を荷ふ棒なるべしといへり、水干は狩り衣の形に同し、前襟の角は後襟の半と長き紐あり、之を掛け合せて両肩より前へ出し、胸の下にて結び合ふ、白櫛を差させたるは、やがて首を斬るを示すなるべし、髪を掻き上ぐるものなればなり、遠期せりは初め日限を立てて扱したるを、其の日を越したることなるべし、御覽せられぬ者の御覽せられぬ者の

を西へ渡す。白き水干袴に赤き帷子を著せ。髻りに白櫛を差したりける。北の陣にて窺見あり。公卿殿上人は申すに及ばず。見物の者市をなしけり面の疵は合戦の日正清に射られたりとぞ聞ぬける。既す誅せらるべかりしが。以前の事は合戦の時節なれば力なし。事に既に違期せり。未御覽せられぬ者の體なり。且は末代に有り難き勇士なり。暫く命を助けて遠流せらるべし。と議定ありしかば。流罪に定りぬ。但し息災にては後悪しかりなんとて。肘を抜きて伊豆の大島へ流されけり。斯くて五十餘日して。肩を繕ひて後は少し弱くなりたれども。矢束を引くこと今二つ伏せ引き増したれば。物の切るゝこと昔より劣らず。爲朝宣ひける。我清和天皇の後胤として。八幡太郎の孫なり。争う先祖をバ失ふべき。是こそ公家より賜りたる領なれとて。大島を管領するのみならず。都べて五島を打ち從へたり。是ハ伊豆の國の住人狩野介茂光が領なれども。聊も年貢をも出さず。島の代官三郎大夫忠重と云ふ者の婿に成りてけり。茂光

りたりとすれば是非執行すべき法なれば、かく取り扱ふなり、息災は健康の儀、肘を抜きては、手さ肩のつがひを脱したるなり、かひふさいふ詞ハ本用のことなり、矢束は第十篇に出づ、二つ伏せば、指二つ伏せたるにて即ち一握りの半分なり、

五島は大島新島津島三宅島御蔵島、上篇は第十五篇にいへる如く、貴き女の稱なるを、終には男子にも用ひたるなり、

の上龍婿取りて我を我ともせずと恨みけれ。隠して運送をなすを爲朝聞き附けて。勇忠重を喚び寄せて。此の條奇怪なりと云ふ上。勇士なれば始終我が爲悪しかりなんとや思ひけん。左右の指を三つづ、切りて捨て、けり。其の外弓矢を取りて焼き捨て。都べて島中に我が郎等の外弓矢を置かざりけり。昔の兵共尋ね下りて附き従ひしかば。威勢漸盛んにして過ぎ行く程に。十年より成りよける。

爲朝鬼が島に渡る事并びに最後の事 (第三十七篇)

さる程に永萬元年三月に磯又出で、遊びけるに。白鷺青鷺二つ連れて沖の方へ飛び行くを見て。鷺さよ一羽に千里を飛ぶと云ふに。況鷺の一二里にはよも過ぎじ。此の鳥の飛ぶ様は定めて島ぞあらん。追つて見んと云ふ儘に。早舟に乗つて駛せて行くに。日も暮れ夜にもなりければ。月を簪に漕ぎ行けば。曙に既に島影見えければ漕ぎ寄せたれども。荒磯にて波高く岩岨しくて。舟を寄すべき様もなし。

空様に取り上げた
るは、高く結び
上げたるなり、

菓子にくだ物、

押し廻らして見給ふに。戌亥の方より小河を流れ出でたりける。御
曹司の西國にて舟又は能く調練せられたり。船をも損せず押し上げ
て見給へば。長さ一丈餘りある大童の。髪は空様も取り上げたるが。
身に毛ひしと生ひて色黒く牛の如くなるが。刀を右に差して多く
出でたり。怖しなとも云ふ計りなし。申す詞も聞き知らざれば。大
方推してあひしらふ。日本の人爰に島ありとは知らねば。熊とよも
渡らじ。風に放されたるらん。昔より悪風に遇ふて此の島に来る者
生きて歸ることなし。荒磯なれば自來る舟の波に碎かる。此の島に
の舟もなければ。乗りて歸ることなし。食物なければ忽に命盡きぬ。
若舟あらば。糧盡きざる前に早く本國に歸るべしとぞ申しける。郎
等共は皆興を醒して思ひけれども。爲朝之少しも騒がず。磯に船を
置きたればこそ波にも碎かるれ。高く引き上げよとて。遙かの上に
引き上げける。さて島を廻りて見給ふに。田もなし島もなし。菓
子もなく絹綿もなし。汝等何を以て食事とするぞ問へば。魚鳥と答

換ははぶともいふ、
木の枝を束れ粘を
付けて林間に立て、
鳥を取るものなり、

拾遺集に、隠れ笠
隠れ笠をも得てし
かふ、きたり人
に知られざるべく
さあり、古はか
るふ、なひひ傳へ

ふ。綱引く體見ぬす。釣りする船もなし。又換も立てず。粘繩も引
りす。何にして魚鳥を取るぞと問へば。我等が果報にや。魚は自然
と打ち寄せらるゝを拾ひ取り。鳥をば穴を掘りて。領知別ちて其の
穴に入り身を隠し聲を學びて呼べば。其の聲に附きて鳥多く飛び入
るを。穴の口を塞ぎて間取りにするなりと云ふ。實にも見れば鳥穴
多し。其の鳥の勢は鴈程なり。爲朝是を見給ひて件の大鍋にて木に
在るを射落し。空を翔るを射殺しおとし給へば。島の者共舌を振つ
て怖ぢ恐る。汝等も我に従はざれば斯くの如く射殺すべしと宣へば。
皆平伏して従ひけり。身に著る物の網の如くなる太布なり。此の布
を面々の家々より多く持ち出で、前に積み置きけり。島の名を問ひ
給へば。鬼が島と申す。然れば汝等は鬼の子孫か。さん候ふ。扱は
聞ゆる寶あらば取り出せよ見んと宣へば。昔正しく鬼神なりし時は、
隠簀隱笠浮履劍なといふ寶ありけり。其の比は船なければも他國へ
も渡りて。日食人の牲をも取りけり。今は果報盡きて寶も失せ形も

たり見ゆ、日食は何處なりや、人を見ぎに出すこと、八丈島の西の風島を小島といふ、葦島の名はなけれど今尙爲朝の祠あり、但し方今七島といふは、前にいへる五島と式根島八丈島なり、八部は天龍夜叉阿修羅などの八つをいふ、鬼神の類なり、國府は藤のある所にて今の三島驛なり、

高倉院は後白河帝の御子、第七十九代なり、

人に成りて。他國へ行く事も叶はずと云ふ。さらば島の名を改めんとて。太き葦多く生ひたれば。葦島とぞ名付けける。此の島俱して七島知行す。是を八丈島の脇島と定めて。年貢を運送すべき由を申す。船なくして如何すべきと歎く間。毎年一度船を遣はすべき由約束してけり。但し今渡りたる驗しにどて。件の大童一人具して歸り給ふ。大島の者餘りに物荒く舉動ひ給へむ。龍神八部に捕られて失せつらんと悦び思ふ處に。事故なく歸り給ふのみならず。剩すさへ恐しげなる鬼童を相具して來りたれむ。國人彌怖ぢ恐る。此の鬼童の氣色を國人に見せんとや。常に伊豆の國府へ其の事となく使はしけり。然れば國人鬼神の島へ渡つて鬼を捕らへて郎等とし。人を喰ひ殺させらるべし。と怖ぢ合へること斜ならず。されば爲朝も猶驕る心や出で來けん。然れば國人も斯くては何なる謀叛をか起し給はんずらんなど申しけるを。狩野介傳へ聞きて。高倉院の御宇嘉應二年の春の頃京上りして此の由を奏聞し。茂光が領地を悉押領し。剩

宣旨は院宣の誤りなるべし、参考によりて最六郎を澤六郎に改む、

すさへ鬼が島へ渡り。鬼神を奴として召し仕ひ。人民を虐ぐる由を訟へ申しければ。後白河院驚き聞し召して。當國并び武藏相摸の勢を催し發向すべき由宣旨を成されければ。茂光に相從ふ兵誰々伊東北條宇佐美平太同じき平次加藤太同じき加藤次澤六郎新田四郎藤内遠景を始めとして五百餘騎。兵船二十餘艘まで。嘉應二年四月下旬。大島の館へ押し寄せたり。御曹司思ひも寄らず。沖の方に舟の音の爲けるは何舟ぞ。見て參れと宣ふ。商人船やらん多く連り候ふと申せば。よもさそあらじ。我は討手の向ふやらんなど宣へば。案の如く兵船なり。さてい定めて大勢なるらん。縦一萬騎なりども撃ち破つて落ちんと思は。一先は鬼神が向ふたりども射拂ふべけれども。多く軍兵を損じ人民を腦さんも不便なり。勅命を背きて終に何の詮かあらん。去んぬる保元に勅勘を蒙りて流罪の身と成りしかども。此の十餘年は當所の主と成つて。心計りは樂しめり。其の以前も九國を管領しき。思ひ出なきに非ず。筑紫まで河内池原田

其の外の者共は、相模武藏のもの、外にいふ、曲み平氏ハ志しの善むらぬにいふ、

欲知過去因云々、何の経文なりや知らず、惡道は地獄、殺業は殺すといふ仕事といふが如し、

を始めとして。西國の者共は皆我が手柄の程の知りぬらん。都にては源平の軍兵殊に武藏相模の郎等共。我が弓勢をバ知りぬらんものを。其れ外の者共甲冑を鎧ひ弓箭を帶したる計りにてこそあらんすれ。爲朝に向つて弓引のん者は覺ぬぬものを。今都よりの大將ならバ。曲み平氏なごこそ下るらめ。一々に射殺して海にはめんど思へども。終ふ叶はぬ身に。無益の罪作りて何かせん。今まで命を惜しむも。自然世も立て直らバ。父の意趣をも遂げ我が本望をも達せばやと思へバこそあれ。又昔年説法を聞きしよ。欲知過去因。見其現在果。欲知未來果。見其現在因。と云へり。されば罪を作らバ必惡道に落つべし。然れども武士たる者殺業なくては叶はず。夫に取つては武の道非分の者を殺さるなり。依つて爲朝合戦すること二十餘度。人の命を斷つこと數を知らず。されども分の敵を撃つて非分の者を撃たず。鹿を殺さず。鱗を漁らず。一心に地藏菩薩を念じ奉ること二十餘年なり。過去の業因に依つて。今加様の惡身を受け。

苦果は惡しき報い、

物の具は武器、

搦い船ハ垣のやうに並ぶる櫓、

今生の惡業に依つて。來世の苦果思ひ知られたり。されば今此の罪惡懺悔しつ。偏に佛道を願ひて念佛を申すなり。此の上ハ兵一人も残るべうらず皆落ち行くべし。物の具も皆龍神に奉れとて。落ち行く者に各形見を與へ。鳥の冠者爲頼とて九歳まなりけるを喚び寄せて刺し殺す。是を見て五つになる男子二つ又なる女子をば。母抱きて失せにければ力なし。さりながら矢一つ射てこそ腹をも切らめどて立ち向ひ給ふが。最後の矢を手淺く射たらんも無念なりと思案し給ふ處に。一陣の舟に兵三百餘人射向けの袖を差し翳し。舟を乗り傾けて。三町計り渚近く押し寄せたり。御曹司矢比少し遠ければ。大鏑を取つて交ひ。小肘の廻る程引き詰めてひようと放つ。水際五寸計り置いて。大船の腹を彼方へつと射通せば。兩方の矢目より水入りて。舟は底へぞ卷き入りける。水心ある兵は。櫓搦い櫓に乘つて漂ふ所を。櫓搦弓の頭を取り附きて。並びの船へ乗り移りてぞ助かりける。爲朝是を見給ひて。保元の古と。矢一筋にて二人の武者

心に鬼を作りては、
恐るゝ餘り心に種
種のことを拵へ思
ふふり、

原本見おかけれど
もさ續けて讀みた
れど、見おにて句
を切るをよしとす、
事柄は今のこ
つがらさいふに同
じ、此の頃は昔事
柄さいへり、さい

を射殺しき。嘉應の今の。一矢に多くの兵を殺し畢んぬ。南無阿彌陀佛とぞ申されける。今の思ふことなしとて。内に入り家の柱に後を當て、腹掻き切つてぞ居たりける。其の後は船共遙かに漕ぎ戻して申しける。八郎殿の弓勢は今も始めぬ事なれども。如何すべし我等が鎧ひを脱ぎて船にや著するなど。色々の支度にて程經れども。差し出づる敵もなければ。又懼づ、船を漕ぎ寄せせければ。敢て手向ひする者もなし。是に附けても謀りて陸に上げてぞ撃たんと。心に鬼を作りて左右なく近かす。されども波の上に目を送るべきかどて。思ひ切つて馬の足立つ程にもなりしかを。馬共皆追ひ下して。ひたくと打ち乗つて。呼いて驅け入れども。立て合ふ者の様に見ぬ。無ければも太刀と持つ様に覺ぬ。眼勢事柄敵打ち入らんを差し覗く體にぞありける。されば兼ねて我真先驅けて撃ち取らんと申せし兵共。是を見て打ち入る者一人もなし。全く官軍の臆病なるにもあらず。只日頃人毎に懼ぢ習ひたる謂はれなり。加様

つと普通なり、

道俗は僧さ平人、

に随分の勇士共も。惡びれて進み得ず。只外郭取り回せる計りなり。爰に加藤次景廉自害したりと見えふせてやありけん。長刀を以て後より狙ひ寄つて。御曹司の首をぞ撃ち落しける。依つて其の日の高名の一の筆もぞ附きたりける。首をば同じき五月に都へ登せければ。院は二條京極に御車を立て、觀覽ある。京中の貴賤道俗群集す。此の爲朝は十三にて筑紫へ下り。九國を三年に伐ち從へ。六年治めて十八歳にて都へ上り。保元の合戦も名を顯し。二十九歳まで鬼が島へ渡り。鬼神を奴とし。一國の者恐ぢ怖ると雖。勅勘の身なれば終は本意を遂げず。三十三にして名を一天に廣めけり。古より今に至るまで此の爲朝程の血氣の勇者なしとぞ人申しける。

頭保元物語卷之三終り

明治廿四年六月一日印刷
同年同月二日出版

定價金貳拾五錢

著者 中根 淑

發行者 原亮三
東京市日本橋區本町三丁目十七番地



印刷者 日置 九郎

發兌 金港堂 本店

大坂市東區南本町四丁目二百廿一番地


大賣捌 金港堂 支店

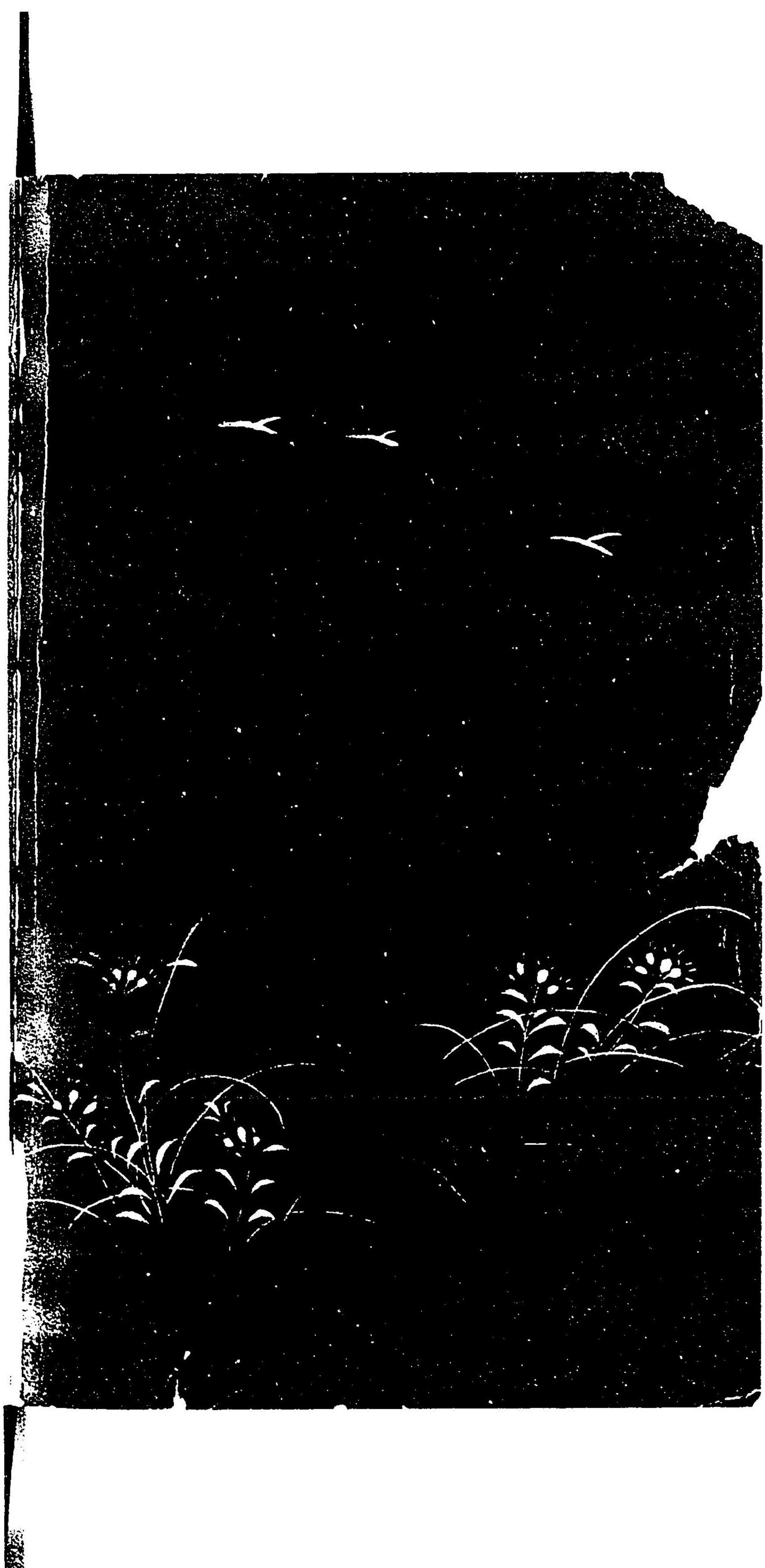
宮城縣下仙臺市國分町

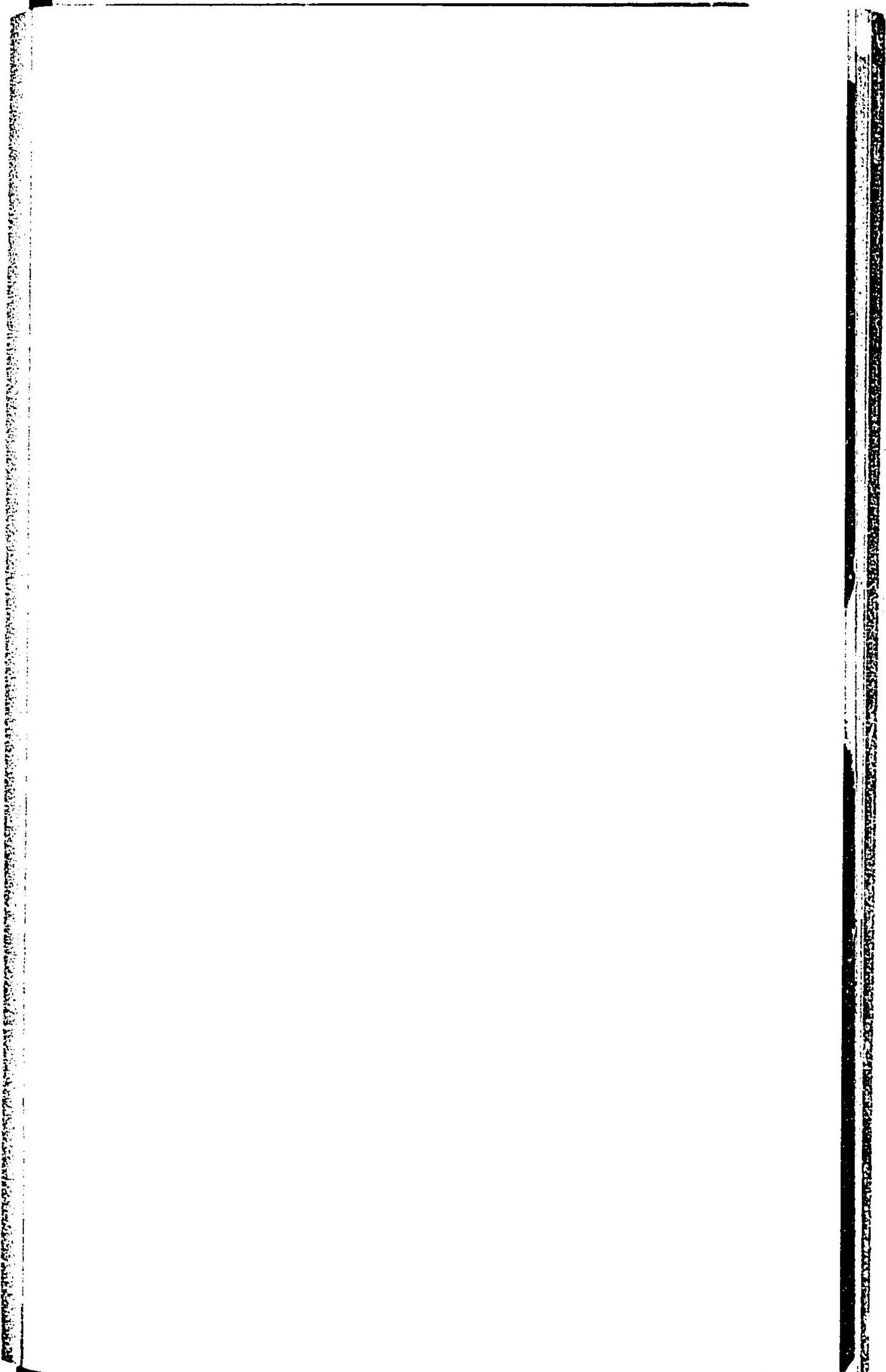
大賣捌 金港堂 支店

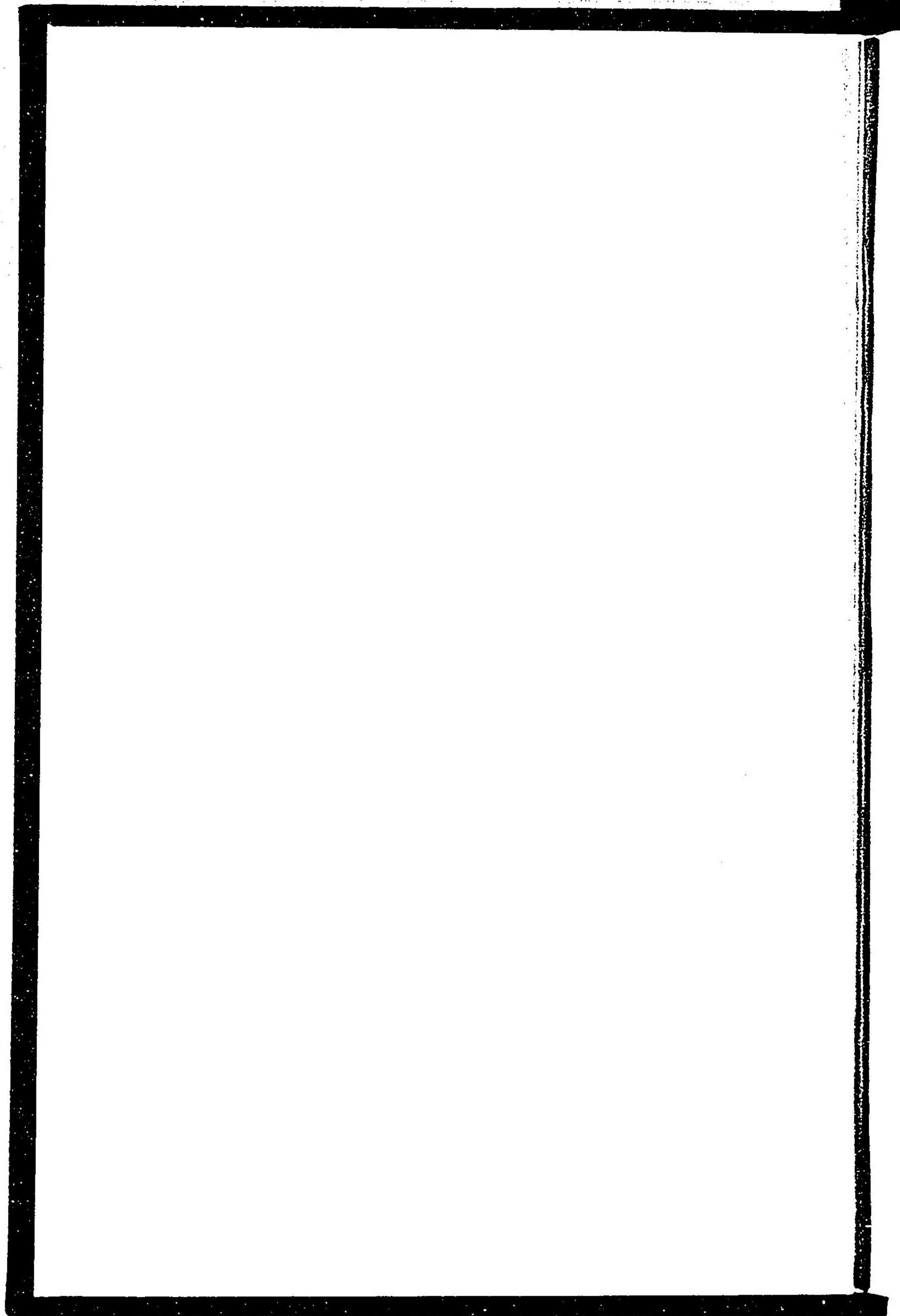
版權
所有

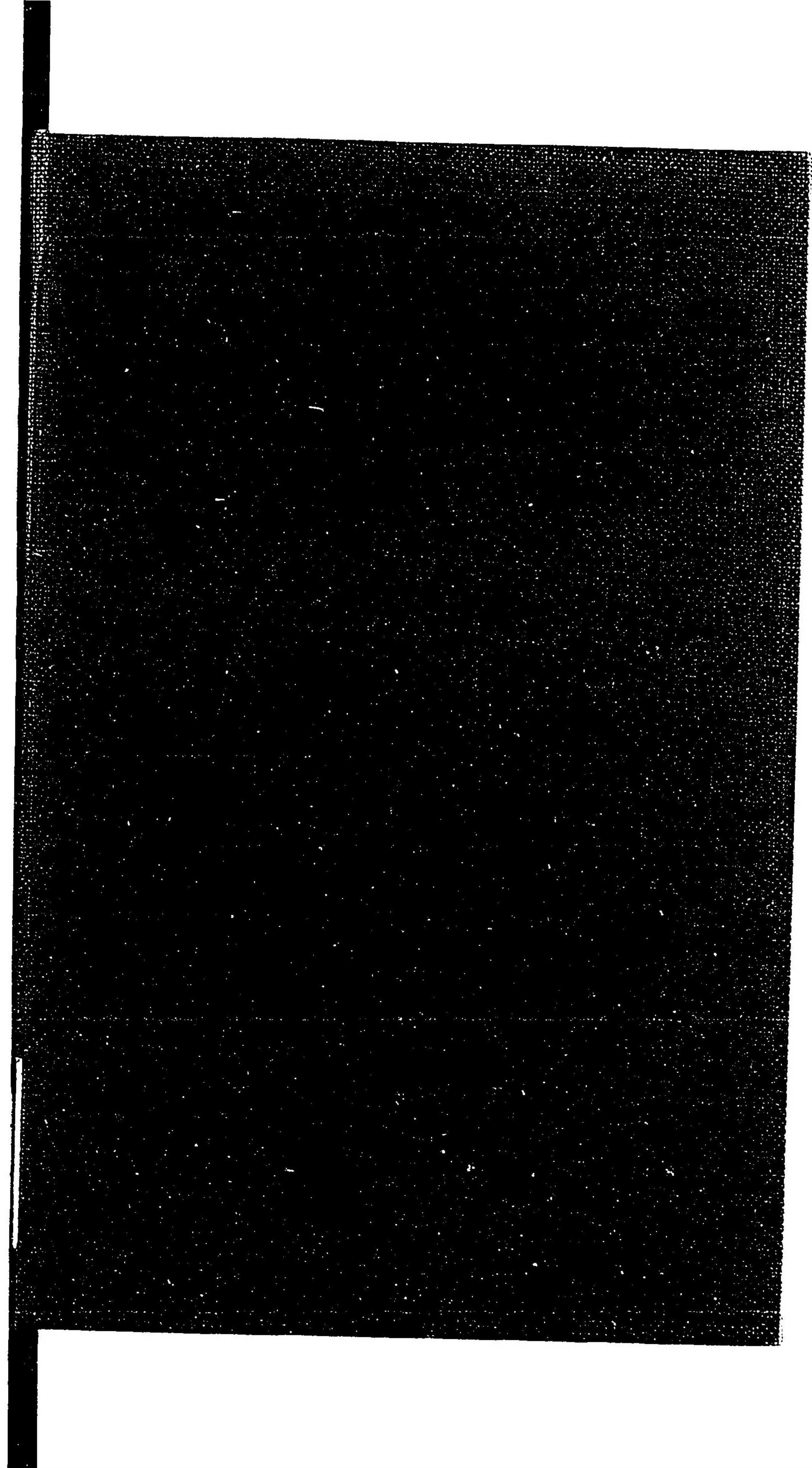












913.44
H6152
M

089054-000-8

913.44-H6152N

保元物語 (頭書)

中根 淑/註釈

M24

DBL-0298



Vertical line on the left side of the page.

Horizontal line at the bottom left of the page.

